

平成20年度国庫補助事業

芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書

城山南麓遺跡（K地点）

芦屋廃寺遺跡（第108地点）

月若遺跡（第102地点）

寺田遺跡（第197地点）

岩ヶ平刻印群（第169地点）

－徳川大坂城東六甲採石場X－

2010年3月

芦屋市教育委員会

平成20年度国庫補助事業

芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書

城山南麓遺跡（K地点）
芦屋廃寺遺跡（第108地点）
月若遺跡（第102地点）
寺田遺跡（第197地点）
岩ヶ平刻印群（第169地点）
－徳川大坂城東六甲採石場X－

2010年3月

芦屋市教育委員会

序 文

近代以降、住宅都市として発展してきた芦屋市は、よりよい住環境の中で、明るい街づくりと、健康的で文化的な市民生活が営めるよう都市づくりを進めてきました。個人住宅はその基礎をなすものであり、周知の埋蔵文化財の事前調査については、国・県から補助金を得て発掘調査する仕組みを断続的ながら30年以上にわたり続けてきました。

本書で報告する平成20年度の発掘調査においては、かねてより注目されてきた平野部の遺跡と山麓部の遺跡において、貴重な発掘成果が得られました。どちらも本市にとって歴史と文化の古さを教える重要な遺跡であり、その一部を記録として残すことができたことは喜ばしいことと感謝いたします。

ご協力いただいた多くの市民の方々や関係者の皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

平成 22 年 3 月 31 日

芦屋市教育委員会

教育長 藤 原 周 三

例 言

1. 本書は、芦屋市教育委員会が平成20年度国庫補助事業として実施した市内遺跡発掘調査の概要報告書である。発掘調査費・遺物整理費・報告書印刷製本費等は、総額12,000,000円で、国1/2、県1/4、市1/4の補助率である。
2. 調査対象遺跡は、当該年度に届出があり、確認調査や本発掘調査が必要となった6遺跡6地点である。これらの調査地点の中で、国史跡指定に向けての会下山遺跡第2次確認調査については別途報告書を刊行するため、第1章で概略を簡潔に述べるにとどめ、割愛した。
3. 平成20年度に実施した発掘調査および遺物・資料整理作業は、芦屋市教育委員会生涯学習課文化財担当主査（学芸員）森岡秀人、同課学芸員竹村忠洋、同課嘱託（学芸員）坂田典彦、同課嘱託（学芸員）白谷朋世が担当し、同課嘱託（学芸員）守田めぐみが補佐した。国庫補助事業に関わる事務については、同課課長補佐細井良幸、同課課員春木和子が担当し、同課臨時的任用職員である木本真味・田中智美がこれを補佐した。
平成21年度に実施した報告書（本書）の編集・作成作業は、上記の学芸員4名が担当し、同課嘱託（学芸員）平山裕之がこれを補佐した。事務については、上記の事務職員2名が担当し、同課臨時的任用職員である田中智美・力武麻喜江がこれを補佐した。
事業の実施に際しては、文化庁文化財部記念物課および兵庫県教育委員会文化財室から指導・助言を受けた。
4. 発掘調査および遺物・資料整理作業（平成20年度）、報告書（本書）編集・作成作業（平成21年度）には、上記した職員・嘱託のほか、下記の臨時的任用職員、文化財ボランティアが従事した。
相澤敦子・天羽育子・梅本素子・久保ふく子・桑原育世・小島静子・近藤奈保子・新野純子・須田佑子・住本孝太・中井みどり・仲谷由利子・西岡崇代・前田ひさ子・山本麻理・横森美和子
5. 本書の執筆と編集は、森岡・竹村・坂田・白谷の4名が行い、平山が補佐した。執筆分担については、目次および本文節末に氏名を掲げた。
6. 校正作業は、森岡・竹村・坂田・白谷の他、桑原・西岡・山本が担当した。
7. 方位について、真北を用いたものには挿図中の方位マークに「T. N.」と、磁北を用いたものには「M. N.」と表示した。なお、磁北は真北より6°40'西に振っている。また、標高については、東京湾平均海水準（T. P.）で表示している。
8. 標準土色帖で判定した褐色の「褐」字は、本書では「褐」を代字として使用した。
9. 発掘調査および整理作業の過程で、下記の方々からご助言・ご教示を賜った。記して感謝いたします（五十音順・敬称略）。
勇 正廣・北垣聡一郎・藤川祐作・古川久雄・松田和義・村川行弘・森村健一・山村 薫・山本徹男・渡辺 昇

目次

第1章 平成20年度埋蔵文化財発掘調査の経過

第1節	平成20年度における国庫補助事業について	(森岡秀人)	1
第2節	埋蔵文化財包蔵地における届出・通知、発掘調査体制について	(森岡)	1
第3節	地理的および地質的環境からみたる芦屋地方	(森岡)	1
第4節	芦屋市の歩みと地名の変化	(森岡)	2
第5節	市域をめぐっての動き	(森岡)	3

第2章 発掘調査の概要

第1節	城山南麓遺跡(K地点)	(坂田典彦・竹村忠洋)	5
1.	調査に至る経緯		5
2.	調査地をとりまく環境		5
3.	発掘調査の概要		6
4.	小 結		10
第2節	芦屋廃寺遺跡(第108地点)	(白谷朋世・森岡)	11
1.	調査に至る経緯		11
2.	調査地をとりまく環境		11
3.	発掘調査の概要		13
4.	小 結		20
第3節	月若遺跡(第102地点)	(竹村)	21
1.	調査に至る経緯		21
2.	調査地をとりまく環境		21
3.	発掘調査の概要		21
4.	小 結		25
第4節	寺田遺跡(第197地点)	(竹村)	27
1.	調査に至る経緯		27
2.	調査地をとりまく環境		27
3.	発掘調査の概要		28
4.	小 結		35
第5節	岩ヶ平刻印群(第169地点)	(坂田・竹村)	39
1.	調査に至る経緯		39
2.	調査地をとりまく環境		39
3.	発掘調査の概要		39
4.	小 結		47

第3章 まとめ

第1節	平成20年度における国庫補助金事業を概括して	(森岡)	49
第2節	城山南麓遺跡の持つ問題点	(森岡)	49
第3節	芦屋廃寺関係の付属遺構をめぐって	(森岡)	51
第4節	芦屋川と寺田遺跡、月若遺跡	(森岡)	51
第5節	石場の専有と境界に関する制約と許容	(森岡)	52
第6節	結びにかえて	(森岡)	54

引用・参考文献	55
---------	----

報告書抄録	60
-------	----

第1章 平成20年度埋蔵文化財発掘調査の経過

第1節 平成20年度における国庫補助事業について

戦後、国際文化住宅都市として発展してきた兵庫県芦屋市は、都市整備事業、街路整備事業や住宅地の形成と埋蔵文化財の保護について、その足取りに相応しく常々十分な調整と合意の形成に努力し、加えて文化財保護法第92条第1項の運用自体に関しても細心の注意を払ってきた。時には生ずる乱開発に対し、一定の歯止めが文化行政面でも行われてきたと言え、つい先頃、景観法により建築計画不認定と発表された全国初の5階建共同住宅の例は、昨年7月に市全域を同法で定める景観地区に指定した本市ならではの制限であり、景観と調和した建築スケールなものが社会的に鋭意求められている。さて、市内では緊急度の最も高い専用住宅の建設に伴う遺跡範囲確認調査や記録保存調査は、住宅都市芦屋にあっては重要な位置を占めており、適正な国庫補助金の活用と共に、その存在を度外視することなく円滑な遺跡保護の取り扱いが順次進められている。

平成20年度には、事業主が調査費を負担した所謂原因者負担による記録保存調査を2件実施している。専用住宅対応が主となる国庫補助事業としては、確認調査2件、第2次確認調査4件の合計6件の調査を実施しており、遺跡単位で掲げると、次の6ヶ所に分散した。城山南麓遺跡（K地点第2次確認調査）、芦屋廃寺遺跡（第108地点第2次確認調査）、岩ヶ平梨印塚（第169地点確認調査）、寺田遺跡（第197地点第2次確認調査）、月若遺跡（第102地点確認調査）、会下山遺跡（第2次範囲確認調査）であり、他に市内遺跡出土資料の分類整理事業（国庫補助関係）を行った。

このうち会下山遺跡第2次範囲確認調査の報告については、今後、第1・3次の範囲確認調査の成果と併せ、平成22年（2010）5月末頃、正報告書を公開する予定である。したがって、本書に正報告を収載したのは、残る5件分の調査結果である（第2章）。

芦屋市教育委員会が平成20年度に国庫補助金を得て実施した市内遺跡の発掘調査は、平成21年2月2日付教文第3069号により補助金の交付決定を受けた「平成20年度国庫重要文化財等保存整備費補助金」に基づくものであり、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条」の規定に基づき、緊急度の高さに応じつつ、届出順に実施した。当該補助事業の実施期間は、平成20年4月1日（着手）～平成21年3月31日（完了）であり、芦屋市教育委員会が事業主体となって遂行した。補助事業の交付決定額は12,000,000円である。（森岡秀人）

第2節 埋蔵文化財包蔵地における届出・通知、発掘調査体制について

芦屋市内における埋蔵文化財の保護手続き（文化財保護法により平成17年4月1日改訂）は、平成20年度、文化財保護法第93条第1項（土木工事のための発掘に関する届出および指示）並びに第94条第1項（国の機関等が行う発掘に関する特例）の規定に基づき、文化庁長官宛提出された届出の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の施工に伴う届出や通知の件数が75件を数え、それらへの対処として実施された文化財保護法第99条（地方公共団体による発掘の施行）第1項の規定に基づく発掘調査は合計14件となった。市内全体における調査種別は、本発掘調査3件、第2次を含む確認調査11件の実施数であり、この年度の工事立会の件数は40件、分布調査の件数は4件を数える。

なお、平成20年度における文化財所管課への窓口・ファックス・メールによる埋蔵文化財包蔵地に関する問い合わせは1061件、開発指導等事前協議は101件の数値を示している。この年度、芦屋市の埋蔵文化財専門職員数は、正規2名（学芸員）、非常勤嘱託3名（内1名は山手線線事前調査対応）の合計5名で、3班体制を整えて複数の緊急発掘調査に対応する一方、兵庫県教育委員会の指導・助言を得つつ国史跡を目指す会下山遺跡の第2次範囲確認調査を実施した。（森岡）

第3節 地理的および地質的環境からみたる芦屋地方

兵庫県東南部に位置する芦屋市は、大阪湾に臨む高麗932mを測る衆峰連なる六甲山地の南麓に東西2.4km、南北8.5kmの短冊形に近い狭い市域を展開させ、東・北は西宮市に、西は神戸市に境を接し、大阪湾に面している。六甲山地は衝上断層の成因により床の間に屏風を立てたように急激に迫り、急流河川が複合扇状地を形成して海岸平野は頗る狭隘である。農業用地の発達はかなり段階を踏んだことが窺われ、近世までの営農集落は街村や塊村の形態を採って大規模な広がりを持つものではない。しかし、瀬戸内海北岸の東西交通の回廊としての機能は官道が通過した旧摂津国段階に既に確立し、古代山陽道をはじめ、江戸時代の西国街道の活発な往来など、幹線交通を背景とした当地域の発達が跡付けられる。

市域は東端が東経135度19分39秒（堀切川河口）、西端が東経135度16分5秒（六甲越えにのこし峠付近）、南端が北緯34度42分56秒（芦屋川河口）、北端は北緯34度46分52秒（仁川水無谷茨谷尻）であり、散えて市

城の重心点を求めるなら、その西方500m付近に芦屋川中流峡谷の弁天岩が存在する位置関係になる。

市域の基盤は古生層と花崗岩から成り、その上を大飯層群や段丘礫層が被覆し、最後に沖積層が形成される。硬質砂岩や頁岩の互層から構成される古生層は地盤の隆起に伴い侵食を受け、残存部が花崗岩体上に乗っかっている状態で点在分布する。踏青により会下山や金鳥山などの六甲山地前山では上部古生層、下部花崗岩の浸潤関係が確認できる場合があり、両者接触の部位には花崗岩の進入に起因して強度の熱変成作用が認められ、ホルンフェルス(変成岩)に変化している。花崗岩成立の順序は、布引花崗岩→六甲花崗岩の新旧関係にあり、前者は鷹尾山の南西麓付近で初現してより以西に頻出する。花崗岩体は芦屋川左岸水車谷近辺で既に地下230mを超える変位した深さにあって、明らかに芦屋断層の影響を受け降下しており、海岸線付近で1000m弱の低位置になるほどの急崖面が伏在している。海岸から近至にあって聳やかく六甲山地には、山体の崩壊過程のバッドランドをなす部分が目立ち、岩屑の供給とともに巨円礫と化した転石が豊富である。中生代白亜紀後期に誕生したこの花崗岩は、遺跡の面から見れば、横穴式石室や寺院の礎石、徳川大坂城の石切場などに盛用されており、建材としては近代建築や現代建築に、また、民家の階段・石垣・石造物などにも趣興を凝らして多用されている。

(森岡)

第4節 芦屋市の歩みと地名の変化

芦屋市の成立前後に照準を中てた偏りがみられ、禿筆を呵す内容となるが、先蹤を忘却しないために本市の辿った道程を概観しておきたい。

兵庫県芦屋市は、交通機関の至便性により阪神間有数の住宅都市として、強まず発達し、柱礎の生活環境にウェイトを置いた街づくりが弊馳して行われてきた。その下地として大正時代に進められた上下水道の整備工事や各種ライフライン設備の早期の布置があり、昭和9年(1934)や昭和13年(1938)に発生した精進村時代の台風水害を乗り越えつつ、昭和15年(1940)11月10日には劇疾、町を超越した市制施行を果たして、戦後は国際文化住宅都市として発展してきた。市誕生当時の人口は41,925人を数えるが、現在は昌慶し、面積18.57km²の狭大な市域に93,496人の市民が近郊に庭園都市宣言を行った美しい街並と通き通る浜声、叢生する六甲連山や湾岸沿いの数多き操船を眺めつつ日々生活を爽然と営んでいる。平成7年(1995)1月17日に未知発生した阪神・淡路大震災は、本市にとって多大な悲劇となったが、窮厄に抗しつつ早くも15年余の歳月が経過した。

芦屋という地名は、既に『万葉集』の巻九にみえ、

奈良時代に遡るほど古い。近世にはこの芦屋以外に打出・三条・津知の三村があって、明治22年(1889)以降、合して精進村と呼ばれてきたが、大正末年～昭和初年頃には、駅名や公共機関名としてよく認知されている芦屋村への改称を考える動向も存在した点に注視すべきであろう。「芦屋」は古代にはもっと広域のエリアを指しての地勢や景観と深く関わる地名であったと思われ、高橋虫麻呂の歌に登場する「菟名負乙女の奥津城」は、西灘・東明・住吉に所在する東西の求女塚、処女塚の古墳時代前期の規模の均衡する3古墳を指し、葦の屋を冠することからすれば、それらをカバーしてなお余りある地域を包括すると見て大過ない。地理学者の島之夫が能因法師の詠んだ「葦の屋の児見陽の渡りに日は暮れぬ、いつち行らん胸にまかせて」の歌や「葦のやのいさこの山のそのかみにのほりて見れば布引の藪(読人不知)の歌などを指し所として、少数例ながらまさしく古代児原郡の広がりが見伊丹市域に相当する川辺郡野村を東の世界として、西方へは現神戸市の東半城あたりまでのエリアがカバーされるとみる見解を開陳しているが、額ける考証であろう。中世以降に頻用される「葦屋」は、イネ科の多年草である葦群落より見劣りする植物上の含意を彷彿とさせるが、地域呼称としての範囲は当然柔軟な動きを伴ったと見るべきであろう。古代における葦屋郷の存在は、まさしく視覚的な郷心と不可分な関係にあって、海原・大原・鬼原を包括する葦の屋の広大なイメージは既に瓦解している。

しかし、島による戦前の指摘が慧眼と受け取れるのは、打出より青木までを「芦屋浦」、西宮より住吉までの中灘、住吉より生田へと至る大灘を括る総称として「芦屋灘」と呼ぶ地名概念が広く地誌類に普及していること〔寛政8年刊『摂津名所図会』〕をもって、灘の語源も芦屋灘に起源ありとする点であり、芦屋という地域呼称の流動的変遷を科学的にかつ精緻に考究する作業は、なお私たちの職責として重く課せられた課題とみるべきだろう。

芦屋地域は、踪跡・伝承・物語・和歌・謡曲・軍記など国文学史上でも特筆に値する作品を育んできた土地である。古来芦屋は人々の移住や立ち寄り、遊興など流動性に加え中央との接触に富んだところでもあり、叙事詩的に見ても象徴的かつ美麗な言葉が文学史の上に数多く残されている。蓋し第二次世界大戦の最中である昭和19年(1944)に町名改正を積極的に行ったことも特異な行為であり、在原業平やその父阿保親王への所縁を求めた急ぎの施策であったことが酌量されよう。旧小字名の田中・徳塚・平足・走り田が伊勢物語に基づき業平町に、樋ノ口新田・中新田が雲林院(謡曲)に拠り光光町に、久保・親王塚・地造り・堀ノ内・川端・柳ノ本が阿保山親王寺縁起を礎として親王塚町に改変していったことや東京の隅田川に架行す

る業平橋を多分に意識して名付けられた芦屋川の業平橋もその一環と言えるが、忽々たる社会にあって、近代史としての地名の由来さえ次第に霧散しつつある。

翻るに遺跡の調査は自ら多くを語ろうとはしないが、土地に根を入れ、過去の未知なる情報を土中から得、現出する生々しい物質資料を歴史の生き証人として市民の地域遺産の枠組みに位置づけ、その記録を保存し、現代・未来の人々へ継承していく第一歩と言える。そして、土地に根をしっかりとおりた歴史の数々を通して、郷土芦屋の歩みに誇りと心に喪失しつつある豊かさを取り戻す糧の一翼を担うものでもあるだろう。日來、遺跡の保護には、法律の世界を超えた市民の崇高なる理念と共有資産として保持する地宝に対する某かの誇りと勇気が牽引力となっていることは言うまでもない。

(森岡)

第5節 市域をめぐっての動き

構想不手際で省約ながら、市域の成り立ちを俯瞰しておきたい。現在の芦屋市の前身は精道村であり、明治21年(1888)に市制・町村制が公布され、大日本帝国憲法の発布をみた翌22年に芦屋・打出・三条・津知の四村が合併することにより誕生した。江戸時代後半期、この四村は芦屋村と打出村が天領、三条村と津知村が尼崎藩領に仕分けられていたが、明治4年(1871)に幕藩制下を離れ、兵庫県管下に入属して経過した。したがって、芦屋市の基盤領域はこの四村のそれぞれのエリアに基礎を置くこととみてよいが、周辺との境界争議は、歴史的には戦国期頃より存在した。

天文24年(1555)に勃発した芦屋庄二ヶ村持山東西18町をめぐる芦屋の庄民による逃散事件は特筆に値する出来事であり、江戸時代に入ると、寛保2年(1742)に至って再燃し、寛延3年(1750)に裁定が下されている(山論裁許状)。生活必需財の入手を阻まれ、困窮する社会生活や経済の不穏時期に発生したものと見え、木々の切り倒しや柴作りによる日々の飢い、支えとなる深刻な様子が垣間見える。藩縁に耐える農業適地の安定は、出水の多い芦屋川兩岸の堤防の完備される養九安時時代の天保12年(1841)を待たねばならなかった。しかし、この問題は軒余曲折を経つつ近現代に持ち越されており、明治11年(1878)の図面(官民有地区別之儀に付伺添付)に基づき、屈従しない西宮から熊笹峠・石宝殿白山樺現道、とがが尾をもって境となすべしとの強い主張が昭和22年(1947)に至って「西宮市社家郷と芦屋市打出・芦屋共有山との境界」問題申入れの形で浮上した。国土地理院発行の地形図でも空白部分となって表示される両市の境界問題の龍鱗は積年のものとは言え、双方の見解の開きも大きく、その後も数回に亘る実地の調査や視察を繰り返しているが、先年も日刊紙で根拠となっている旧い史

料や絵図が話題となった。昭和33年(1958)に芦有開発をめぐって浮上し、明治11年(1878)に県令に提出した武庫郡の「官民有地区別之儀ニ付キ何イ」(明治時代初期)をめぐる論議の再燃である。こうした西宮市と芦屋市の境界を証拠づける絵図が芦屋市役所の副市長室金庫内に厳重に保管されていることを知っている人は数少ない(第1図)。なお、西宮市との境界の変動は別にもみられ、昭和36年(1961)6月の市境上の日本住宅公園における甲南土地造成に際しての深谷町・高塚町・岩間町の一部の提供や交換行為がみられた点は記憶に留めたい。

芦屋市の人口動態が激変するのは、大正10年(1921)から同14年(1925)にかけての時期と思われる。陸軍参謀本部地形図の大正12年(1923)測図は、農地の転用が著しく、住宅の面的増加が際立っている。これは交通機関の飛躍的整備が要因をなし、鉄道は大正9年(1920)の阪急電鉄芦屋川停留所の設置により、主要なものは整備の完了を迎えている。昭和2年(1927)の阪神国道の完成、国道電車の敷設、続く阪神国道バスの開通もその後の変化を増幅させている。大正9年(1920)から大正14年(1925)の統計人口の大幅な変化(11,151人→19,101人)は社盛倍加する勢いが読み取れ、女性人口の比率の高さも家事使用人の含有傾向を直接反映したものであろう。その後の人口変動の最も大きな画期は阪神・淡路大震災であり、その猛威を受けての結果、発生年のうちに11,000人の人々が激減したと考えられる。居住の煩弊を克服した現在は、人口10万都市に成らんと増加の傾向にある。

(森岡)



第1図 寛延3年山論裁許状紙背絵図
(芦屋市役所副市長室保管)



1. 城山南麓遺跡 (K地点) 2. 芦屋廃寺遺跡 (第108地点) 3. 月若遺跡 (第102地点) 4. 寺田遺跡 (第197地点) 5. 岩ヶ平刻印群 (第169地点)

第2図 本書収載の発掘調査地点分布図 1/40000 (国土地理院 1:50,000地形図を改変、使用)

第2章 発掘調査の概要

第1節 城山南麓遺跡 (K地点)

1. 調査に至る経緯

城山南麓遺跡は、昭和57年度以降いくつかの調査が実施され、弥生時代から中世、近世にわたる複合遺跡として知られている。今年度も包蔵地内での土木工事が若干数みられた。地権者は、平成20年(2008)4月15日、兵庫県芦屋市山芦屋町6番地6において個人住宅設計画をあげ、当該地が埋蔵文化財包蔵地であることにより、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、発掘届出書を本市教育委員会へ提出した。

本市教育委員会生涯学習課(文化財担当)で計画建築物の図面・書類を審査した結果、遺跡の損壊を招く可能性が高いと判断されたため、平成20年6月20日に竹村忠洋・坂田典彦を担当者として確認調査を実施した。この確認調査では、敷地面積228.74m²の土地に計6基の試掘坑を設定した。その結果、G.L. -25.2cmの比較的浅い深度で焼土面の広がりを確認したため、上記の工事による損壊が免れないと判断した。同時に、損壊部分を対象とした確認調査が再度必要な旨を地権者に報告するとともに、兵庫県教育長宛てで芦教生第468号「確認調査の結果報告について(報告)」(平成20年7月7日付)を送付した。

損壊部分を対象とした確認調査は、竹村忠洋・坂田典彦を調査担当者として、平成20年6月24日から7月3日の実働6日間で実施した(調査面積39.12m²)。また、教文第1708号(平成20年7月23日付)にて、兵庫県教育長から芦屋市教育長宛て、「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について(通知)」が届き、芦屋市教育長名にて送り状を作成して、事業者宛通知した。

発掘現場での測量および調査補助には、住本孝太と平山裕之の両補助員が従事した。

発掘作業は、安西工業株式会社へ委託した。



第1図 調査地近景(南から)



第2図 調査地位置図 1/5000

2. 調査地をとりまく環境

当調査地点は、城山南麓遺跡に加えて、城山・三条古墳群、鷹尾城平城、城山刺印群の分布範囲内に位置する。これらの遺跡は、芦屋川と高座川に挟まれる山地斜面から扇状地に立地する。遺跡名として掲げる城山(鷹尾山)は標高261.1mを測り、当調査地点はその東南麓、標高80~86mの中腹にあたる。晴れていれば、阪神間、大阪の市街はもとより和泉丘陵を眺めることができる景勝の地である(P4、第2図)。

調査地周辺の歴史をひもとくと、弥生時代中期頃には確実に人々の営みが窺われ、近世に至るまで断続的ではあるがその痕跡を留めている。弥生時代の高地性集落として著名な会下山遺跡と高座川を隔てて東に対峙する城山遺跡では、本格調査はまだ実施されていないが、これまでに試掘調査によって弥生時代の堅穴状の遺構および遺物包含層の存在が確認されている。

古墳時代後期になると、当該地周辺では城山3・4・10・15・17・18・20号墳をはじめ、山芦屋古墳・旭塚古墳など横穴式石室墳の造営活動の活発化が窺われる。また、渡来系氏族との関連が考えられる副葬品を持つことでもよく知られている。

中世に入ると、城山山頂に鷹尾城が築城される。細川高国方の国侍、瓦林政頼の手になるものである。同時期に比定される城山南麓遺跡C・D地点では、火葬墓と推測される遺構が確認されており、この地で起こった合戦を含め、活動の痕跡を留めている。

近世に入ると、徳川家による大坂城石垣再築の採石場として利用された。今回の調査までに、周辺では島津家(分家)・稲葉家の刻印が確認されている。調査件数が少ないことから、岩々平・奥山刺印群と比べ、確認されている刻印の種類は少ないが、近年では「九曜紋」「十曜紋」刻印が確認され、今後の調査によって当刺印群に占有丁場を持つ大名の解明が希求される。

3. 発掘調査の概要

(1) 発掘調査の方法

調査区は、建築工事によって損壊を受ける部分を対象とした。損壊の対象となる布基礎部分は、工事余掘りを含めて幅0.8mで、総延長48.9mを測る(第3図)。掘削深度は、G.L. -0.3mを基本とし、南端の一部に-0.6mの深掘箇所がある。

掘削は、すべて人力によって行った。掘削によって排出される残土は、敷地東半の駐車場部分に仮置きし、調査終了後には再度埋め戻し、現状に復した。

測量に用いた基準杭は、任意に打設し、すべての平面図はこれを使用するとともに、平面図に記入した。基準高は、敷地に東接する市道のマンホール天端高をBM±0m(本市下水道台帳図記載〔平成4年〕マン

ホール高T.P. +82.30m)とし、水準測量によって得た。

写真撮影は、35mmフィルム(リバーサル・モノクロ)、デジタルカメラを使用し、記録した。

すべての調査図面、出土遺物は、芦屋市役所生涯学習室三条整理事務所まで整理し、保管している。

(2) 発掘調査の経過

調査は、梅雨も終わりに近づき盛夏を迎える時期に開始した。以下に、経過の詳細を日誌抄として記載する。

【調査日誌抄】

6月24日(火) 晴れ

調査開始。調査道具の搬入を行った。設計士(小林住宅産業株式会社)立会のもと、調査区の設定を行った。設計G.L.や工事余掘りを含め、損壊範囲の詳細を聞き取る。布掘り調査のため、残土排出動線を勘案し、6月20日の確認調査で焼土を検出した南西隅から掘削を開始した。

6月25日(水) 晴れ

トレンチ配置図の作成と、南西隅の焼土面分布範囲の実測を行った。なお、中央付近で30~50cmの花崗岩3石が列を成して見えてきた。この石列の時期や機能は現時点では不明である。

6月26日(木) 曇りのち晴れ

以前より予定されていた職務のため、調査を中止した。

6月27日(金) 晴れ

焼土層の観察と土層註記を行い、完掘状況の撮影を行った。前日に確認した石列の下より、さらにもう1段石列が見つかり石積遺構であることが判明した。この遺構を完掘すると工事損壊深度を越えるため、設計士に連絡を取り、該当部分の掘削許可を申請した。

6月30日(月) 晴れ

土層断面の実測を行った。石積遺構の南東方向への延長を確認するため30cm四方のビット掘りを実施した。学芸員3名で現場検証を行い、その後、北半部の反転掘削に着手した。

7月1日(火) 晴れ

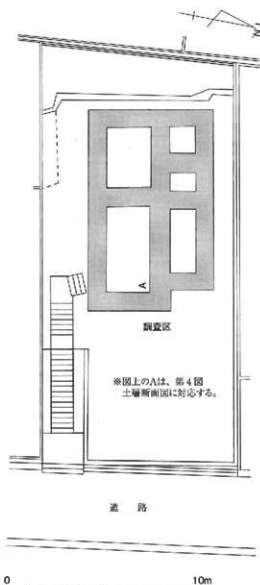
北半部の表土剥ぎが完了し、攪乱を除去した。石積遺構の南東方向への延長を確認し、立面模式図の作成に取りかかった。

7月2日(水) 晴れ

以前より予定されていた職務のため、調査を中止した。

7月3日(木) 晴れ

東壁土層断面の実測を完了し、埋め戻し作業に着手した。調査道具・備品の搬出を行い、調査を終了した。



第3図 トレンチ配置図 1/200

(3) 基本土層

土層番号は、現地表面を含む表土層（盛土・客土）を1層とし、上から順に通し番号でアラビア数字を付した。また、同一層と認められるものでも漸次変移しており、土色・土質に違いがあるもの、異なる複数の層をセット関係でとらえたものは、アラビア数字の後にアルファベットの小文字を付して細分した。色調は『新版標準土色帖1998年版』（農林水産省農林水産技術会議事務局・財団法人日本色彩研究所監修）と視認色を併用した。層序は、西壁・南壁を抽出し、調査地全体に共通する基本層序の作成を行った（第4図）。以下に各層の土質・性格を記す。

- 1a層 盛土および造成土。
- 1b層 客土。
- 2a層 淡黄色（2.5Y8/3）砂礫。2～5mm大の礫と細粒砂から成る。遺構面1を被覆する。
- 3a層 遺構面1。南西隅で検出した焼土層に対応する。灰赤色（2.5YR4/2）礫混じりシルト混じり中～細粒砂。焼土塊・炭化物チップを多量に含む。室町時代の土師器片を極少量含む。
- 3b層 上面は遺構面1を形成する。黄色（2.5Y8/6）細～極細粒砂。粘性を帯び、極少量の細礫を含む。
- 4a層 段丘礫層を母材とする斜面堆積層。明黄褐色（2.5Y7/6）砂礫。3～5mm大の礫と中粒砂から成る。遺物は無い。若干、ラミナが観察できるが一過性のもので流水堆積ではない。
- 4a'層 4a層と土質・色調が近似し、堆積順序の先後関係が異なる堆積層。
- 4b層 欠番。
- 4c層 灰白色（5Y8/2）礫混じりシルト混じり中粒砂。層厚1cmの薄層の累重。
- 4d層 灰白色（7.5Y8/2）中粒砂。淘汰が良好で、一過性の溜まりである。
- 4e層 黄色（5Y8/6）砂礫。10mm以下の礫と中～極粗粒砂から成る。4a層の亜層で斜面地の表層堆積層。
- 焼土坑1 暗赤褐色（2.5YR3/2）礫混じり中粒砂。やや粘性を帯びる。土師器片を極少量含む。3a層と同化する箇所がある。
- 焼土坑2 暗赤灰色（10R4/1）細礫混じり細粒砂。炭化物チップを少量含む。
- 焼土坑3 暗赤褐色（5YR3/2）細礫混じり中粒砂。焼土塊を含む。

(4) 遺構

遺構検出は、3層上面（遺構面1）で行った。遺構は調査区南西城で検出し、中世に帰属する焼土面と焼土坑3基を確認した。また、調査区中央付近で、遺構

面1と同一、もしくはそれ以降に帰属すると推定される石積遺構を検出した。以下に、遺構面1と石積遺構を分けて記す。

遺構面1（第6・8～11図）

調査区南西城で検出した焼土面の分布範囲は、当初よりこの範囲に偏っていたが、後世の削平によって現在の状況になったのかは判断できなかった。しかし、南壁土層断面の観察では、中央付近で4a層が3層検出レベルより高い位置で確認できること、さらに、西壁土層断面では、3層が焼土坑3以北には広がらないことから、当遺構面は構築当初より南西城に偏って分布していたと推断できる。

焼土面は、灰赤色を呈する礫混じりシルト混じり中～細粒砂で、焼土塊や炭化物チップを多量に含む。炭化木材は皆無であった。

焼土坑は、平面不定形で、サイズにばらつきが見られる。埋土は、いずれも暗赤褐～暗赤灰色の砂層で炭化物チップを少量含む。これらの焼土坑は、遺構掘形壁面の被熱痕跡が無いことから、土坑内で焼成が行われて形成された遺構ではなく、他の場所で焼土化した砂礫物が充填されたと判断できる。

遺構面の時期は、出土した土師器の破片から室町時代に帰属しよう。

石積遺構（第5・6・12～14図）

調査区中央付近のトレンチが「十」字に交差するエリアで石積遺構を検出した。検出レベルは、現地表面から20cm下のBM+4.2m（T.P.+82.5m）である。「野面積み」状に積み上げられた石積は3段目まで確認できたが、構築当初の段数は不明である。転落石も数個体ではあるが見つかっている。垂直の勾配は、僅かな傾斜が確認できるが、ほぼ垂直に積み上げられる。

使用する石材はすべて花崗岩で、1段目と3段目では石材法量に明らかな違いが看取される。1段目の基礎石は30cmを越える個体で占められ、2段目は30cm弱で厚さが20cm台である。3段目ともなると20cm強で平石となる。また、断面観察から3段目の石材は間詰石の様に石材間を埋めるように積まれていることが判る。表込め土は、黄褐色礫混じり中粒砂で、しまりは悪く互層状の堆積構造は見られない。

遺構の時期は、層位的検証から室町時代以降に帰属する。

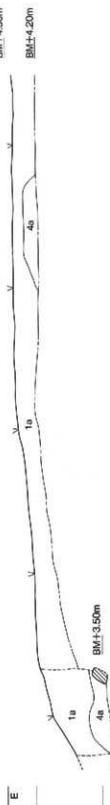
(5) 遺物

今回の調査によって出土した遺物は、概僅かな土師器の細片である。その中にいわゆるへそ皿の細片があり、G.L.-16cmで出土した。14～15世紀の典型より退化傾向を示しており、室町期の所産である。この存在から、遺構面1の年代がある程度推定できる。

調査区 西岸土層断面



調査区 南岸土層断面



1a層 粘土。灰土および流砂土。

1b層 灰土。

2a層 淡灰色 (2.5Y8/3) 砂礫。2~5mm以上の礫と細粒砂から成る。流砂面1を形成する。

2b層 2a層の母堆積。灰白色 (2.5Y8/1) 砂礫。礫形状のしよりは全く無く、細砂土層に灰土層を含むが、礫土である。堅度が強く割れが深い。第5図断面形式図のみに図示している。

3a層 流砂面1。相対高で検出した流砂土層に対応する。灰白色 (2.5Y8/4) 礫。浸しりシルト泥じり中〜細粒砂。灰土層、炭化物チップを多量に含む。

3b層 室町時代の土層砂片を極少量含む。

3c層 上層は流砂面1を形成する。灰色 (2.5Y8/6) 細〜超微粒砂。流砂を寄ひ、極少量の礫砂を含む。第5図断面形式図のみに図示している。

4a層 段に礫層を母材とする斜層堆積層。明世灰色 (2.5Y7/6) 砂礫。3~5mm以上の礫と中粒砂から成る。流砂はない。若干、ラミナが観察できるが一連生のもので流砂堆積ではない。

4b層 土質・色調が近似し、堆積順序の先後関係が異なる堆積層。

4c層 欠番。

4d層 灰白色 (5Y8/2) 凝泥じりシルト泥じり中粒砂。層厚1cmの厚層の累積。

4e層 灰白色 (7.5Y8/2) 中粒砂。流砂が良好で、一連性の層よりである。

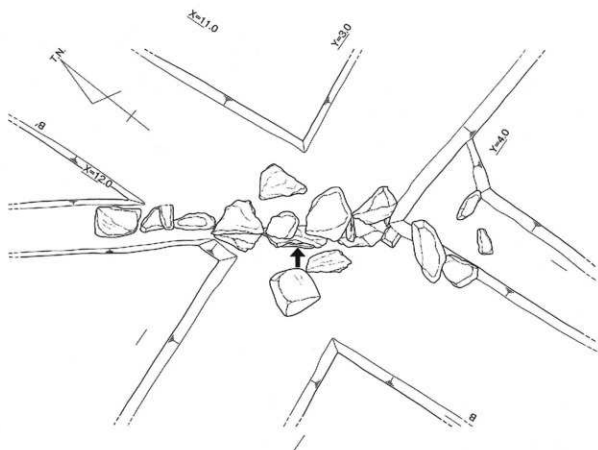
4f層 灰色 (5Y8/6) 砂礫。10mm以下の礫と中〜極細粒砂から成る。4a層の重層で斜層堆積の表層堆積層。

焼土坑1 明世褐色 (2.5YR3/2) 凝泥じり中粒砂。やや粘性を帯びる。土師砂片を極少量含む。3a層と同化する箇所がある。

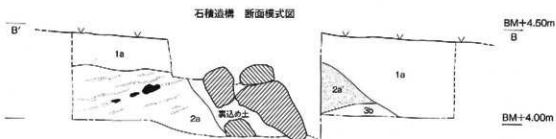
焼土坑2 暗赤灰色 (10R4/1) 凝泥じり粗粒砂。炭化物チップを少量含む。第6図に特載している。

焼土坑3 暗赤褐色 (5YR3/2) 凝泥じり中粒砂。灰土層を含む。

第4図 調査区土層断面図 1/40



※本図の方向は、平面図の矢印に示す。

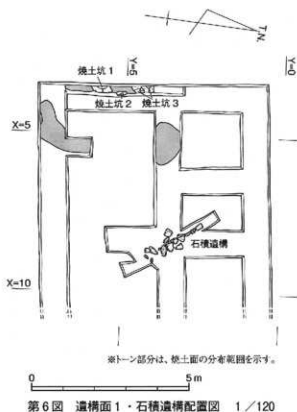


※黒塗り部分は、流土塊を示す。

- 1a層 盛土および造成土。
- 2a層 淡黄色砂礫。
- 2a'層 黄灰色砂礫。
- 3a層 黄色細～極細粒砂。
- 裏込め土 黄褐色細泥り中粒砂。



第5図 石積遺構平面図、立面・断面模式図 1/20



4. 小 結

本地点では、敷地南半部のG.L. -16cmで室町時代(16世紀代)の遺物包含層を検出した(3a層)。敷地南西城のG.L. -30cmでは焼土面と焼土坑3基を検出した。これらの遺構は、摂津の土豪、瓦林政頼の手になる鷹尾城が城山山頂で機能している時期と触れ合い、その山裾に位置する当地点周辺の集落の分布や、あり方、廃絶時期を知る手懸りとなり得る。

本地点で検出された遺構は僅かであるが、A～D地点で検出された焼失建物・石敷遺構・配石墓・焼土坑など〔森岡1982b・1983・1985、竹村・辻2007〕、該期の遺構も勘案してみると、城山東南麓斜面の比較限られた平坦地に立地していることが見えてくる。

現在までに、鷹尾城そのものの本格的な発掘調査は実施していないが(踏査・部分的なトレンチ調査を除く)、今後の調査によって、山城本体の解明とともに、眼下に展開する山裾の遺跡分布との関連性を掴むことが望まれる。

今回の調査では、G.L. -20cm前後の比較的浅いレベルで遺跡が確認されており、当地域周辺での現状変更の際は、埋蔵文化財の保護を目的とした慎重な対応が必要である。(坂田典彦・竹村忠洋)



第7図 作業風景(東から)



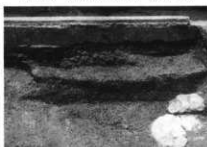
第8図 遺構面1全景(西から)



第9図 遺構面1検出状況(西端)



第10図 遺構面1検出状況(西端)



第11図 焼土坑1断面(東から)



第12図 石積遺構検出状況(南西から)



第13図 石積遺構完掘状況(南西から)



第14図 石積遺構断面状況(南西から)



第15図 埋め戻し状況(北西から)

第2節 芦屋廃寺遺跡（第108地点）

1. 調査に至る経緯

芦屋市西山町147-4に所在する当該地（敷地面積134.27㎡）において、木造2階建個人住宅新築工事の計画が発生したが、当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地（芦屋市教育委員会2001・2009b）である芦屋廃寺遺跡（平成16年刊行、兵庫県遺跡地図番号070033）の分布範囲内であることから（第2図）、文化財保護法第93条第1項に基づく届出書が、平成20年（2008）5月30日に地権者より本市教育委員会に提出された。

本市教育委員会は、受理した届出書をもとに建築計画の内容を審査し、新築工事によって遺物包含層や遺構が損壊を被る可能性を勘案して、これらの埋没状況を確認すべく、竹村忠洋（芦屋市教育委員会生涯学習課文化財担当学芸員）を調査担当として6月25日に確認調査を実施した。調査は住宅建設部分を対象として3ヶ所のトレンチ（第3図、1～3トレンチ）を設け、建物基礎の掘削深度に合わせて設計G.L. -40cmまで掘削した。なお、現状地盤は、東側道路際のみが道路と同じ設計G.L. ±0cmのレベルであるのに対し、他の部分は一段高くなっており、設計G.L. +40～60cmであった（第1図）。

その結果、1・2トレンチでは遺物包含層に達しなかったが、車庫建設部分に設定した3トレンチでは、G.L. +20cmから下、土師器や須恵器を包蔵する遺物包含層を検出した。このため、車庫の建設に伴って埋蔵文化財が損壊を被ることが明らかとなったので、遺物包含層の年代や遺構面の内容を確定し、有効な記録保存を行う必要が生じた。そこで、車庫建築部分（13.5㎡）を対象として、7月7日から17日（実働8日）にかけて、芦屋市教育委員会社会教育部生涯学習課文化財担当主査森岡秀人（学芸員）と同課担当職員白谷朋世（学芸員）を調査担当として、第2次確認調査を実施した。

なお、調査補助員として須田佑子氏が従事し、発掘作業は、株式会社東海アナースに委託した。



第1図 調査地現況

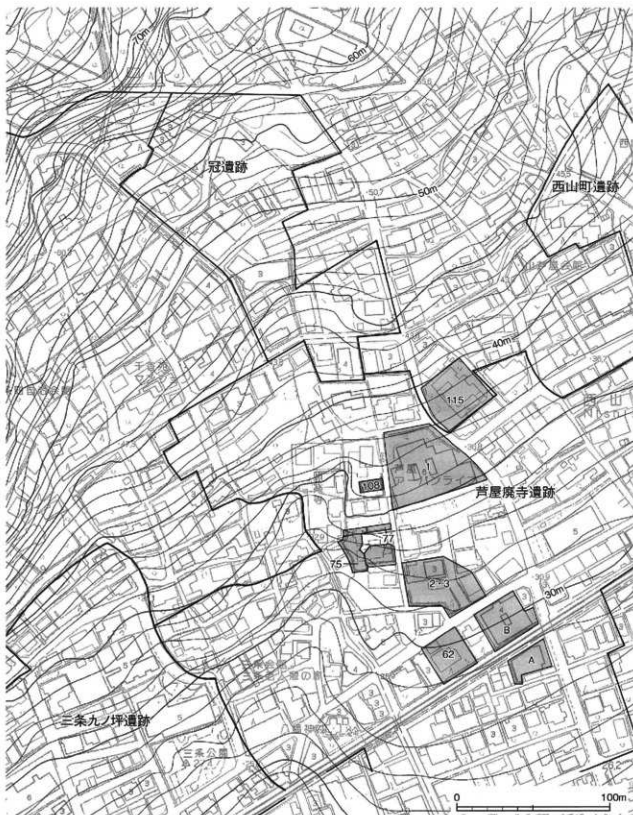
2. 調査地をとりまく環境

芦屋廃寺遺跡は、阪急芦屋川駅の西方約400m付近を中心として、東西200m、南北250mに及ぶ範囲に広がり、現在の三条町・三条南町・西山町・西芦屋町にまたがる。平成22年1月20日現在、117次の調査地点を数え（本発掘調査・確認調査・工事立会・慎重工事を含む）、縄文時代早期から近世にわたる複合遺跡であることが明らかとなっている。芦屋廃寺遺跡は、六甲前山山麓に形成された洪積台地直下に広がる芦屋川・東川によって形成された芦屋川扇状地に立地し、この芦屋川扇状地上には当遺跡の他に、西山町遺跡、月若遺跡、寺田遺跡等が分布していて、市内で最も濃密に埋蔵文化財を包蔵する地域である。

今回の調査地点は、六甲前山麓部の標高36～37m付近に位置している（第2図）。現況地形を概観すると、全体的には北から南に下る緩傾斜地にあって、調査地点のすぐ西側には東川により下刻された谷状地形が認められ、さらにその西側は東川から供給される土砂堆積によって扇状地が南にせり出しているため、本調査地点は扇形縁部に位置すると言える。

ところで、遺跡名の由来である芦屋廃寺は、西山町付近にあった白鳳期に建立された古代寺院である。寺域は既に宅地化していて、地上にその面影を全く留めていないが、明治時代以来採集されてきた古瓦と発掘調査の出土資料から古代寺院の存在が明らかになっている。発掘調査の先例としては、西山町134番地において昭和42～43年に実施された第1～3次調査が挙げられる。ここには動いた塔心礎が遺存しており（現在は芦屋市立美術館に移送）、白鳳時代から近世の瓦や埴が大量に出土したことから、芦屋廃寺の中核部と推定されている。また、平成11年に実施された第62地点の調査では、古代寺院の建物基礎の一部が検出されている。ちなみに、本調査地点は、第1次調査地点の西側、第3次調査地点の北西側に位置する。当該地の近辺では、南東約150mのB地点、南約150mの第62地点、南西約50mの第75・77地点、北東約80mの第115地点などで、縄文時代～近世の濃厚な遺物包含層や特徴的な遺構が検出されており、調査区が芦屋廃寺遺跡の中核部の一角を占めていると言える。

B地点では、古代～中世にかけて大量の瓦が出土するとともに、防空壕が確認されている。第62地点においては、慶長伏見地震に伴う地割れとそれによって壊滅した建物基礎が、大量の瓦を伴って検出されている。ただし、B地点のすぐ南に位置するA地点では瓦の出土がきわめて乏しかったことから、芦屋廃寺の伽藍城がB地点や第62地点をほぼ南限とすると考えられる。また、第75地点では、「寺」字刻印をもつ須恵器鉢をはじめとする大量の土師器・須恵器・瓦が出土し、煤化した器を多く含むことから、奈良時代中頃の法会に係る土器群と想定されている。その出土状況は



第2図 芦屋廃寺遺跡の微地形復元および主要調査地点配置図 1/2500

西側の谷への一括投棄を思わせるので、この地点が伽藍の西限を示唆すると言える。さらに、第115地点は、芦屋廃寺の金堂や塔の存在する中核伽藍域からは外れるようだが、徳川大坂城再築に係る採石場が確認

されており、徳川大坂城東六甲採石場の範囲が芦屋川扇状地上まで下ることが初めて確認された。この他、第77地点では、縄文時代早期の遺物包含層や縄文時代前期初頭の堅穴住居跡が確認されている。

3. 発掘調査の概要

(1) 発掘調査の方法

今回の調査対象範囲は、半地下式の車庫の建設によって損壊を受ける部分に限り、2.5m×5.4mの調査区(面積13.5㎡)を設定した(第3図)。調査区の掘削は、表土とバラス敷設層は重機を用い、他は人力によった。なお、排土は重機を用いて調査区の西側に仮置きし、調査後に埋め戻しを行った。

記録写真は、35mmカラーフィルムとデジタルカメラを併用した。実測図は調査区位置図、土層断面図、調査区平面図、遺構断面図および遺物出土状況平面図を作成した。基準高は設計G.L.を仮0mとして用いた。

(2) 調査の経過

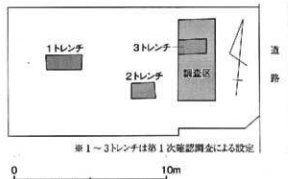
平成20年7月7日～17日に実施した第2次確認調査の実働日数は8日間であった。この調査は、ちょうど梅雨の明け頃であったため、夕立に見舞われることが多く、ゲリラ雨による作業の中断もあった。

7日には施工者代理に掘削範囲と掘削レベルを確認し、調査を開始した。重機を用いて表土やバラスを除去し、攪乱掘削後に人力掘削に移行した。なお、遺構や土層の状態を確認するために、西壁・北壁沿いにはサブトレンチを設けた。

遺構面は二面あったので、9日～14日に第1遺構面の検出や図面作成、遺構掘削を、14日～17日に第2遺構面の検出や図面作成、遺構掘削を行った。ただし、第5層掘削中において、瓦や土器といった遺物の出土が多かった部分については、遺構面とは別に遺物出土状況平面図も作成した。また、土層断面図は調査区の四壁すべてについて記録を採った。

この間、10日には、近隣の方から、調査区で確認されたレンガ構築物が昭和16年頃に築かれた防空壕であるとのご教示を頂いた。また、15日には地権者の来訪があった。

最終日の17日は、写真撮影や図面作成の完了後に重機により埋め戻しを行い、旧状に復して調査を完了し、現場を撤収した。



第3図 トレンチ配置図 1/250

(3) 基本土層

第2次確認調査では、6月の確認調査時の土層番号を踏襲した。ただし、第2層・第3層としていた層は、当該地の中央以西に限って認められる土層であった。本調査区には広がっていないかった。このため、第2次確認調査時には、第2層・第3層の土層番号は、確認調査とは異なる土層に付した。この結果、基本層序は第1～第6層である(第4・5図)。それぞれの層については、同一の性格を有するものの、土質や土色に若干の違いがある部分を区別するため、土層番号にアルファベットの小文字を付して表記している。また、調査区各壁に見られる遺構埋土の土層名はアルファベットの太文字で表記している。これらの土色の表記は、『新版標準土色帖1998年版』(農林水産省農林水産技術会議事務局・財団法人日本色彩研究所監修)に準じ、適宜、視認色を用いている。

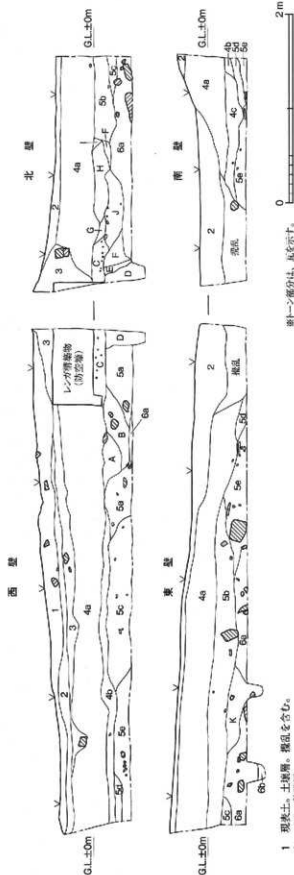
基本的な層序は、第1層が現表土、第2層がバラス敷設層、第3層がバラス敷設以前の旧表土、第4層～第6層が遺物包含層である。なお、本調査の掘削深度では地山には達しておらず、最深掘削面は遺物包含層内におさまる。

第1層は、土壌層の表土であるが、第2層としたバラスの敷設に伴って、既に削られている部分が多かった。第2層の下には旧表土(第3層)があり、第3層上面から掘り込んで防空壕が構築されている。

第4層は、褐色の粗砂混じり砂質土で、古墳時代～鎌倉時代の土師器・須恵器・黒色土器・灰釉陶器・瓦器・瓦質土器・陶器・磁器(中国白磁)・瓦を包含する。中国白磁やいぶ瓦が見られることから、中世前半を下限として形成された遺物包含層と考えられる。色調や粗砂の含有量の違いから4a～4c層に細分した。

第5層は、灰色のシルト質土で、第1遺構面のベース層である。古墳時代～古代の土師器・須恵器・黒色土器・瓦に加えて、少量の弥生土器と瓦器が見られる。瓦器は第5層の上位部分において出土する傾向があり、第4層より相対的に年代の遅い遺物の占める割合が高い。しかも、律令期の土器が顕著であることから、律令期を中心とし、その下限を中世初頭におく遺物包含層と捉える。さらに、青銅製品やスラグも出土しており、近在に金属製品の工房があった可能性を示唆している。なお、色調や粗砂・炭化物の含有量の違いから5a～5c層に細分している。

第6層は、灰黄褐色から褐灰色の砂層で、第2遺構面のベースとなる水成層である。土師器・須恵器が出土しており、残存率の高い古墳時代後期の須恵器杯が主体であることから、当該期の遺物包含層と捉えている。砂粒の大きさで6a・6b層に細分しているが、掘削底より下位に続いている。おそらく、調査地西側の谷への流入堆積土であろう。



第4図 調査区土層断面図 1/40



第5図 西壁土層断面 (北東から)

- 1 現表土。土壌層。覆土を含む。
- 2 バラス敷設層。
- 3 旧表土層。炭化物を含む。暖房の防空壁跡にも表土であったと考えられる。
- 4a 灰青褐色 (10YR5.3-10YR5.4-10YR4.3) 粗砂混じり砂質土。4a層+5層で、やや灰色がかる。
- 4b 灰青褐色 (10YR4.2) ~ 灰青褐色 (10YR4.3) 粗砂混じり砂質土。4b層に似るが、より粗砂が多い。
- 4c 灰青褐色 (10YR4.2) ~ 灰青褐色 (10YR4.3) シルト質土。運搬量が多い。
- 5a 灰青色 (10YR5.1) ~ 灰青色 (10YR5.3) シルト質土。この土色が5層の裏面である。
- 5b 灰青色 (10YR4.1) ~ 灰青色 (10YR4.2) シルト質土。やや黄色がかる。
- 5c 灰青色 (10YR4.1) ~ 灰青色 (10YR4.2) シルト質土。5b層に似るが、粗砂の混入は少ない。
- 5d 灰青色 (10YR4.1) シルト質土。炭化物を多く含む。灰色がかる。
- 5e 灰青褐色 (10YR5.2) ~ 灰青褐色 (10YR5.4) 中砂~粗砂質土。水盛層か。
- 5f 灰青褐色 (10YR5.2) ~ 灰青褐色 (10YR5.4) 中砂~粗砂。5a層より粗砂分頗る。水盛層か。
- 5g 灰青褐色 (10YR5.2) ~ 灰青褐色 (10YR5.4) 中砂~粗砂。5a層より粗砂分頗る。水盛層か。
- 5h 灰青褐色 (10YR5.2) ~ 灰青褐色 (10YR5.4) 中砂~粗砂。5a層より粗砂分頗る。水盛層か。
- 5i 灰青褐色 (10YR5.2) ~ 灰青褐色 (10YR5.4) 中砂~粗砂。5a層より粗砂分頗る。水盛層か。
- 5j 灰青褐色 (10YR5.2) ~ 灰青褐色 (10YR5.4) 中砂~粗砂。5a層より粗砂分頗る。水盛層か。
- 5k 灰青褐色 (10YR5.2) ~ 灰青褐色 (10YR5.4) 中砂~粗砂。5a層より粗砂分頗る。水盛層か。
- A 暗褐色 (10YR2.1) ~ 暗褐色 (10YR2.2) シルト質土。炭化物・土層の粗片多し。
- B 暗褐色 (10YR2.1) ~ 暗褐色 (10YR2.2) シルト質土。炭化物で概の混じり込みがほとんどない。
- C 暗褐色 (10YR2.1) ~ 暗褐色 (10YR2.2) シルト質土。炭化物で概の混じり込みがほとんどない。
- D 暗褐色 (10YR2.1) ~ 暗褐色 (10YR2.2) シルト質土。炭化物で概の混じり込みがほとんどない。
- E 暗褐色 (10YR2.1) ~ 暗褐色 (10YR2.2) シルト質土。炭化物で概の混じり込みがほとんどない。
- F 暗褐色 (10YR2.1) ~ 暗褐色 (10YR2.2) シルト質土。炭化物で概の混じり込みがほとんどない。
- G 暗褐色 (10YR2.1) ~ 暗褐色 (10YR2.2) シルト質土。炭化物で概の混じり込みがほとんどない。
- H 暗褐色 (10YR2.1) ~ 暗褐色 (10YR2.2) シルト質土。炭化物で概の混じり込みがほとんどない。
- I 暗褐色 (10YR2.1) ~ 暗褐色 (10YR2.2) シルト質土。炭化物で概の混じり込みがほとんどない。
- J 暗褐色 (10YR2.1) ~ 暗褐色 (10YR2.2) シルト質土。炭化物で概の混じり込みがほとんどない。
- K 暗褐色 (10YR2.1) ~ 暗褐色 (10YR2.2) シルト質土。炭化物で概の混じり込みがほとんどない。

（4）遺構

今回の調査で検出した遺構面は、第5層上面と第6層上面の2面である。ただし、第6層が検出された範囲は限られていることから、方形遺構の床面において第6層上面に近いレベルで遺構が検出されていることから、便宜上、第6層上面で検出された遺構と方形遺構床面で検出された遺構の両方を「第2遺構面」検出遺構とし、第5層上面で検出された遺構面を「第1遺構面」として報告する（第6～15図）。

第1遺構面の遺構は、土坑5基（SK01～05）、ビット1基（SP01）と、他の土坑より法量が大きく、隅丸方形の平面プランと想定されることから竪穴式建物の可能性もあるために、他の土坑と区別して「方形遺構」と呼称したもの1基である。第2遺構面の遺構は、方形遺構床面における土坑2基（SK06・07）とビット9基（SP02・03・05～08・11～13）、方形遺構外の第6層上面におけるビット2基（SP09・10）である。なお、方形遺構以外の遺構の法量・埋土等は、第1表に示している。以下、遺構面ごとに記す。

①第1遺構面（第6～9・12・13図）

方形遺構は、調査区北西部に検出した遺構で、北側と西側は調査区外に延びる。調査区における平面形は東西160cm、南北160cmのほぼ方形であるが、南東隅が弧を描いているので、全形は隅丸方形と推定している。この遺構は、深さ12～16cmで、ほぼ平坦な床面に土坑2基とビット9基が検出された。方形遺構の埋土は第5層を起源として炭化物を含む灰黄褐色～にぶい黄褐色のシルト質土（第4図C・G～I層）で、床面で検出した他の遺構の埋土ともよく似ている。方形遺構からは、土師器・須恵器・黒色土器・瓦器・灰釉陶器・瓦・土製品（土鏝）・鉄製品（釘）が出土している（第17図1～4・33・34、第19図39）。高台を有する土師器碗や平底の土師器碗、土師器小皿が散見され、灰釉陶器や暗文の顕著な瓦器碗、いぶし瓦が見られることから、平安時代後期の遺構と考えられる。

SK01は方形遺構を検出した際、その北西端部に東西105cm、南北75cmの範囲ににぶい黄褐色シルト質土の広がりを確認したことから、土坑とみなした。深さは10cmに満たず、調査区内ではほぼ終息する。SK01からは、土師器・須恵器・黒色土器・瓦・鉄製品が出土しており、土師器碗や須恵器杯は方形遺構出土のものと同様の底部形態を示すものが多い（第17図5～8）。遺物の類似性や、埋土に炭化物の包含が少ないものの、その土質が方形遺構埋土と変わらないことから、方形遺構埋土のブロックと解釈するに至った。

SK02～05は、第5層に似ているものの、炭化物小チップを伴ってやや黒色がかった暗灰黄色～灰黄褐色砂質土が広がっていることを指標として遺構とみなしたものである。これらの平面形は概ね楕円形を指向し、土師器・須恵器・瓦器・瓦・土製品が出土してい

るが（第17図9～12、第19図40）、北側のSK02・03は少なく、南側のSK04・05は多い。これらの遺構から出土した土器を見てみると、律令期の土師器杯・碗がある。また、芦屋庵寺遺跡第75地点出土資料と同様に灯火器として用いられた煤痕跡が認められる遺物もあり、その年代は、方形遺構出土遺物よりもやや古い傾向が見られる。ただし、第5層出土遺物との明確な弁別は困難である。なお、SK04からは、埴輪のない輪と見られる被熱変形して紋物が融着した土製品片も出土している。

SP01はSK03の東部を掘削して作られた円形のビットで、径約50cm、深さ約25cmを測る。遺構床に薄くにぶい黄褐色～にぶい黄褐色シルトが認められ、暗灰黄色～黄褐色粗砂泥じり土を埋土とする（第7図）。土師器・須恵器細片が出土している。

②第2遺構面（第6・7・10・11図）

SK06は方形遺構の南辺に沿うように検出された遺構で、西側は調査区外に延びる。SK07は方形遺構の北端中央部に検出された遺構で、北側は調査区外に延びる。SK06は第5層上面から掘り込み、第6層に達している。SK07のベースは第6層である。SK06の埋土は、第5層や第6層に炭化物が混じるシルト混じりの砂質土で、西部は炭化物が多く黒褐色～黒色を呈しているが、東部は褐灰色～灰黄褐色～にぶい黄褐色を呈している（第7図）。SK07の埋土は、第6層に炭化物が混じるもので、黒褐色～黒色シルト質土と黄褐色～にぶい黄褐色砂質土が混在している（第4図J層）。SK06埋土に似ている。これらの埋土は炭化物が顕著である他は、方形遺構埋土に似る。

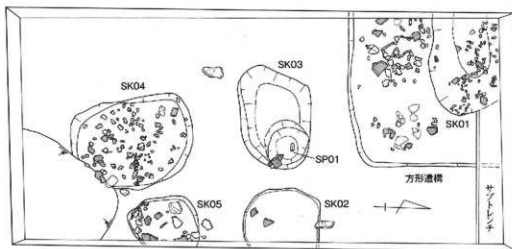
SK06からは、土師器・須恵器・黒色土器・瓦器・瓦が、SK07からは土師器・須恵器・瓦が出土している。SK06からは、方形遺構とはほぼ同時期の平底の土師器碗（第17図13）が出土しており、SK06・07を方形遺構と一連の遺構と捉えることが出来る。

SP02とSP03はSK06上面で検出したビットで、炭化物のブロックを含む灰黄褐色～にぶい黄褐色シルト質土を埋土とする（第7図）。SP03は20cm程度の礫を含んでおり、この礫を根石と見れば、柱穴と考えられる。なお、SP02からは須恵器杯が、SP03からは律令期の土師器杯皿類の破片が出土している。

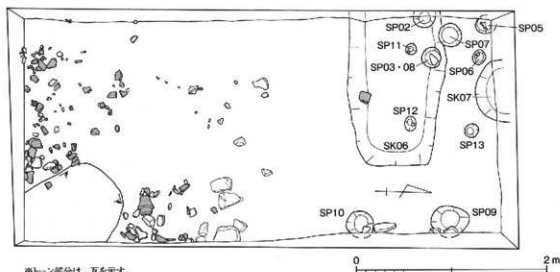
SP05～07はSK06より北側で、SP08はSP03の下位で検出した円形ビットである。調査区北西端に位置するSP05は、シルト質土を埋土としており（第4図D・E層）、甕形土器片（第18図35）が出土している。また、SP06から土師器・須恵器・瓦細片が、SP08から土師器細片が出土している。

SP11～13は方形遺構の外縁に沿うように検出された径15cm程度の円形ビットで、炭化物が混入する褐灰色～灰黄褐色粗砂質土を埋土とする。SP11とSP12を結ぶ線とSP12とSP13を結ぶ線は直交しており、

第1遺構面

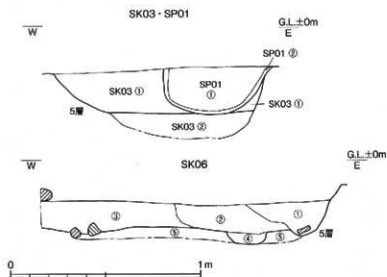


第2遺構面



※トーン部分は、瓦を示す。

第6図 遺構平面図 1/40



第7図 遺構土層断面図 1/20

- SP03
- SP01・SK03
SP01① 凝灰黄色(2.5Y5/2)～黄褐色(2.5Y5/3)粗砂混じり土 粗砂が多く、②層のブロックを含む。
SP01② 土に黄褐色(10YR6/3)～土に黄褐色(2.5Y6/3)シルト
SK03① 凝灰黄色(2.5Y5/2)～灰黄色(10YR5/2)細砂質土。5層のブロック。5層の中では細砂シルトが中心になる。
SK03② 凝灰色(10YR4/1)細砂～中砂 粗砂も少量含む。
SP03
① 凝灰黄色(10YR5/2)～土に黄褐色(10YR5/3)シルト質土 明黄褐色(10YR7/4)シルト質土や凝灰色(10YR4/1)の炭化物混入層のブロックを含む。ベースは5層。
SK06
① 凝灰色(10YR4/1)～灰黄色(10YR4/2)～土に黄褐色(10YR4/3)シルト混じり砂質土。②層は5層。
② 凝褐色(10YR3/4)～黒色(10YR2/1)シルト質土+黄褐色(2.5Y5/3)～土に黄褐色(10YR6/3)砂質土 炭化物・土層の粗砂多し。③層+④層。第4回A層に対応。
③ 凝褐色(10YR3/1)～黒色(10YR2/1)シルト質土 炭化物で染み込んだ土の混じり込みがほとんどない。②層より遺物少ない。第4回B層に対応。
④ 凝灰色(10YR4/1)～灰黄色(10YR4/2)中砂～細砂質土。⑤層に炭化物が混じったものか。
⑤ 灰黄色(10YR5/2)～土に黄褐色(10YR5/4)中砂～細砂質土。6a層に相当。



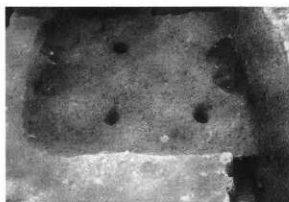
第8図 方形遺構検出状況（東から）



第9図 方形遺構掘削状況（東から）



第10図 方形遺構床面遺構検出状況（東から）



第11図 方形遺構完掘削状況（東から）



第12図 S K 02~05検出状況（南から）



第13図 S K 02~05掘削状況（南から）



第14図 第5層遺物出土状況（南から）



第15図 調査区完掘削状況（南東から）

SP11とSP12の間隔が78cm、SP12とSP13の間隔が66cmで、方形遺構に伴う柱穴や溝列の可能性もある。なお、SP11・12はSK06完掘後床面で確認しており、SK06に先行することがわかる。

第6層上面で検出したSP09・10は方形遺構の東側に位置しており、ともに東壁に掛かる。しかし、近接して確認されたSP09とSP10ではあるが、埋土や平面形は異なっており、一連のピット群とは言えない。楕円形のSP09は第6層中のぶい黄褐色シルト質細砂のブロックを埋土とするのに対し、円形のSP10は褐色灰～灰黄褐色粗砂混じりシルト質土を埋土とし（第4図K層）、土師器残片が出土している。



第16図 調査風景

第1表 芦屋廃寺遺跡第108地点遺構観察表

SK (土坑)		埋 土		出土遺物	備 考
番号	法量 (cm) 長さ×幅×高さ				
01	100×75×27	ぶい黄褐色 (2.5Y5/2) シルト質土		土師器・須恵器・黒色土器・瓦・鉄製品	方形遺構北西部で検出。
02	80×50×8	褐色灰土 (2.5Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) 細砂質土 SK03の①層に相当。		土師器・須恵器・瓦	東側は調査区外に属する。
03	114×80×23	① 褐色灰土 (2.5Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) 細砂質土 ② 層のブロック。5層のすぐ下は細砂～シルトが中心になる。③ 埋土+5層		土師器・須恵器・瓦	
04	130×96×9	① ぶい黄褐色 (10Y5/2)～ぶい黄褐色 (10Y5/2) 粘土質土 SK06の②層に相当。② 埋土+5層		土師器・須恵器・瓦	
05	75×48×9	① 褐色灰土 (10Y5/2) シルト質土 ② 埋土+5層		土師器・須恵器・瓦	東側は調査区外に属する。
06	180×103×17	① 褐色灰土 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) 粘土質土 ② 埋土+5層 ③ 埋土+5層 ④ 埋土+5層 ⑤ 埋土+5層 ⑥ 埋土+5層 ⑦ 埋土+5層 ⑧ 埋土+5層 ⑨ 埋土+5層 ⑩ 埋土+5層 ⑪ 埋土+5層 ⑫ 埋土+5層 ⑬ 埋土+5層 ⑭ 埋土+5層 ⑮ 埋土+5層 ⑯ 埋土+5層 ⑰ 埋土+5層 ⑱ 埋土+5層 ⑲ 埋土+5層 ⑳ 埋土+5層 ㉑ 埋土+5層 ㉒ 埋土+5層 ㉓ 埋土+5層 ㉔ 埋土+5層 ㉕ 埋土+5層 ㉖ 埋土+5層 ㉗ 埋土+5層 ㉘ 埋土+5層 ㉙ 埋土+5層 ㉚ 埋土+5層 ㉛ 埋土+5層 ㉜ 埋土+5層 ㉝ 埋土+5層 ㉞ 埋土+5層 ㉟ 埋土+5層 ㊱ 埋土+5層 ㊲ 埋土+5層 ㊳ 埋土+5層 ㊴ 埋土+5層 ㊵ 埋土+5層 ㊶ 埋土+5層 ㊷ 埋土+5層 ㊸ 埋土+5層 ㊹ 埋土+5層 ㊺ 埋土+5層 ㊻ 埋土+5層 ㊼ 埋土+5層 ㊽ 埋土+5層 ㊾ 埋土+5層 ㊿ 埋土+5層		土師器・須恵器・黒色土器・瓦・鉄製品	方形遺構南端で検出。西側は調査区外に属する。
07	60×50×26	J 褐色土 (10Y5/2)～褐色 (10Y5/2) シルト質土+黄褐色 (2.5Y5/2)～ぶい黄褐色 (10Y5/2) 砂質土 灰化層・土師器の残片多し。SK06の②層に相当。		土師器・須恵器	方形遺構南端で検出。北側は調査区外に属する。
SP (ピット)		埋 土		出土遺物	備 考
番号	法量 (cm) 長さ×幅×高さ				
01	40×40×23	① 褐色灰土 (2.5Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) 粘土質土 ② 埋土+5層 ③ 埋土+5層 ④ 埋土+5層 ⑤ 埋土+5層 ⑥ 埋土+5層 ⑦ 埋土+5層 ⑧ 埋土+5層 ⑨ 埋土+5層 ⑩ 埋土+5層 ⑪ 埋土+5層 ⑫ 埋土+5層 ⑬ 埋土+5層 ⑭ 埋土+5層 ⑮ 埋土+5層 ⑯ 埋土+5層 ⑰ 埋土+5層 ⑱ 埋土+5層 ⑲ 埋土+5層 ⑳ 埋土+5層 ㉑ 埋土+5層 ㉒ 埋土+5層 ㉓ 埋土+5層 ㉔ 埋土+5層 ㉕ 埋土+5層 ㉖ 埋土+5層 ㉗ 埋土+5層 ㉘ 埋土+5層 ㉙ 埋土+5層 ㉚ 埋土+5層 ㉛ 埋土+5層 ㉜ 埋土+5層 ㉝ 埋土+5層 ㉞ 埋土+5層 ㉟ 埋土+5層 ㊱ 埋土+5層 ㊲ 埋土+5層 ㊳ 埋土+5層 ㊴ 埋土+5層 ㊵ 埋土+5層 ㊶ 埋土+5層 ㊷ 埋土+5層 ㊸ 埋土+5層 ㊹ 埋土+5層 ㊺ 埋土+5層 ㊻ 埋土+5層 ㊼ 埋土+5層 ㊽ 埋土+5層 ㊾ 埋土+5層 ㊿ 埋土+5層		土師器・須恵器	5層より下のSK03の東側に属する。
02	22×12×13	灰黄褐色 (10Y5/2)～ぶい黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 明黄褐色 (10Y5/2) シルト質土+黄褐色 (10Y5/2) の灰化層埋入層のブロックを含む。		灰化層	方形遺構内で検出。
03	22×20×26	灰黄褐色 (10Y5/2)～ぶい黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 明黄褐色 (10Y5/2) シルト質土+黄褐色 (10Y5/2) の灰化層埋入層のブロックを含む。		土師器・須恵器	方形遺構内で検出。
04	130×130×43	① 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ② 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ③ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ④ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑤ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑥ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑦ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑧ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑨ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑩ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑪ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑫ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑬ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑭ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑮ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑯ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑰ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑱ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑲ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑳ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉑ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉒ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉓ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉔ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉕ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉖ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉗ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉘ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉙ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉚ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉛ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉜ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉝ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉞ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉟ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊱ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊲ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊳ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊴ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊵ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊶ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊷ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊸ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊹ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊺ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊻ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊼ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊽ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊾ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊿ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土		土師器・須恵器・瓦	方形遺構内で検出。西側・西側に属する。
05	130×130×43	① 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ② 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ③ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ④ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑤ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑥ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑦ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑧ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑨ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑩ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑪ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑫ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑬ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑭ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑮ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑯ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑰ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑱ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑲ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ⑳ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉑ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉒ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉓ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉔ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉕ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉖ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉗ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉘ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉙ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉚ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉛ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉜ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉝ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉞ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㉟ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊱ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊲ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊳ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊴ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊵ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊶ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊷ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊸ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊹ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊺ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊻ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊼ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊽ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊾ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 ㊿ 灰黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土		土師器	方形遺構内で検出。
06	15×15×14	褐色灰土 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 灰化層埋入。		土師器	方形遺構内で検出。
07	16×16×6	褐色灰土 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) 細砂質土 灰化層埋入。SP11・13の埋土に相当。		土師器	方形遺構内で検出。
08	40×26×17	ぶい黄褐色 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土		土師器	5層より下のSK03の東側に属する。
09	30×30×23	① 褐色灰土 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) 粘土質土 ② 埋土+5層 ③ 埋土+5層 ④ 埋土+5層 ⑤ 埋土+5層 ⑥ 埋土+5層 ⑦ 埋土+5層 ⑧ 埋土+5層 ⑨ 埋土+5層 ⑩ 埋土+5層 ⑪ 埋土+5層 ⑫ 埋土+5層 ⑬ 埋土+5層 ⑭ 埋土+5層 ⑮ 埋土+5層 ⑯ 埋土+5層 ⑰ 埋土+5層 ⑱ 埋土+5層 ⑲ 埋土+5層 ⑳ 埋土+5層 ㉑ 埋土+5層 ㉒ 埋土+5層 ㉓ 埋土+5層 ㉔ 埋土+5層 ㉕ 埋土+5層 ㉖ 埋土+5層 ㉗ 埋土+5層 ㉘ 埋土+5層 ㉙ 埋土+5層 ㉚ 埋土+5層 ㉛ 埋土+5層 ㉜ 埋土+5層 ㉝ 埋土+5層 ㉞ 埋土+5層 ㉟ 埋土+5層 ㊱ 埋土+5層 ㊲ 埋土+5層 ㊳ 埋土+5層 ㊴ 埋土+5層 ㊵ 埋土+5層 ㊶ 埋土+5層 ㊷ 埋土+5層 ㊸ 埋土+5層 ㊹ 埋土+5層 ㊺ 埋土+5層 ㊻ 埋土+5層 ㊼ 埋土+5層 ㊽ 埋土+5層 ㊾ 埋土+5層 ㊿ 埋土+5層		土師器	5層より下のSK03の東側に属する。
10	12×12×10	褐色灰土 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 灰化層埋入。SP08・12・13埋土と共通。		土師器	方形遺構内で検出。
11	12×12×10	褐色灰土 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 灰化層埋入。SP08・12・13埋土と共通。		土師器	方形遺構内で検出。
12	14×12×14	褐色灰土 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) シルト質土 灰化層埋入。SP08・11・13埋土と共通。		土師器	方形遺構内で検出。
13	15×15×20	褐色灰土 (10Y5/2)～灰黄褐色 (10Y5/2) 細砂質土 灰化層埋入。SP08・11・13埋土と共通。		土師器	方形遺構内で検出。

※SP04は欠番。

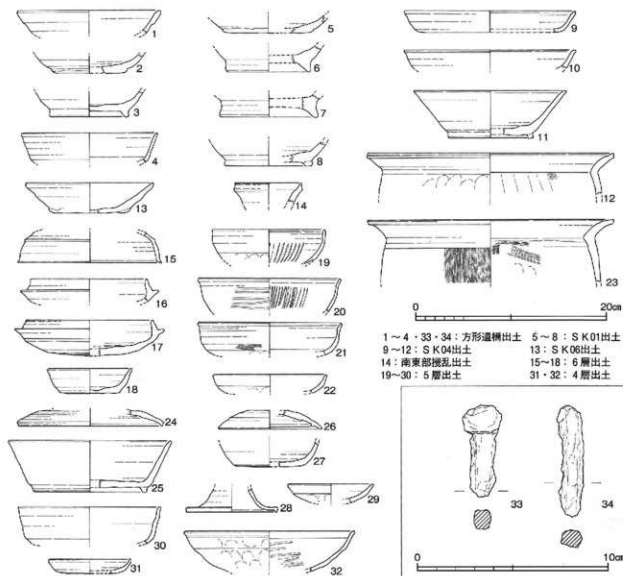
(5) 遺 物

今回の調査で出土した遺物は、27ℓコンテナ10箱分と調査面積に比して多い。その内訳は、弥生土器・土師器・須恵器・黒色土器・灰釉陶器・瓦器・陶器・磁器・瓦・土製品・鉄製品・青銅製品・スラグ・古蔵層等である。弥生時代後期～鎌倉時代前期のものである。これらの内、土器と鉄製品は第17図に、甕形土器片は第18図に、瓦は第19図に示している。

第17図の1～13と33・34は遺構から、14～32は包含層から出土した資料で、14が弥生土器、1～3・5～

7・9～13・19～23・31が土師器、4・8・15～18・24～28が須恵器、30が灰釉陶器、29・32が瓦器、33・34が鉄製品である。第18図の35・36は甕形土器片であろう。第19図の37～40は平瓦、41は瓦丸で、須恵質焼成の40のほかは、いずれも土師質焼成の資料である。

これらを見ると、第6層に古墳時代後期の須恵器が偏在する傾向がある。第5層ならびに検出遺構においては、律令期（主に8世紀代）の土師器・須恵器・瓦（土師質・須恵質）を中心とする一群と、平安時代後期（主に11世紀代）の土師器・須恵器・灰釉陶器・瓦



第17図 遺物実測図 1/4、33・34のみ1/2

（土師質・須恵質・瓦質）を中心とする一群が主体となり、それに少量の鎌倉時代になる瓦器が加わっている。第4層からは、土師器・須恵器・瓦に加えて、瓦器や陶器・中国白磁片も出土している。

14は頸部から緩やかに外反する口縁部の端部を意識的に上方に摘み上げる小形の鉢で、V様式後半に比定できる類例の少ない土器である。しかし、他の土器は、暗文を有する律令期の碗皿類や平安時代の回転台土師器など、芦屋廃寺遺跡で通有に出土する生活雑器と言える。なお、33・34は、断面方形の釘で、芦屋廃寺の建物に用いられたものであろう。

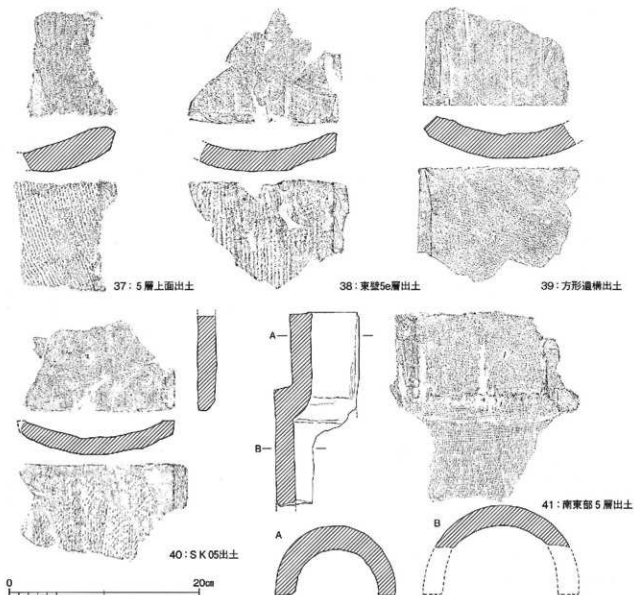
第4層・第5層から出土した瓦は四面に布目痕があり、土師質焼成のものが多く、須恵質・瓦質焼成のものも一定量認められる。凸面の調整は、縄目タタキが圧倒的に多いが、ナデやケズリによってタタキ痕を消しているものも見られる。このような特徴から、これらは、平安時代後期を中心とすると言える。加

えて、すべてが破損しており、煤化しているものも少なくないことから、火災を受けた様子がうかがえるので、当該期に寺院関連建物が炎上し、片付けが行われたことが想定される。

なお、図示していないが、釉のない埴輪の破片や青銅製品片、スラグといった特徴的な遺物も見られる。



第18図 甕形土器片



第19図 瓦実測図 1 / 4

4. 小 結

今回の調査では、方形遺構、土坑、ピットを検出した。これらの遺構の内、方形遺構とその床面で検出した遺構は一連のものと考えられる。方形遺構は、整然とした平面形であり、明確な貼り床や踏み締めは認められないもの、S K 06・07を除くとはほぼ平坦であることや、S K 06・07への炭化物の集中や鉄釘等の存在から、金属製品を加工する工房の可能性が指摘できよう。また、S K 02～05は、第5層との共通性を窺った場合、人為的な土坑というよりも、第5層中のブロックと捉えたい。ところで、第5層は灰色シルト質土であり、旧表土層といってもよい土質である。しかも表熱した土製品や青銅製品が出土していることを考慮すると、金属加工に伴う廃棄物や灰・炭化物が堆積して形成されたものとみて大過なからう。加えて、第5層は、寺院関連建物の火災後の片づけによる廃棄層とし

ての性格も有している。このことから、今回の調査地は、芦屋廃寺の範囲に含まれるものの、中心伽藍からは幾分はずれた位置に当たり、恒常的に西側の谷への廃棄が行われていた場所であったと推定できる。さらに、芦屋廃寺に伴う金属加工工房の一角を占めていたことも想定でき、方形遺構は、工房における一時期の作業建物と考えられる。

第6層は、水成層でかつ古墳時代後期の包含層であることから、当該期の流路埋土と想定される。

以上のように、今回の確認調査によって、古代～中世初頭の遺構面を確認した。また、古墳時代に遡る遺物包含層が、調査区底面よりもさらに下位に連存していることも明らかになった。ただし、建設工事によって損壊を被る部分については、その記録保存は完了したといえるので、計画通り、建築工事に着手して差し支えないと判断した。(白谷朋世・森岡)

第3節 月若遺跡（第102地点）

1. 調査に至る経緯

芦屋市月若町68-2に所在する当該敷地（敷地面積343.0㎡）において、都市計画道路山手幹線街路事業に伴う個人住宅擁壁の建設計画が進捗したが、周知の埋蔵文化財包蔵地である月若遺跡の分布範囲内であることから（第1図）、文化財保護法第93条第1項に基づく届出書が平成20年（2008）11月7日に地権者より本市教育委員会に提出された。

本市教育委員会は受理した届出書に添付された工事計画の概要を、南側隣接地において実施された月若遺跡第81地点の本発掘調査の結果〔安田編2006〕と照合し、擁壁建設工事に伴う掘削によって遺構や遺物包含層が損壊を受ける可能性が高いと判断した。

そこで、遺構や遺物包含層の有無およびそれらに対する工事の影響を調べるために、竹村を担当者として平成20年（2008）11月26日から12月4日まで実施5日以内で確認調査を実施することになった。

11月26日から調査を開始し、12月1日までに第1・2トレンチを掘削したところ、弥生時代後期後半から中世にかけての遺構および遺物包含層が確認された。第1・2トレンチの調査所見からは、今回の擁壁工事範囲において、弥生時代後期後半以降の遺構と遺物包含層の損壊が免れないことが判明し、埋蔵文化財が損壊する範囲・深度を対象とした発掘調査が必要と判断された。しかし、擁壁工事範囲が狭小である上に深くなるため、調査区壁の崩壊防止を勘案し、発掘調査の期間を短くすることとなった。そこで、竹村を担当者として、当初予定していた調査期間である12月3・4日に引き続き確認調査として実施することになった。当調査に際しては、調査員として坂田・守田が従事し、調査補助員として平山が従事した。

発掘作業は、同地工業株式会社へ委託した。

確認調査後、12月8～12日の擁壁工事中に、調査ができていなかった西側隣地境界付近から出土した弥生土器片を回収した。

2. 調査地をとりまく環境

月若遺跡は、現在の月若町・西山町・芦屋町に分布しており、東西250m、南北350m、面積約52,700㎡を測る。地形的には沖積扇状地中位面に立地しており、標高は約24～32mである。周辺には芦屋廃寺遺跡・寺田遺跡・西山町遺跡が隣接している。

本遺跡は、既往の調査によって縄文時代早期から近世にわたる複合遺跡であることが判明している。縄文時代では、早期～後期の土器や石器が少数出土しており、早期末～前期初頭の土坑が1基検出されている。

弥生時代では、中期後半になって土坑が検出されているが、後期前半まで遺構や遺物はほとんど確認され



第1図 調査地位置図 1/5000

ていない。弥生時代後期後半～古墳時代初期には、遺構・遺物ともに激増し、大規模な集落が形成される。また、当該時期の小銅鐸が出土しており、兵庫県下2例目として注目される。

古墳時代では、前期に遺構や遺物の数が少なくなるが、中期以降は竪穴住居跡や掘立柱建物の柱穴などが多数検出されており、大規模な集落が形成されていたことが明らかとなっている。その状況は古代においても続いている。

古代では、遺跡の東部において、後述する大溝が検出されており、飛鳥時代～白鳳文化期の瓦当を含む古代瓦や缸滓など、特徴的な遺物が数多く出土している。さらに、その周辺においても瓦片の他に、多数の製塩土器片、砥石など、特徴的な遺物の出土が目立つ。

中世では、遺跡の東部において、平安時代末～鎌倉時代前期の大規模掘立柱建物や堀が検出されており、遺跡の性格を検討する上で重要である。

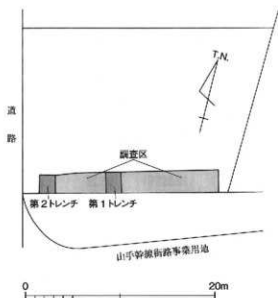
近世～近代の特徴的な遺構としては、酒造関連とみられる甕が10基近く検出されている。

3. 発掘調査の概要

(1) 発掘調査の方法

地権者代理が立会の下、既設建物などに影響がでないよう考慮しながら、擁壁工事の範囲内に2基のトレンチを設定し、第1・2トレンチと呼称した（第2図）。第1トレンチは擁壁工事範囲中央に位置するもので、東西1.5m、南北1.2m、面積1.8㎡を測る（第7・8図）。第2トレンチは擁壁工事範囲西部に位置するもので、東西1.6m、南北1.5m、面積2.4㎡を測る（第9・10図）。この時点では、敷地内に重機を導入させることができなかったことから、第1・2トレンチは、11月26・27日と12月1日の3日間をかけて人力で掘削した（第6図）。

その結果、両トレンチにおいて弥生時代後期後半から中世の遺構と遺物包含層が確認されたため、擁壁工事範囲については発掘調査が必要と判断された。しかし、その範囲は狭小かつ深くなるため、壁崩壊などの危険性が予測されたことから、安全を確保するため、短時間で調査を実施する必要があった。そこで、確認



第2図 調査区配置図 1/400

調査を12月3・4日の実働2日で引き続き実施することとなった。この際の発掘調査対象範囲は、「調査区」と呼称した。

調査区は、まさしく擁壁建設工事範囲で、第1・2トレンチも合わせて東西18.0m、南北1.5m、面積27.0㎡を測る。調査深度は、無遺物層までとした（第2・15図）。調査区の掘削に際しては、旅行者から重機の提供を受けた。重機は敷地南側の山手幹線街路事業用地に置き、12月2日に旅行者が敷地南側の石垣を除去した。翌日の12月3日には、中世の遺物包含層である第7層上面までを機械掘削した（第12図）。その後、第7層以下を人力により掘削した（第13図）。

写真は35mmカラーネガフィルムおよびデジタルカメラ（600万画素）で記録した。図面は、エスロンテープを用いた略測によって調査区配置図を作成した。第1・2トレンチの上層は、現地表面を基準にした柱状図を作成した。調査区北壁土層断面図は、縮尺1/20で作成した（第3・14図）。その際、用いた基準高は、本市街路課が設置した基準点（T.P. 23.633m）から水準測量により得た。なお、旅行者との協議の結果、埋め戻しは行わなかった。

（2）発掘調査の経過

発掘調査は、平成20年（2008）11月26・27日、12月1・3・4日の実働5日で実施した（第6・12～14図）。

11月26・27日および12月1日には、人力掘削で第1・2トレンチを掘削した。12月3日には、重機で第7層上面までを除去し、それより下層を人力で掘削した。12月4日には、調査区の完掘状況を撮影した。また、調査区北壁土層断面を撮影し、縮尺1/20で実測図を作成した。記録作業をすべて終了し、発掘調査を完了した。

（3）基本土層

調査区北壁の土層を基本土層として説明する（第3・16図）。なお、土層記述では、土層番号は上層より順番にアラビア数字で付けた。それらの中で、土質や土色等に若干の差違が観察されたものには、アラビア数字の後にアルファベット小文字を付けて細分した。一方、遺構の埋土などには、円囲いのアラビア数字で通し番号を付けた。土層番号に続けて、色調、粒度、包含物、性格などを順に記した。色調は「新版標準土色帖2000年後期版」（農林水産省農林水産技術会議事務局・財団法人日本色彩研究所監修）を用い、客観化を図った。

基本土層は、第1層から第10層まで設定した。なお、調査区においては、第1～6層を機械掘削で除去した。

第1層は近現代の堆積土で、表土である第1a層と盛土である第1b層に分けた。第2層は灰色粘性砂質土で、近世～近代の耕作土と考えられる。第3層は淡灰黄色砂質土で、第2層に伴う水田の床土もしくは近世の耕作土と考えられる。

第4層は砂質土で、2層に細分した。第4a層は淡灰褐色を呈し、ブロックを多く含む砂質土である。第4b層は灰褐色を呈する砂質土である。中世～近世の耕作土と考えられる。第5層は褐色砂質土で、中世の耕作土と考えられる。第6層は褐色砂質土で、中世の耕作土と考えられる。第7層は明褐色砂質土で、中世の遺物を含んでいる。

第8層は暗灰褐色砂質土で、シルトブロックを多く含んでいる。古代の整地土と考えられる。

第9層は暗黄黒色砂質土で、遺物の包含は確認されなかった。当層上面で遺構（SD01・02）を検出した。第10層は暗灰黄色砂で、遺物の包含は確認されなかった。

【土層記述】

第1a層 暗黄灰色砂質土。10YR4/2灰黄褐。シルト～細粒砂。近現代の表土。

第1b層 暗黄色砂質土。10YR7/4に黄橙。シルト～細粒砂。近現代の盛土。

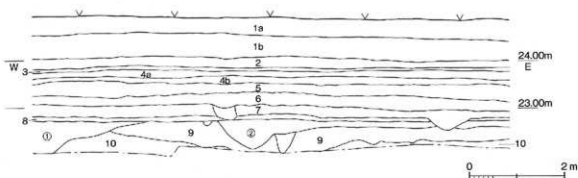
第2層 灰色粘性砂質土。10YR5/1褐灰。シルト～細粒砂。近世～近代の耕作土。

第3層 淡灰黄色砂質土。10YR7/3に黄橙。シルト～細粒砂。近世～近代の水田床土もしくは近世の耕作土。

第4a層 淡灰褐色ブロック混じり砂質土。7.5YR7/4に黄橙。シルト～細粒砂。ブロックを多く含む。中世～近世の耕作土。

第4b層 灰褐色砂質土。10YR5/4に黄褐。シルト～細粒砂。中世～近世の耕作土。

第5層 褐色砂質土。10YR5/2灰黄褐。シルト～細



第3図 調査区北壁土層断面図 1/80

粒砂。中世の耕作土と考えられる。

第6層 褐色砂質土。10YR5/6黄褐。シルト～細粒砂。中世の耕作土と考えられる。

第7層 明褐色砂質土。10YR4/1褐灰。シルト～細粒砂。中世の遺物包含層。

第8層 暗灰褐色砂質土。10YR4/3にぶい黄褐。シルト～細粒砂。シルトブロックを多く含む。古代の遺物包含層。古代の整地土と考えられる。

第9層 暗黄黒色砂質土。10YR3/1黒褐。細粒砂～粗粒砂。無遺物層。

第10層 暗灰黄色砂。10YR4/2灰黄褐。細粒砂～粗粒砂。無遺物層。

①層 暗灰褐色砂質土。シルト～細粒砂。S D01の埋土。

②層 黒褐色砂。無遺物層。

(4) 遺構

第9層上面で、弥生時代後期後半～終末期の流路もしくは溝1条（S D02）と古代の溝1条（S D01）を検出した。また、中世以降の地震痕跡（砂脈）が確認された。

①弥生時代後期後半～終末期の流路もしくは溝

第2トレンチにおいて、弥生時代後期後半～終末期の遺構が確認された。その後、調査区の発掘調査によって流路もしくは溝であることが明らかとなり、S D02と名付けた。なお、当遺構については調査区北壁土層断面図の図化範囲より西側に位置しており、第3図にはその断面を示していない。また、遺構の検出面がちょうど擁壁の底盤付近に相当していたため、完掘することができなかった。しかし、狭小な範囲において埋土の上層付近を掘削しただけでも、弥生土器片が27ℓ容量のコンテナ1箱分出土した。

当遺構は、今回の調査地の南側に位置する月若遺跡第81地点のS D203〔安田編2006〕および第100地点のS D02と連続する同一の遺構であることが確かめられている。これらの地点における検出状況では、幅約1.2m、深さ約0.8mであることが確認されている。

なお、これらの調査地点の南南西に位置する寺田遺跡第128地点で検出されているS D04も、位置関係から連続する同一の溝もしくは流路である可能性がある〔森岡・坂田編2003〕。

②古代の溝

調査区の中央付近で検出された溝で、S D01と名付けた。当遺構の埋土は、暗灰褐色砂質土である（第3図①層）。当溝からは、土師器・須恵器や瓦などが出土した。南側に位置する第81地点のS D101〔安田編2006〕および第100地点のS D01と同一の遺構であることが、それぞれの位置関係から確かめられる。第81地点のS D101は、北北西から南南東へのびる溝で、幅約5.5m、深さ約0.8mを測る。第81・100地点では当溝の埋土内から、飛鳥時代から平安時代までの多量の土師器・須恵器や、高句麗様式卑弁八弁蓮華文軒丸瓦・複弁八弁蓮華文軒丸瓦・均正忍冬唐草文軒平瓦を含む多数の古代瓦片、埴、鉄器生産に伴うと考えられる鉱滓などが出土している。

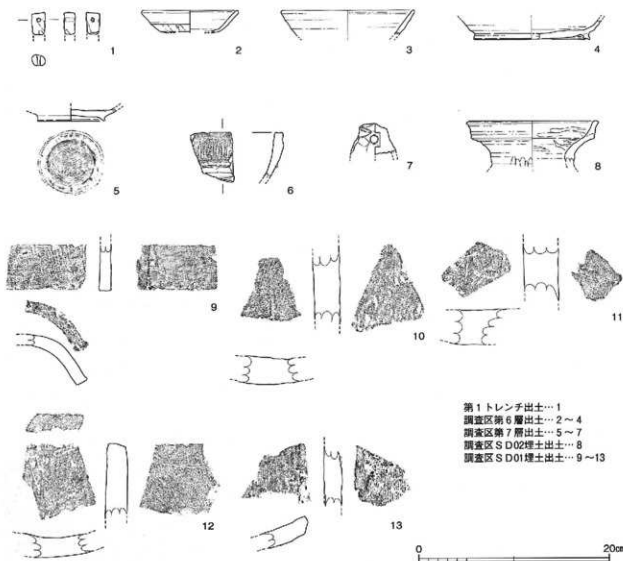
当溝は、第81・100地点から、さらに南南東に向かってそのまま直線的にのびているようで、第102地点から南南西に約110mの距離にある寺田遺跡第197地点で検出されたS D05も同一の遺構と考えられる（本章第4節参照）。

以上のように、月若遺跡第81・100地点および寺田遺跡第197地点の調査結果から、7世紀後半に開削された、少なくとも110mの長さをもつ、北北西から南南東に直線的にのびる溝の存在が明らかとなった（本章第4節第15図を参照）。

③中世以降の地震痕跡（砂脈）

第2トレンチ東壁において、地震痕跡である砂脈の断面が1条検出された（第11図）。当砂脈は幅1cm程度で、基本土層の第7～9層までを確実に貫いている。このことから、当砂脈が中世以降の地震に伴うものであるということができる。

なお、今回の調査地点の南東に近接する月若遺跡第96地点においても、北西から南東に走る砂脈が14条検出されている〔竹村・守田編2009〕。



第1トレンチ出土…1
調査区第6層出土…2～4
調査区第7層出土…5～7
調査区S D02埋土出土…8
調査区S D01埋土出土…9～13

第4図 出土遺物実測図 1 / 4

(5) 遺物

今回の調査では、27ℓ容量のコンテナ3箱分の遺物が出土した。狭小な調査面積であったにも関わらず、出土量は多いが、その半分はS D02から出土した弥生土器片である。遺物の種類も豊富で、その内訳は弥生土器、土師器、須恵器、黒色土器（A類）、灰釉陶器、緑釉陶器、瓦器、陶器、磁器、古代瓦、土製品（土鍾・イダコ壺）、鉄製品等である。

各土層や遺構出土の遺物を概観すると、調査区第1～6層は重機で掘削したため、包含遺物の詳細は把握できていない。機械掘削後に残存した第6層下部からは、中世の土師器や須恵器、黒色土器（A類）、瓦器、陶器、板状の鉄製品などが出土している。土師器には被熱した破片が1点認められる。須恵器には、束縛系の破片が認められる。土器片は、表面が磨耗したものが目立つ。

調査区第7層では、土師器、須恵器、黒色土器（A

類）、緑釉陶器（第4図5）、瓦器、古代瓦、須恵質のイダコ壺（第4図7）の破片が出土している。また、灰釉陶器の可能性のある破片も認められる。

S D01の埋土からは、土師器、須恵器が出土しており、さらに古代瓦が数多く出土している（第4図9～13）。S D02埋土からは、鉄製品が1点出土している。

今回の出土遺物の一部について、第4図に実測図および拓影を掲載している。1は第1トレンチで出土した土師質の棒状有孔土鍾である。

2～4は調査区第6層から出土した遺物で、2は土師器皿、3は須恵器杯、4は須恵器杯身である。

5～7は調査区第7層から出土した遺物である。5は緑釉陶器碗の底部で、軟質の胎土に施釉され、濃緑色を呈する。高台は貼り付けの有段輪高台であることから、近江産であることがわかる〔高橋1995〕。高台内には回転糸切り痕が顕著に残る。10世紀後半のものと考えられる〔高橋1995、畑中2003〕。6は須恵器甕、

7は須恵質の釣鐘形イダコ壺である。

8は調査区SD02から出土した弥生土器で、複合口緑塗である。口縁部付近には強いヨコナデが施されており、縦凹線状に見える。色調は橙色を呈する。

9～13は古代瓦で、いずれも調査区SD01から出土したものである。9は須恵質の九瓦で、焼成は非常に良く、堅緻である。凸面には平行タキの後、ナデ調整が施されている。部分的に弱い布目痕が認められる。凹面には布目痕が明瞭に残る。

10～13は平瓦である。10は土師質で淡灰褐色を呈する。凹面には、横脊痕と布目痕が認められる。凸面は指頭圧による弱い凹凸がみられ、豆粒状の粗いタキが施されている。11～13は瓦質で断面は淡灰褐色を呈するが、表面は凹面・凸面ともに炭素が吸着し、暗灰色を呈する。11は非常に厚く、軒平瓦の瓦当に近い部分と考えられる。また、埴である可能性もある。残存部で見える限り、凹面にはヘラケズリ、凸面にはナデ調整が施されている。12は凹面に模骨痕が残り、その突出した部分はヘラケズリが施され、くぼんだ部分のみ布目痕が残っている。凸面はナデ調整により、平滑に仕上げられている。13は凹面に布目痕、凸面に縄タキ目が認められる。側面にも布目痕がかなりうけてみられ、一枚作りであると推測される。側面はさらに凸面側がヘラケズリにより面取りされている。

4. 小 結

今回の調査では、弥生時代後期後半から終末期の流路もしくは溝1条(SD02)と、古代の溝1条(SD01)、中世以降の地震痕跡(砂脈)1条が検出された。さらに、狭小な調査範囲であったにも関わらず、SD02の弥生土器片を中心に、遺物が多数出土した。

SD02は南方に位置する月若遺跡第81地点のSD203〔安田編2006〕および第100地点のSD02と連続しており、さらに南南西に位置する寺田遺跡第128地点SD04〔森岡・坂田編2003〕と連続する可能性がある。

一方、SD01は、7世紀後半に開削された溝で、先述したとおり、北北西から南南東に少なくとも110mの距離を直線的にのびていることが確認されている(本章第4節第15図を参照)。当地点の周辺では、第81・98・100地点および寺田遺跡第181地点〔安田編2006〕において高句麗様式の軒九瓦や法隆寺式の軒九瓦・軒平瓦片を含む多数の古代瓦片や埴、鉄器生産に伴うと考えられる鉋滓などが出土しており、第96地点の多数の製塩土器片や砥石など〔竹村・守田編2009〕と合わせて、飛鳥時代～奈良時代の官衙の要素の強い遺物が数多く確認されている。これらのことから、当地域に古代の官衙や寺院に関連する施設があった可能性が高い。(竹村)



第5図 調査地近景(南西から)



第6図 第1・2トレンチ調査風景(北東から)



第7図 第1トレンチ全景(北西から)



第8図 第1トレンチ東壁土層断面(西から)



第9図 第2トレンチ全景（北東から）



第10図 第2トレンチ西壁土層断面（東から）



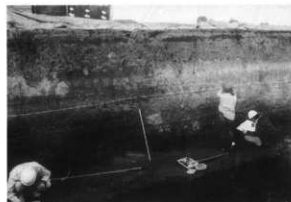
第11図 第2トレンチ地震復跡（西から）



第12図 調査区機械掘削状況（南西から）



第13図 調査区調査風景（南西から）



第14図 調査区調査風景（南西から）



第15図 調査区全景（南西から）



第16図 調査区北壁土層断面（南東から）

第4節 寺田遺跡（第197地点）

1. 調査に至る経緯

芦屋市月若町74-2に所在する当該敷地（敷地面積100.0㎡）において、木造一部鉄筋コンクリート造地上3階・地下1階建個人住宅の新築計画が進捗したが、周知の埋蔵文化財包蔵地である寺田遺跡の分布範囲内であることから（第2図）、文化財保護法第93条第1項に基づく届出書が平成20年（2008）9月22日に地権者より本市教育委員会に提出された。

ところで、当該敷地では、平成19年（2007）5月から6月にかけて個人住宅の新築計画に伴い、寺田遺跡第191地点として第2次確認調査が実施された〔森岡・竹村・寺田編2009〕。その後、地権者が代わり、今回の建物建築計画となったため、改めて届出書が提出された。本市教育委員会では、受理した届出書に伴う建築計画の内容と、第191地点の発掘調査結果を照合し、今回の工事によって未調査部分の遺構や遺物包含層が損壊を受けると判断した。

そこで、芦屋市教育委員会では、遺構・遺物包含層の有無およびそれらに対する工事の影響を調べるために、竹村を調査担当者として、平成20年（2008）10月9日から11月6日まで実働15日で確認調査を実施することとした。なお、調査補助員としては、新野・西岡・平山・前田・横森が従事した。

発掘作業は、安西工業株式会社に委託した。

2. 調査地をとりまく環境

寺田遺跡は、市域の西部、芦屋市月若町・西芦屋町・三条南町に広がる縄文時代早期から江戸時代にわたる複合遺跡で、遺跡の範囲は東西400m、南北300mに広がり、総面積は58,000㎡を測る。地形的には芦屋川と東川が形成した扇状地上に立地し、標高は約15～27mを測る。分布範囲の中央付近には、東川が南流していた。

遺跡の発見は、分布範囲の西部において、昭和35年（1960）に市道工事に伴って土器が出土したことを契



第2図 調査地位置図 1/5000

機としており、昭和59年（1984）に分布範囲の南西部に位置する第1地点において初めて発掘調査が実施された。本遺跡の分布範囲について、当初は東川以西に広がるものと認識されていたが、その後、個人住宅の建て替えや阪神・淡路大震災の震災復興に伴う共同住宅の新築をはじめ、数多くの発掘調査が実施され、前記のとおり、芦屋川右岸の扇状地の広い範囲に分布していることが明らかとなった。なお、分布範囲が拡大した結果、月若遺跡および芦屋廃寺遺跡と接することとなり、現状では行政的な区分として各々の遺跡の境界線を設けている状況である。本遺跡の調査地点については、平成22年（2010）2月28日現在、206地点を数える（本発掘調査・確認調査・工事立会・慎重工事を含む）。

既往調査を概観すると、東川以西の遺跡西部において弥生時代前期後葉の遺構が確認されている。また、縄文時代晩期の交番文土器片も若干出土している。

南西部では、第1地点において古代の大型掘立柱建物が検出され、その東側に隣接する第90地点において、「大甕」「少甕」などを記した奈良時代の墨書土器5点が出土している。これらのことから、寺田遺跡の南西部付近に、律令下の摂津国原郡の郡衙があったことが推定されている。

東川の東岸にあたる扇状地上をみると、縄文時代では、早期から晩期までの土器が若干出土している程度で、遺構数も極めて少ない。当地域で遺構が本格的に確認されるのは、弥生時代中期前葉からである。しかし、弥生時代中期中葉から後期前半の遺構・遺物は比較的少なく、後期後半から堅穴住居跡をはじめ、居住域に伴う遺構が激増する。その後、古墳時代以降、数多くの遺構や遺物が検出されている。

周辺をみると、月若遺跡・芦屋廃寺遺跡・三条九ノ坪遺跡が隣接して分布しており、さらに三条岡山遺跡・冠遺跡が近在するなど、本市においては最も遺跡が濃密に分布する地域となっている。



第1図 調査地近景（南東から）

今回の調査地は、遺跡分布範囲の南東部に位置しており(第2図)、平成19年度に発掘調査を実施した第191地点と同じ敷地である。第191地点の調査では、中世の溝などが検出されており(森岡・竹村・守田編2009)、今回の発掘調査においても溝の続きが検出されることが予測された。

3. 発掘調査の概要

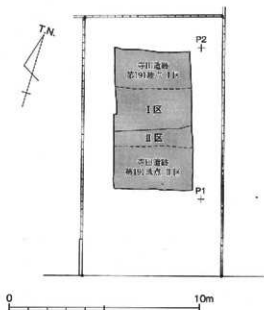
(1) 発掘調査の方法

今回の調査は、建物建設範囲の内、地下室部分で、かつ寺田遺跡第191地点の未調査範囲を対象として調査区を設定した(第3図)。調査面積は29.93㎡である。調査区は、残土置き場を確保するために南北に二分し、北半部をⅠ区、南半部をⅡ区と呼称した。掘削深度は、無遺物層までとした。

掘削方法は、重機(0.1m)で第1～3層を掘削し、それより深部は人力によって各層の境界面を精査しながら分層発掘を行った。残土は、前記のとおり、調査地内に仮置きした。調査終了後、重機によって埋め戻し、現況復旧した。

写真による記録は、35mmカラーポジフィルムおよび白黒ネガフィルム、デジタルカメラ(600万画素)を使用した。

図面による記録は、調査区配置図を1/100、遺構面平面図を1/20で光波測距器を用いて作成し、土層断面図は1/20、遺構の土層断面図は1/10および1/20で作成した。実測の際に用いる基準線は、敷地の形状に合わせて任意に設定した。基準高は、当該敷地の西南西の交差点に設置されたマンホール上面高(T.P.19.33m)より得た。



第3図 調査区配置図 1/200

(2) 発掘調査の経過

発掘調査は、平成20年(2008)10月9日から11月6日まで、実施14日で実施した(第4・5図)。

10月9日には、現場を設営した。

10月10日から、Ⅰ区の掘削を開始した。第191地点調査区の埋め戻し土および第1～3層を機械掘削した。ただし、Ⅰ区東部のみ、第3層を部分的に残し、人力掘削した。10月15日には、第4層上部を掘削した。基準杭P1～3を設置した。10月16日には、第4層下部を掘削し、第1遺構面を検出した。全景を撮影し、平面図を作成した。第5層、①層(SR02埋土)および第6層(SR03埋土)を掘削した。Ⅰ区北壁土層断面図を作成した。10月17日には、①層(SR02埋土)を掘削した。SR02の完掘状況を確認し、平面図を作成した。Ⅰ区北壁土層断面図を作成した。SR01・02を検出し、半掘を行った。それらの土層断面を撮影した。第6層を中部と下部に細分して掘削した。SR03、SR01・02の平面図を作成し、SR01・02の土層断面図を実測した。10月21日には、第7層を掘削した。当層を埋土とする溝をSR04と呼称し、第7a層、第7b層の上部・下部、第7c層の上部・下部に細分して掘削を行い、包含遺物を区別して取り上げた。Ⅰ区北壁の土層断面図を完成させた。10月22日には、Ⅰ区第7c層を掘削し、SR04を完掘した。その状態で、Ⅰ区的全景を撮影し、平面図を作成した。第8層を掘削した。10月27日には、第8層を埋土とするSR05を完掘した。その状態を確認し、平面図を作成した。10月28日には、改めてSR05を完掘した状態で、Ⅰ区全景を撮影した。その後、平面図を作成した。Ⅰ区西壁と南壁の土層断面図を作成した。

10月29日からⅡ区の調査を開始した。午前中に、Ⅰ区の土層を確認し、土層断面図の追記・修正や計測を行った。その後、Ⅰ区を埋め戻し、同時にⅡ区の機械掘削を開始した。10月30日には基準杭P4とP5を設置した。第1遺構面の平面図を作成した。10月31日には、溝内の埋土について、第4層、A層と順に掘削し、SR02とSR03の完掘状況について、それぞれ撮影と平面図の作成を行った。Ⅱ区西壁の土層断面図を作成した。11月4日には、SR03の完掘状況を改めて撮影した。SR04の埋土である第7c層を掘削した。SR04の完掘状況を確認し、平面図を作成した。SR05の埋土である第8層と⑤・⑥層を掘削し、葦垣を検出した。SR05の完掘状況を確認し、平面図を作成した。11月5日には、Ⅱ区西壁の土層断面図を作成した。本日で埋め戻しを完了し、測量器材等を撤収した。

11月6日には、ガードマンボックスやトイレ、フェンスなどを撤収し、発掘調査を完了した。

(3) 基本土層

Ⅰ区北壁・南壁とⅠ・Ⅱ区西壁の土層を対応させ



第4図 調査風景(南東から)

て、広範囲に堆積する土層について、基本土層として設定した(第6・16~19図)。

土層番号は、上層から順番にアラビア数字を付けた。また、それらの中で、土質や土色等に若干の差違が観察されたものには、アラビア数字の後にアルファベット小文字を付けて細分した。

一方、遺構理土をはじめ、部分的に認められる土層については、円筒いのアラビア数字で記録した順に通し番号を付けた。なお、Ⅱ区北東隅にみられた流路内埋土であるAa・Ab層のみ、土層断面図に実測されなかったことから、アルファベット大文字を用いた。土層番号に続けて、土層名、色調、粒度、包含物、性格などを順に記した。色調は『新版標準土色帖2000年後期版』(農林水産省農林水産技術会議事務局・財団法人日本色彩研究所監修)を用い、客観化を図った。

基本土層は、第1層から第10層まで設定した。なお、第1~3層については、機械掘削で除去した。

第1層は暗黄茶色砂質土で、現表土および近現代盛土である。近現代の遺構埋土も含まれる。

第2層は灰色粘性砂質土で、近現代の耕作土と考えられる。

第3層は淡黄灰色砂質土で、耕作土と考えられる。肥前系の染付磁器が出土していることから、近世以降に堆積したものと判断できる。

第4層は近世の耕作土と考えられる砂質土で、3層に細分している。当層の上位もしくは中位より、16世紀末~17世紀初頭頃の景德鎮産と考えられる白磁片(第13図2)が出土している。第4a層は淡灰褐色を呈し、ブロックを多く含んでいる。第4b層は灰褐色を呈している。第4c層は色調・粒度が第4b層と類似しているが、暗褐色シルトが層状に入っている。

第5層はS R01の埋土である砂で、3層に細分した。第5a層は白黄色を呈し、第4b層起源の径2~10cm程度の砂質土ブロックを多く含んでいる。第5b層は白黄色を呈しており、ラミナが認められることから、水成層と考えられる。第5c層は灰黄色を呈し、ラミナが認められる。



第5図 調査風景(北東から)

第6層は黄灰色砂質土で、S R03の埋土である。12世紀後半~13世紀初頭頃の東播系須恵器碗(第13図4)が出土している。

第7層はS R04の埋土である砂質土で、3層に細分した。最下層より、10~11世紀頃の土師器羽釜(第13図7)や内黒の黒色土器(A類)、11世紀後半頃の東播系須恵器碗(第13図10)が出土しており、10~11世紀頃に堆積したものと考えられる。第7a層は黒灰褐色を呈しており、第7b層は黒灰色を呈する。第7c層は黒灰色を呈し、径5~30cm程度の礫を含んでいる。

第8層は砂質土で、S R05の埋土である。径5~20cm程度の黒色粘土ブロックを多く含んでいる。また、径5~30cm程度の礫を含む。古代の瓦片を多く含んでいる。黒色土器(A類)が出土していることから、堆積時期は10世紀頃まで下と考えられる。

第9層は砂質土もしくは砂で、第9a~9d層の4層に細分した。いずれも良くしまっており、遺物を包含していない。このうち、第9b・9d層は砂層で、土石流や洪水に伴う堆積物と考えられる。一方、第9a・9c層は土壌化しており、先の砂層の上部が土壌化した部分と考えられる。

第10層は淡灰褐色極細砂で、遺物の包含は認められず、しまりは良い。土石流や洪水に伴う堆積物と考えられる。

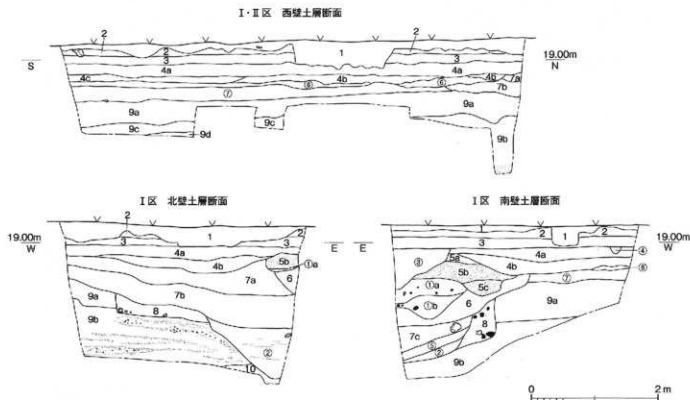
【土層註記】

第1層 暗黄茶色砂質土。10YR5/3にぶい黄褐。シルト~細粒砂。現表土・近現代の盛土・遺構埋土。

第2層 灰色粘性砂質土。10YR5/1褐灰。シルト~細粒砂。近現代の耕作土。

第3層 淡黄灰色砂質土。10YR7/1灰白。シルト~細粒砂。近世の染付磁器が出土している。近世の耕作土。

第4a層 淡灰褐色ブロック混じり砂質土。10YR4/3にぶい黄褐。シルト~細粒砂。ブロックを多く含む。当層もしくは第4b層から、16世紀末~



第6図 調査区土層断面図 1/60

17世紀初頭頃の白磁が出土している。近世の耕作土。

- 第4b層 灰褐色砂質土。7.5YR4/4褐。シルト～細粒砂。近世の耕作土。
- 第4c層 灰褐色砂質土。7.5YR4/4褐。シルト～細粒砂。暗褐色シルトが層状に入る。近世の耕作土。
- 第5a層 白黄色砂質土ブロック混じり砂。10YR6/4にぶい黄橙。極細粒砂～細粒砂。径2～10cm程度の灰褐色砂質土ブロック（第4b層起源）を多く含む。SR01の埋土。
- 第5b層 白黄色砂。10YR8/3浅黄橙。極細粒砂～粗粒砂。径3cm以下の礫を少量含む。ラミナが認められる。SR01の埋土。
- 第5c層 灰黄色砂。10YR6/3にぶい黄橙。極細粒砂～中粒砂。ラミナがみられる。SR01の埋土。
- 第6層 黄灰色砂質土。10YR5/2灰黄褐。シルト（主体）～細粒砂。径5～10cm程度の礫を少量含む。黒色土器（A類）や、東播系須恵器碗が出土している。SR03の埋土。
- 第7a層 黒灰褐色砂質土。10YR2/2黒褐。シルト～細粒砂。SR04の埋土。
- 第7b層 黒灰色砂質土。10YR2/1黒。シルト～細粒砂。古代の瓦片が出土している。SR04の埋土。
- 第7c層 黒灰色砂質土。10YR3/1黒褐。シルト～細粒

砂。径5～30cm程度の礫を含む。10～11世紀の土師器羽釜や、東播系須恵器碗、瓦器片などが出土している。SR04の埋土。

- 第8層 暗灰茶色粘土ブロック混じり砂質土。10YR3/1黒褐。シルト～粗粒砂。径5～20cm程度の黒色粘土ブロックを多く含む。径5～30cm程度の礫を含む。古代の瓦片を多く含む。黒色土器（A類）が出土している。SR05の埋土。
- 第9a層 灰茶色砂質土。10YR3/2黒褐。細粒砂～粗粒砂。砂層が土壌化した部分。しまりは良い。無遺物層。地山と考えられる。
- 第9b層 淡茶色砂礫。10YR5/3にぶい黄褐。極細粒砂～粗粒砂。径1～4cm程度の礫を多く含む。しまりは良い。無遺物層。地山と考えられる。
- 第9c層 暗灰茶色礫混じり砂質土。10YR3/1黒褐。細粒砂～粗粒砂。径3cm程度の風化した礫を含む。土壌化している。無遺物層。地山と考えられる。
- 第9d層 暗灰黄色砂。10YR6/3にぶい黄橙。細粒砂～粗粒砂。径1cm程度の細礫を多く含む。しまりは良い。無遺物層。地山と考えられる。
- 第10層 淡灰褐色極細砂。10YR7/6明黄褐。シルト～極細粒砂。しまりは良い。無遺物層。地山と考えられる。

- ①a層 灰黄茶色黒色粘土ブロック混じり砂質土。10YR4/3にぶい黄褐。シルト～細粒砂。径3cmの黒色粘土ブロックを含む。当層もしくは①b層から、白磁片が出土している。S R02の埋土。
- ①b層 灰茶色黒色粘土ブロック混じり砂質土。10YR4/2灰黄褐。シルト～細粒砂。径10cm以下の黒色粘土ブロックを多く含む。S R02の埋土。
- ②層 黄灰色砂礫。10YR4/2灰黄褐。シルト～粗粒砂。径30cm以下の礫を含む。ラミナがみられる。水成層。土壌化している。
- ③層 暗灰褐色砂質土。7.5YR4/4褐。シルト～細粒砂。シルトブロックを多く含む。第4層との区別が困難である。土坑の埋土。
- ④層 淡黄色砂質土。10YR8/2灰白。シルト～細粒砂。耕作痕の埋土。
- ⑤層 黒色粘質土。10YR1.7/1黒。粘土～細粒砂。S R04の埋土。
- ⑥層 暗灰褐色粘土ブロック混じり砂質土。7.5YR4/4褐。シルト～細粒砂。径10cm以下の褐色粘土ブロックを多く含む。
- ⑦層 黒褐色粗粒砂混じり粘性砂質土。10YR2/1黒。粘土～細粒砂。径2cm以下の粗粒砂・細礫を含む。土壌化している。しまりは非常に良い。無遺物層。地山と考えられる。
- Aa層 淡灰黄色シルトブロック混じり砂。10YR8/4浅黄橙。細粒砂～粗粒砂。径10cm程度のシルトブロックを含む。
- Ab層 黄灰色砂質土。10YR7/3にぶい黄褐。シルト～細粒砂。シルトはブロック状に含まれる。

(4) 遺構

今回の調査では、古代から近世にかけての流路および溝が5条(S R01～05)、土坑2基(S K01・02)、惣痕2条が検出されている。

①流路および溝

I・II区において、北西から南東へのびる流路および溝が5条検出され、S R01～05と呼称した。いずれも検出されたのは西側のみである。これらは、ほぼ同じ位置を北西から南東へのびているが、それぞれの埋土や出土遺物を観察すると、最も古い7世紀後半まで遡る人工の溝(S R05)の開削を契機として、以後、当溝が埋没したり、再掘削されたりする過程で古代(S R04)、中世(S R02・03)、近世(S R01)と流路が変遷したと考えられる。

S R01 北から南へのびる流路もしくは溝で、幅175cm以上、深さ29cm以上を測る(第7・20・21・26・27図)。

埋土は第5a～5c層である。第4b層に覆われており、

①a・①b層を基盤層とする。埋土にラミナが認められることから、流水があったようである。

当遺構の時期は、出土遺物から15～16世紀頃と推測される。

S R02 北から南へのびる流路もしくは溝で、幅100cm以上、深さ39cm以上を測る(第8・22・28図)。埋土は①a・①b層である。第5c層に覆われており、第6層を基盤層とする。埋土に粘土ブロックなどが多く含まれることから、人為的に埋められたものと推測される。

当遺構の時期は、出土遺物から13～14世紀頃と推測される。

S R03 北から南へのびる流路もしくは溝で、幅172cm以上、深さ75cm以上を測る(第9・23・29図)。埋土は第6層である。①b層に覆われており、第7c層を基盤層とする。

当遺構の時期は、出土遺物から12～13世紀頃と推測される。

S R04 北西から南東へ蛇行する流路もしくは溝で、幅303cm以上、深さ115cm以上を測る(第10・24・30図)。

埋土は第7a～7c層である。第6層に覆われており、第8層を基盤層とする。

当遺構の時期は、出土遺物から10～11世紀頃と推測される。

S R05 北西から南東へのびる溝で、幅317cm以上、深さ174cm以上を測る(第11・25図)。掘形の断面形態は、逆台形でしっかりとおり、人為的に掘られたものである。

埋土は第8層である。②・⑤層に覆われており、第9層を基盤層とする。

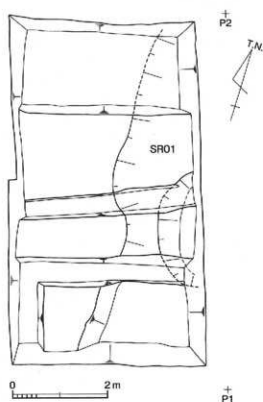
当遺構の時期は、出土遺物から7～9世紀頃と推測される。

ところで、古代の溝であるS R05については、小結でも述べる通り、位置関係や形態、時期、埋土の堆積状況から、北方に位置する月若遺跡第102地点(本章第3節)、月若遺跡第81地点〔安田編2006〕、月若遺跡第100地点〔平成22年度に報告書刊行予定〕、寺田遺跡第191地点〔森岡・竹村・守田編2009〕で検出された古代の溝と連続するものと考えられる(第15図)。これら各地点の調査結果からは、当溝が7世紀後半頃に開削された、北北西から南南東に直線的にのびる溝で、幅約550cm、深さ約80cmの規模をもつものと推定することができ、9世紀頃に埋没したと考えられる。

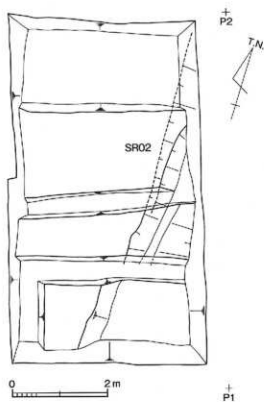
②土坑

I区S R03の埋土である第6層上面において、土坑2基(S K01・02)が検出された(第9・12・22・23図)。両土坑ともに、埋土は淡灰黄色砂質土である(第12図)。

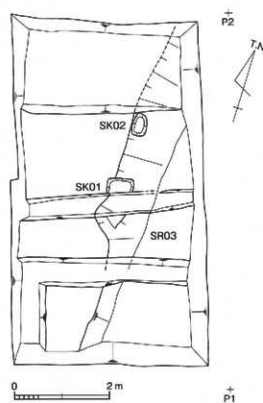
S K01は、平面形態が隅円方形を呈し、南半部が発



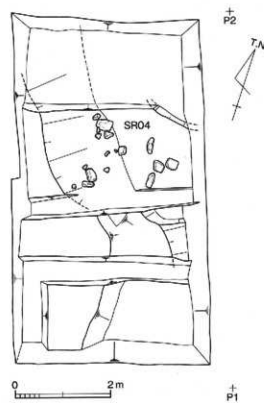
第7図 SR01検出状況平面図 1/80



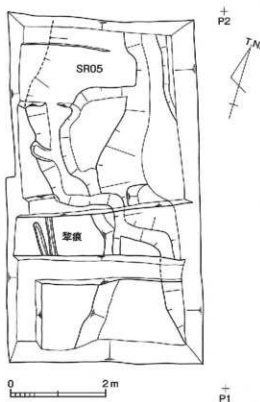
第8図 SR02完掘状況平面図 1/80



第9図 SR03完掘状況平面図 1/80



第10図 SR04完掘状況平面図 1/80



第11図 SR05発掘状況平面図 1/80

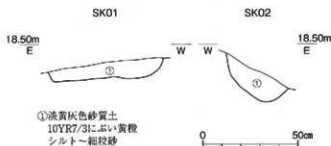
掘調査の側溝掘削によって損壊している。規模は東西辺が55cm、南北辺が28cm以上、深さが10cmを測る。埋土から瓦器の細片が出土していることから、当遺構の時期が中世まで下ることは明らかである。

S K02は平面形態が不整の長方形を呈し、規模は東西辺が48cm、南北辺が31cm、深さが15cmを測る。遺物は出土しなかった。

これらの土坑の時期は、基盤層である第6層や、上層の①b層、前記のS K01出土の中世遺物から、13世紀頃と考えられる。

③塚痕

Ⅱ区の⑦層上面において、北北西から南南東に走行する塚痕が2条検出された(第11・31図)。両溝は幅が13cm前後、深さが約2.5cmを測る。遺物は出土していないが、中世の耕作に伴うものであろう。



第12図 SK01・02土層断面図 1/20

(5) 遺物

今回の調査によって出土した土器は、27ℓ容量のコンテナ2箱分である。遺物の種類には、土師器、須恵器、黒色土器(人頭)、瓦器、陶器、白磁、染付磁器、瓦(古代)、土製品(土鍔)、サヌカイト刺片、結晶片岩片(古代)、鉄製品(中世)がある。出土遺物の全体をみると、古代の土器や瓦の点数が圧倒的に多い。

第13・14図には、出土遺物の内、主な土器と瓦の実測図および拓影を掲載した。

1は③層から出土した白磁の皿で、内外面ともに施釉され、淡い灰白色を呈する。底部外面のみ露胎で、回転糸切りの痕跡が薄く認められる。淡黄白色を呈する。見込み部には、段がめぐる。内外面ともに重ね焼き痕跡が認められる。13世紀頃の中国産のものと考えられる(山本1995)。

2は第4層から出土した白磁皿である。16世紀末～17世紀頃の景德鎮産の端反皿と考えられる。

3・4はS R03の埋土である第6層から出土した遺物である。3は土師器碗で、内外面に強いヨコナデが認められる。4は東播系須恵器の碗で、口縁部は直線的に開く。森田編年第Ⅱ期第1～2段階のものに比定され、12世紀後半～13世紀初頭のものと考えられる(森田1995)。

5はS R04の埋土である第7b層から出土した土師器皿である。淡黄褐色を呈する。

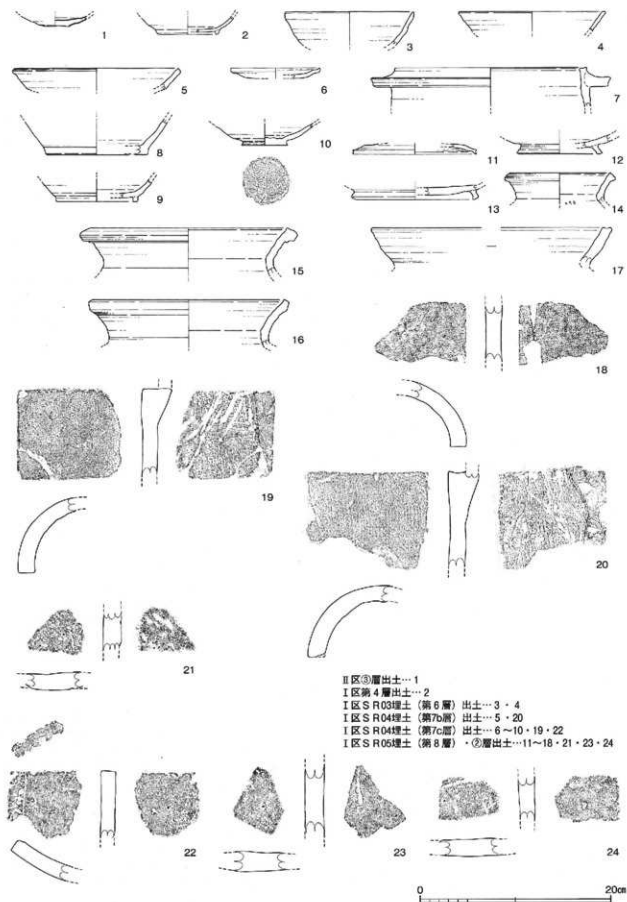
6～9はS R04の埋土である第7c層から出土した遺物である。6は土師器皿で、「て」の字状口縁が退化したものと考えられる。暗黄褐色を呈する。11世紀末～12世紀前葉のものであろう(伊野1995)。7は土師器羽釜で、「摂津C型」羽釜である。10～11世紀のものと考えられる(福島2006)。8は土師器杯で、10世紀頃のものと考えられる。9は須恵器杯である。

10はS R04の底面から出土した東播系須恵器碗である。森田編年第Ⅰ期第1段階に比定され、11世紀後半のものと考えられる(森田1995)。

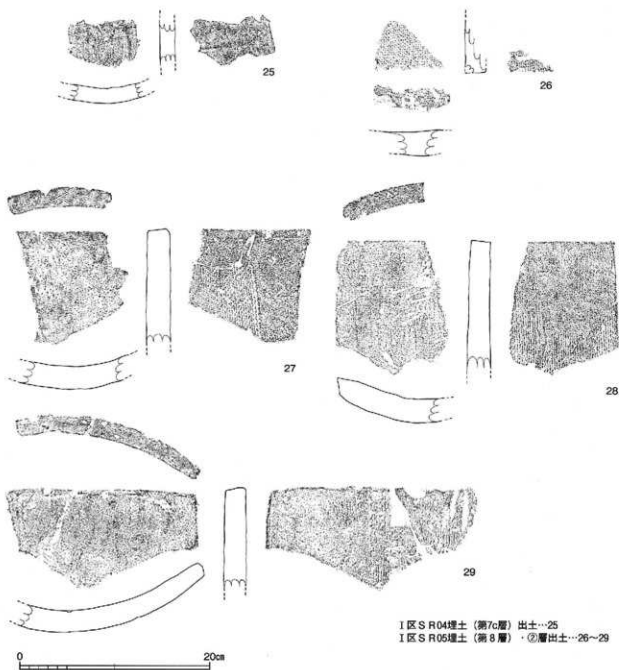
11～17は、S R05の埋土である第8層から出土した遺物である。いずれも須恵器で、古墳時代後期から奈良時代のものである。

18～24は瓦片で、18～20が丸瓦である。18は須恵質で、凸面にはナデ調整に伴う指頭痕、凹面には布目痕が認められる。19・20は玉縁式の丸瓦である。瓦質で断面は黄褐色を呈しているが、表面には薄く炭素が吸着し、暗灰色である。凸面は縄タキ目をナデ調整で消している。凹面には布目痕が残る。

21～24は平瓦である。21は土師質で赤褐色を呈している。凹面には目立った痕跡はみられない。凸面には非常に粗い豆粒状のタキ目が認められる。22～24は須恵質であるが、焼成はやや軟質で、凹面もしくは凸面のいずれか一面が淡灰色を呈するのに対して、片方の一面が淡灰黄色を呈している。凹面には布目痕がみ



第13図 出土遺物実測図 (1) 1/4



第14図 出土遺物実測図（2） 1/4

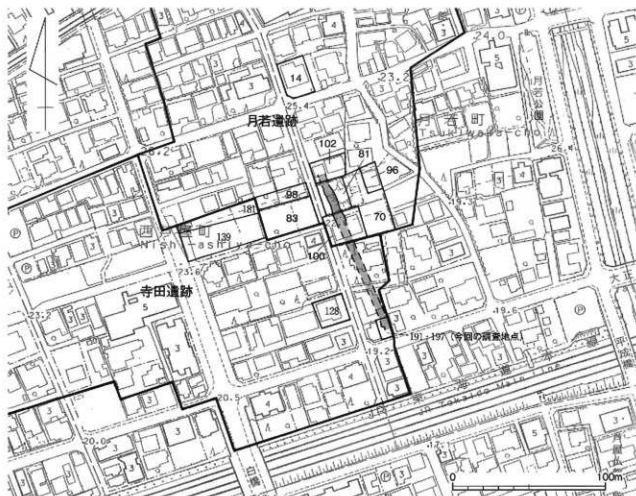
られ、凸面は丁寧なナデ調整が施されている。23は凹面にヘラケズリが施されている。凸面は全体的にナデ調整で仕上げられているが、部分的に布目痕が認められる。24は表面がやや磨耗しており、凹面の調整は不明である。凸面は丁寧なナデ調整で仕上げられているようである。25は須恵質の平瓦片で、凹面にはヘラケズリが施されている。凸面はタタキ目がナデ調整で丁寧に消されている。26は瓦質で、淡灰色を呈する。凹面に広端面、凸面まで、粗い布目痕が残っている。27・28は瓦質で、29は土師質であるが、いずれも凹面には模目痕が残り、その突出した部分にヘラケズリが施されることによって、くぼんだ部分にのみ布目痕が

残っている。凸面には縄タタキが施される。それぞれの色調をみると、27・28は断面が黄褐色を呈し、表面は炭素が薄く吸着し、淡灰色を呈する。一方、29は橙色を呈する。なお、27の狭端面には「×」のヘラ記号が認められる。

4. 小 結

今回の調査は、平成19年（2007）に実施した寺田遺跡第191地点〔森岡・竹村・守田編2009〕と同じ敷地で実施され、第191地点の未調査範囲を調査するかたちとなった。

主な遺構としては、古代から近世の流路もしくは溝



第15図 月若遺跡南部・寺田遺跡東部の古代溝推定図 1/2500 (ゴチック体は月若遺跡、明朝体は寺田遺跡)

が5条検出されたが、それらの中で最も古いSR05からは古代の瓦片が多数出土し、注目される。また、平成21年(2009)に実施した月若遺跡第100地点の調査時には、本調査地点の北方に位置する月若遺跡第102地点(本章第3節)と第81地点(安田編2006)、第100地点において検出されている古代の大溝とSR05が位置関係から同一のものであることに気付いた(第15図)。当溝は、先述したとおり、7世紀後半頃に開削されたもので、幅約550cm、深さ約80cmで、北北西から南南東に少なくとも110mの距離を直線的のびているものと推測される。

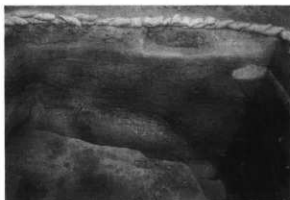
当溝からは瓦当も出土しており、その種類をみると、第81地点では法隆寺式の組み合わせである複弁八弁蓮華文軒丸瓦1点と均正忍冬唐草文軒平瓦2点(安田編2006)、第100地点では高句麗様式単弁八弁蓮華文軒丸瓦1点、複弁八弁蓮華文軒丸瓦1点、均正忍冬唐草文軒平瓦1点である。さらに、月若遺跡第96地点では複弁八弁蓮華文軒丸瓦1点、第98地点では高句麗様式単弁八弁蓮華文軒丸瓦1点、寺田遺跡第181地点では高句麗様式単弁八弁蓮華文軒丸瓦1点、均正忍冬唐草文軒平瓦1点と、当溝の周辺においても飛鳥時代か

ら白鳳文化期の瓦当が出土している。これらの瓦当は芦屋庵寺跡の瓦当とおそらく同范で、その創建期のものに限定されていることは重要である。

さらに、当地域においては、第81・100地点の大溝から、鉄器生産に伴うと考えられる鉋滓が出土しており、第96地点においては多数の製塩土器の破片が出土するなど、官衙的要素の強い遺物が数多く認められる。これらのことから、寺田遺跡東部と月若遺跡南部において、古代の官衙もしくは寺院に関連する施設があったと考えられる。

一方、出土遺物の中には古墳時代後期以前のものはほとんど含まれていなかったことから、古墳時代後期以前は集落の範囲外であった可能性が高い。言い換えれば、当地で積極的に土地利用がなされるのは古代以降ということが言えるであろう。

なお、本調査地点は寺田遺跡の分布範囲の東端に位置しているが、流路もしくは溝の検出状況を見ると当遺構が東方および南東方に広がっていると考えられる。そのため、本調査地点の周辺における現状変更に対しては、周知の埋蔵文化財包蔵地範囲外であっても注意を要する。(竹村)



第16図 I区北壁土層断面（南から）



第17図 I区南壁土層断面（北から）



第18図 II区西壁土層断面（東から）



第19図 I区西壁土層断面（東から）



第20図 I区SR01検出状況（北から）



第21図 I区SR01完掘状況（北から）



第22図 I区SR02完掘状況（南から）



第23図 I区SR03完掘状況（北東から）



第24図 I区SR04完掘状況（北から）



第25図 I区SR05完掘状況（北から）



第26図 II区SR01検出状況（南から）



第27図 II区SR01完掘状況（南から）



第28図 II区SR02完掘状況（北から）



第29図 II区SR03完掘状況（北から）



第30図 II区SR04完掘状況（北から）



第31図 II区SR04検出状況（西から）

第5節 岩ヶ平刻印群（第169地点）

1. 調査に至る経緯

兵庫県芦屋市六麓荘町74番地2、3（敷地面積661.812㎡、工事部分198.459㎡）において、鉄筋コンクリート造地上1階地下1階建個人住宅の新築計画が進捗したが、当該地（第1図）は周知の埋蔵文化財包蔵地である岩ヶ平刻印群の分布範囲内であるため（第2図）、地権者より文化財保護法第93条第1項に基づく発掘届出書が平成20年（2008）8月4日付で、本市教育委員会生涯学習課に提出された。

本市教育委員会は、受理した届出書に添付された計画建物の概要と設計図をもとに内容を審査し、岩ヶ平刻印群で実施された既往調査の結果と、8月7日に実施した事前踏査から、当該地に包蔵される埋蔵文化財が損壊する可能性が高いと判断した。そこで、当該地について埋蔵文化財の遺存状態や遺物包含層・遺構面への工事による影響などを確かめ、今後の取扱いを決定する基礎資料を得るために、工事着手前に確認調査を実施する必要があることを事業者に回答した。

確認調査は、竹村忠洋・坂田典彦を調査担当者とし、平成20年9月17日から10月23日までの実働15日で実施した。その間、測量および調査補助として住本孝太・平山裕之・横森美和子が従事した。

なお、発掘作業は間地工業株式会社に委託した。

2. 調査地をとりまく環境

芦屋市北東部の山麓丘陵に、岩ヶ平刻印群・八十塚古墳群の分布範囲（芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図平成13年3月31日刊行）があり、部分的に間遺跡は重複している。徳川大坂城東六甲採石場は、六甲前山南東麓、現在の神戸市東灘区から芦屋市・西宮市にかけて東西6km以上の範囲におよぶ大坂城再建期（元和6年（1620）～寛永6年（1629））の石垣用材の採石場である。その範囲で、刻印石や割石の分布密度、地形環境から現在6群に大別しており、当調査地は岩ヶ平刻印群にあたる。岩ヶ平刻印群は、朝日ヶ丘町・岩間



第1図 調査地近景（南西から）



第2図 調査地位置図 1/5000

町・六麓荘町・鯉谷・西宮市老松町・苦楽園四番町・同五番町に所在し、住宅街に広がるため、6群の中では最も発掘調査件数が多い。

既往の調査・研究の蓄積において、今回の調査地が立地する尾根筋は、若狭小浜藩京極家と因伯鳥取藩池田家の採石領域境界があると推定され、北接する第59地点（第11次調査）では、両家の刻印が同一石材に併刻されている例がある〔古川2002a、森岡・坂田編2005、森岡・竹村編2006など〕。

一方、八十塚古墳群は、朝日ヶ丘町・岩間町・六麓荘町・鯉谷・西宮市老松町・苦楽園四番町・同五番町・同六番町に分布し、滅失墳を含め今までに60基近い数の古墳を確認している。当古墳群の特徴として、東西700m以上、南北900m以上の範囲に分布し、阪神間でも最大クラスの古墳群として周知されている。6世紀後半～7世紀後半に築造され、往時には160基にのぼる古墳があったとされている。墳丘形態は円形ないし楕円形で、石室構造は等質的な横穴式石室を主体とする。副葬品は、土師器・須恵器・耳環・玉類・鉄製品などである。

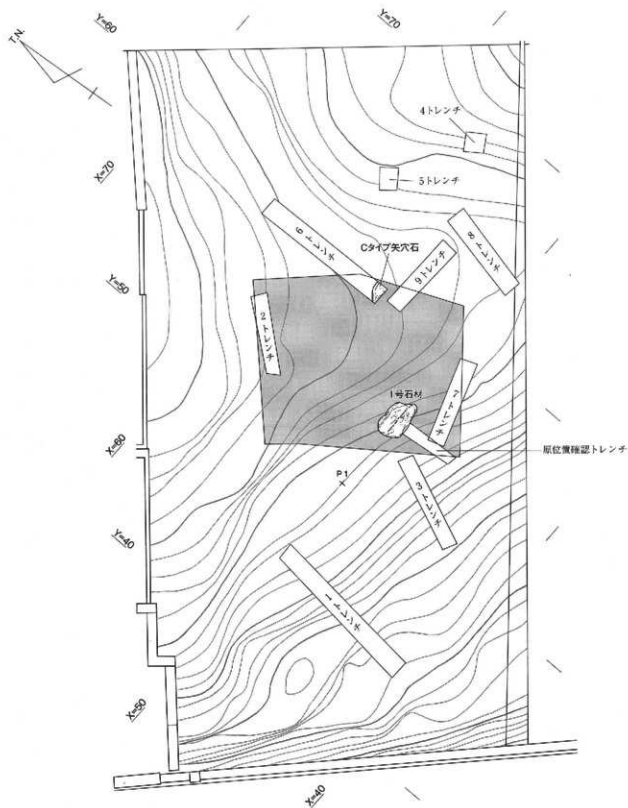
このような歴史的環境の下、今回、近世採石場と古墳の有無を調べる目的で確認調査を実施した。

3. 発掘調査の概要

(1) 発掘調査の方法

今回の調査は、敷地内に計10基のトレンチを設定し、埋蔵文化財の有無を確認した。当該地の確認調査を遂行するにあたって、調査地が自然地形を良好に留めていることから、地形変化点を中心にトレンチを設け、切土を行う敷地北東部と、擁壁工事部分の南西隅地境界・北西隅地境界を対象とし、露呈している巨礫はすべて水洗い清掃を行い、刻印・矢穴痕の有無を確認した（第3・9図）。

それぞれのトレンチの規模と掘削面積は、1トレンチが1.00×8.50mで8.50㎡、2トレンチが0.80×4.20mで3.36㎡、3トレンチが0.80×5.20mで4.16㎡、4



※トーン部分は、表土全面の剥ぎ取り部分を示す。

※等高線は、旧地形復元のため設計士提供現状地形図を合成した。ラインは20cm間隔で、T. P. 値に換算すると約149.6～156.8mの比高差を示す。

第3図 トレンチ配置図および微地形復元図 1/200

トレンチが1.00×1.00mで1.00㎡、5 トレンチが1.00×1.20mで1.20㎡、6 トレンチが1.00×7.00mで7.00㎡、7 トレンチが1.00×4.70mで矩形のため4.62㎡、8 トレンチが1.00×5.00mで5.00㎡、9 トレンチが1.00×4.50mで4.50㎡である。上記のほか、現状で礫集積が確認された範囲の表土剥ぎ取り部分が83.49㎡、1号石材の原位置確認トレンチが0.50×2.80mで1.40㎡で、これらを含め、発掘調査面積は合計124.23㎡となった。

発掘調査は、表土から人力掘削で行った。発掘による排土は、すべて仮置きし、調査終了後には埋め戻した。

測量に用いた基準杭1（P1、X=50、Y=50）は任意に打設し、測量調査におけるすべての基準点はこれを使用するとともに、平面図に記入した。基準高は、北接する市道のマンホール天端高から水準測量によって基準杭1（T.P.+153.635m）の標高を得た。

写真撮影は、35mmカラーフィルム、デジタルカメラを使用し、記録した。

すべての調査図面・出土遺物は、芦屋市役所分室生涯学習課（文化財担当）三条整理事務所で整理し、保管している。

（2）発掘調査の経過

【調査日誌抄】

9月17日（水）晴れ

本日より調査を開始した。ガードマンボックスとトイレなどの備品を搬入し、準備工を開始した。また、トレンチを設定する箇所の草刈りを行った。

9月18日（木）雨

雨天のため、作業を中止した。

9月22日（月）晴れ

調査杭の打設と調査座標の設定を行った。刻印石（1号石材）周辺の花崗岩巨礫密集箇所を表土除去を行った。

9月24日（水）晴れ

トレンチ配置図（1/100）の作成と、各調査杭にレベル値を移動した。1号石材周辺の表土除去作業が終わり、状況確認を行った。1号石材南側に原位置確認トレンチを設定した。さらに、南西斜面に1トレンチを設定した。6トレンチに遺存するCタイプの矢穴痕を持つ割石は、採石土坑をとまなっており、その北半部の掘削を開始した。

9月25日（木）曇り

1号石材の平面実測を開始した。1トレンチの掘削は、旧表土層まで到達しなかったため、さらに掘削を進める。Cタイプの矢穴痕を持つ割石にとまなう採石土坑の半截箇所では、若干のコツパが確認された。

9月29日（月）雨

雨天のため、作業を中止した。

9月30日（火）雨

雨天のため、作業を中止し台風対策を行った。

10月1日（水）晴れ

1号石材の平面実測を継続。1トレンチの下端に巨礫を確認したため、トレンチを拡張した。

10月2日（木）晴れ

1号石材の平面実測に加え、立面図作成も行う。1トレンチは、段丘礫層を目指して掘削を続ける。Cタイプの矢穴痕を持つ割石にとまなう採石土坑の半截土層断面を実測した。

10月6日（月）晴れ

朝、担当学芸員で1トレンチの検証と今後の段取りを打ち合わせた。1トレンチが完掘し、分層・断面撮影を行い、実測に取りかかった。敷地北西部の巨礫間に設定した2トレンチは、腐植土直下に擾乱があり、範囲を絞って深掘を行うと、G.L.-50cmまでに段丘礫層が確認された。

10月7日（火）曇り時々雨

別事業の予定が入っており、作業を中止した。

10月8日（水）晴れ

1号石材の立面図作成の続きを行った。敷地東部に4・5トレンチを新設した。

10月9日（木）晴れ

1トレンチ西壁土層断面図を仕上げた。1号石材立面図は本日ではは終了し、来週は断面図に取りかかる。4・5トレンチが完掘し、写真撮影を行った。

10月14日（火）雨

雨天のため、作業を中止した。

10月15日（水）晴れ

3トレンチ・1号石材原位置確認トレンチの土層断面実測と土層註記を行った。

10月16日（木）晴れ

1号石材の刻印を採掘した。二重四角は以前より確認できていたが、下端にある三角形刻印の真偽を確かめるため該当箇所を採掘したところ明瞭に浮き出てきたため刻印と認定した。

10月20日（月）晴れ

調査地東部に8トレンチを設定した。当トレンチは、尾根上を横断するトレンチで、尾根頂部の堆積状況と遺構の有無を確認することが目的である。6トレンチの土層断面実測を完了した。

10月21日（火）晴れ

9トレンチを新設した。7・8トレンチの土層断面を実測し、註記を完了した。

10月22日（水）曇り

9トレンチが完掘し、写真撮影後、土層断面図の作成を行った。埋め戻しを開始した。

10月23日（木）曇り時々雨

すべての埋め戻しが完了し、調査道具を撤収した。夕方、地権者代理と終了立会を行い、調査を完了した。

(3) 基本土層

今回の確認調査で設定したトレンチは10基で、各トレンチで層序対比を行った。土層番号は、現地表面を含む表土層を1層とし、上から順に通し番号でアラビア数字を付した。また、同一層と認められるものでも漸次変移しており、土色・土質に違いがあるもの、異なる複数の層をセット関係でとらえたものは、アラビア数字の後にアルファベットの小文字を付して細分した。色調は『新版標準土色帖1998年版』(農林水産省農林水産技術会議事務局・財団法人日本色彩研究所監修)と視認色を併用した。

今回の調査地は、中央北寄りに北西から南東に走る尾根筋があり(2・6・8・9トレンチ付近)、この尾根頂部を境に南西方向と南東方向に下る斜面地形がある。山林として今日まで残っていた一画で、現代の開発を免れている区画である。本地点の基本層序は、段丘礫層(5・6層)を無遺物層(いわゆる地山)とし、その上に段丘礫層を母材とした斜面堆積層(3層)が乗る。3層は、下方に向かって舌状に成長する堆積構造を持ち、微視的に観察すると薄い層が累重し、斜面堆積層を構成する。よって、3層の細分土層は10層を超えるが、下層地形の起伏による堆積環境の微細な変化をとらえているのみで、堆積環境に大きな変化は見られない。2層は、南西側の道路造成時の盛土と考えられる(第4～6図)。

近世採石場に由来する連珠は、段丘礫層中に含まれる1mを超える巨礫(母岩)を狙って採石される。

以下に、土層観察記録を記述する。

1層…現地表面を含む表土。

1a層：腐植土。Cタイプの矢穴を使用する採石時期に帰属するコッパを包含する。

1b層：土壌化が進行した堆積層。褐灰色(10YR5/1)礫混じり極細粒砂。

2層…現代盛土。六麓荘町開発時の盛土の可能性が高い。とくに、2a～2c層は、敷地南西を走行する道路造成時の盛土と判断する。

2a層：3層を母材とする再堆積土。淡黄色(2.5Y 8/4)礫混じり細粒砂。2～5mm大の礫を多量に含む。後世の植生による攪乱が著しい。

2b層：にぶい黄褐色(10YR5/3)礫混じり中～極細粒砂。拳大の礫を少量と、5mm以下の礫を中量含む。炭化物チップが散見される。

2c層：橙色(7.5YR6/6)礫混じり中～細粒砂。50～100cm大の巨礫を少量含む。

2d層：浅黄色(5Y7/3)礫混じり粗粒砂。6トレンチで観察でき、巨礫群が形成する窪みに溜まる局所的な堆積層。

3層…斜面地の傾斜に沿った斜面堆積層。下方に向かって舌状に成長してゆく自然堆積層。

3a層：淡黄色(2.5Y8/3)礫混じり極細粒砂。2mm以下の細礫を多量に含み、上位に土壌化が観察できる。

3b層：にぶい黄褐色(10YR7/4)細～極細粒砂。3a層に比べ細礫の包含量が減少する。

3c層：黄褐色(2.5Y5/3)極細粒砂。下位に若干のラミナが観察できる。層厚10mm以下の薄層が累重する。調査時、きな粉状の堆積層と仮称した疑層。

3d層：灰黄色(2.5Y6/2)極細粒砂。2mm以下の細礫を少量含む。上面は、3c層堆積時に浸食・削平を受ける。

3e層：表層堆積層。にぶい黄褐色(10YR7/2)礫混じり粗粒砂。2mm以下の礫を中量含む。上位は、植生による攪乱が著しい。

3f層：暗灰黄色(2.5Y4/2)細粒砂。植生による攪乱で堆積構造が不明瞭である。

3g層：浅黄色(5Y7/3)粗粒砂。2mm大の細礫を極少量含む。

3h層：灰オリーブ色(7.5Y6/2)砂礫。5mm以下の礫と粗粒砂から成る。局所的な流水堆積層で、ラミナが観察できる。

3i層：灰オリーブ色(5Y5/2)礫混じり中粒砂。10mm以下の礫を中量含む。

3j層：にぶい黄色(2.5Y6/3)中～細粒砂。3a層に極めて類似する。

3k層：にぶい黄褐色(10YR5/3)礫混じり中～細粒砂。やや粘性を持ち、風化花崗岩粒を若干含む。5b層の起伏に沿って堆積する。

4層…敷地南西斜面で確認した自然流路の堆積層。

4a層：灰オリーブ色(5Y6/2)中粒砂。肩の傾斜に沿ってラミナが観察できる。土石流堆積ではなく、一過性の流水堆積層。

4b層：灰黄褐色(10YR5/2)砂礫。10～30cm大の礫を少量含む。4a層より粒度が大きく、ラミナの構造にやや乱れが観察できる。

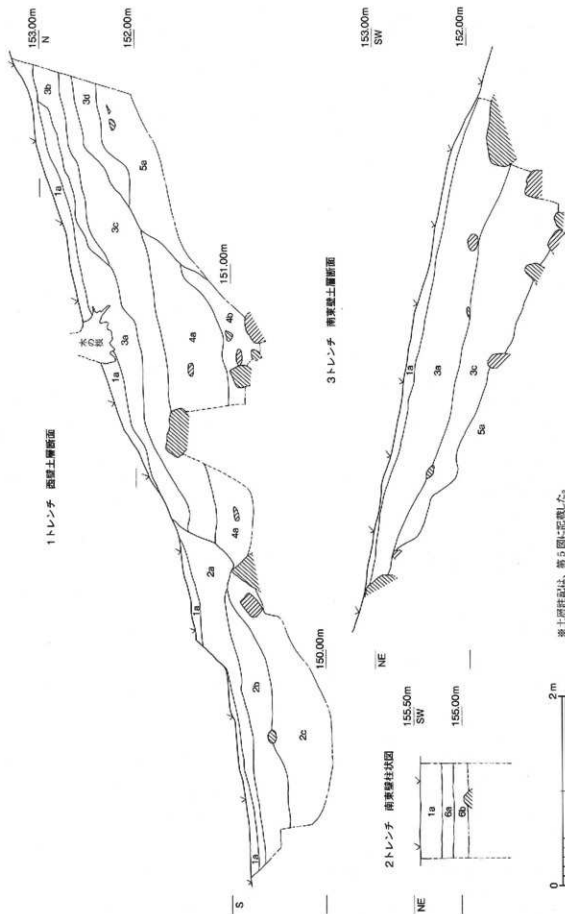
5層…段丘礫層もしくは段丘礫層の再堆積層。今回の調査では地山層と認定した。よって、すべてのトレンチにおいて当層を確認した時点で掘削中止とした。

5a層：明黄褐色(2.5Y6/6)礫混じり中～極細粒砂。2～20mm大の風化花崗岩を多量に含み、比較的確かなたつきする。ラミナの構造は乱れるが、局所的に観察できる。

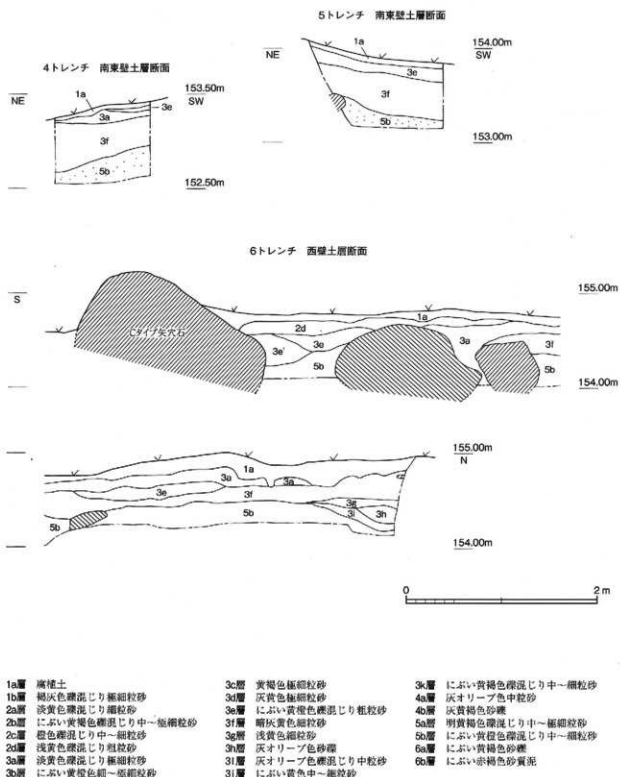
5b層：にぶい黄褐色(10YR7/3)礫混じり中～細粒砂。30cm大の礫を少量と、1cm大の風化花崗岩粒を多量に含む。

6層…段丘礫層。

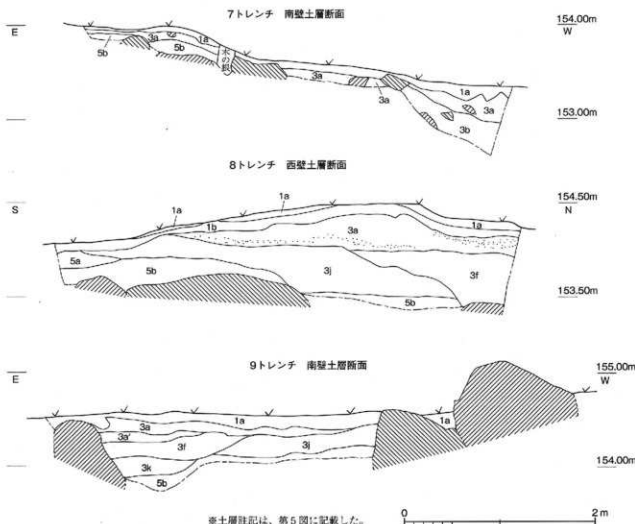
6a層：段丘礫層。6b層を母材とした再堆積層。にぶい黄褐色(10YR5/4)砂礫。2mm以下の風化



第4図 1～3トレンチ土層断面図 1/40



第5図 4～6トレンチ土層断面図 1/40



第6図 7～9 トレンチ土層断面図 1/40

花崗岩と中～極細粒砂から成る。非常にかたくしめる。

6b層：にぶい赤褐色（5YR5/3）砂質泥。風化花崗岩を多量に含みかたくしめる。やや粘性を持つ。

（4）1号石材の概要

①石材の現状と刻印の観察記録

当石材は、調査地中央やや南東寄りで確認した（第3図）。原位置を保っており、表土直下10数cmで検出された5層に帰属する母岩に加工を施す。当石材は、踏全段階から露呈しており、「回」刻印の存在は知られていたが〔古川2002b〕、新たに「△」を確認した。

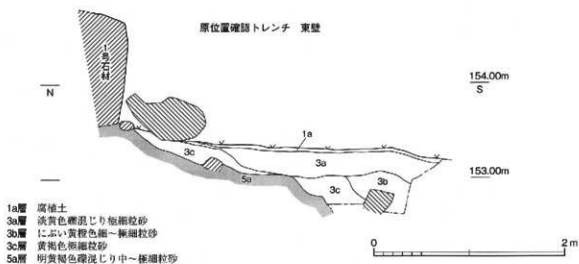
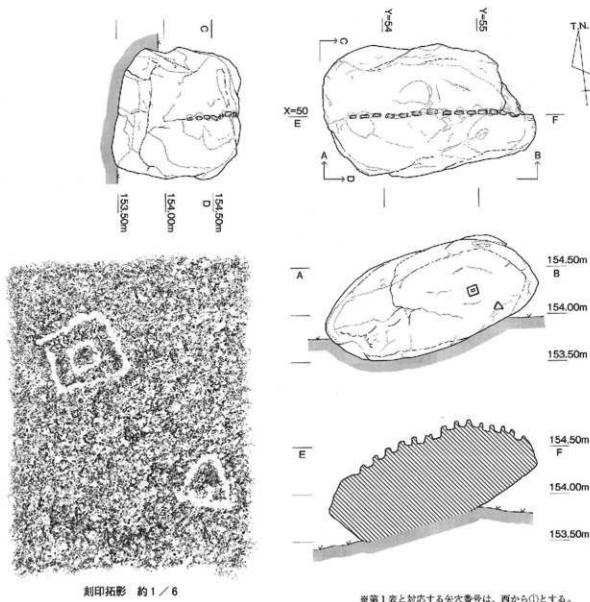
石材の現状は、露呈していたため岩肌の風化が著しく、矢口の肩はやや剥離が目立ち、刻印は日光の加減でなんとか確認できる程度である。石材は、粗い鉱物粒が顕著な花崗岩で、長軸長2.2m、短軸長1.4m、高さ1.1m以上を測る。石材形態は、全面が自然面であるが、とくに矢穴列のある上面と刻印のある南面が自

然平坦面を成す（第7・16図）。図示できない石材の下面は、自然割れの平坦面を成すが凹凸が著しく、人為的な痕跡は観察できない。石材が原位置を保っているか否かの判断は、石材南側に設定した原位置確認トレンチの観察によって、石材自体が近世以降に再移動していないことを確認した。矢穴列が現状位置での上面に穿たれていることから左記の判断を追証する。

これによって、刻印は南下方に面する自然平坦面に施刻され、これまでに推定されている丁場割に相応した京極家丁場側に面して彫られていることが判った。刻印の施刻方法には、線彫り・点彫りの区別があるが、風化が著しく言及できない。「回」と「△」の距離は30cmを測り、「回」は自然平坦面のほぼ中央の最も目立つ位置に、「△」は下端に施刻される。「回」は外四角の一辺が12cm、内四角の一辺が5cmを測る。一方、「△」は一辺が9cmのほぼ正三角形である。

②矢穴痕・矢穴列の特徴

矢穴痕は、第1表の観察結果でも判るように、個々の法量や形態に違いが多く、やや粗雑な印象を受け



第7図 1号石材平面・立面・断面図、原位置確認トレンチ土層断面図 1/40 刻印拓影 約 1/6

る。また、矢穴列も直線ではなくジグザグであり、下取り線や矢穴間の割り付けを行わずに幸ったことが推測できる。矢穴列付近の風化表皮を剥ぎ取るヤバリ（二段彫り）が行われた形跡も観察されなかった。

矢穴列は石材の中央に1列入っており、「均等二分割技法」〔森岡・坂田2005a〕の割り取り技法である。

③石材の機能的位置付け

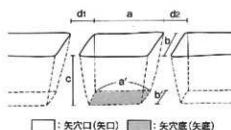
矢穴痕を観察すると、縦方向に割れが入っており、一度矢を入れて割り取ろうとした痕跡が窺える。しかし、石材東側の欠損部で判るように、意図した割り取りが不可能と判断したため、持ち出されずに今日まで遺存したものと思われる。推測の域を出ないが、当初、石垣用材の母岩と考えていたが、断裁途中で欠損したため、傍示の機能を与えたと考えることも可能である。本地点は京極家と池田家の丁場境に相当することから、刻印石の分布密度が高いことが既に知られている。さらに、岩ヶ平刻印群では併刻が多数見られ、北接する第59地点（第11次）では、本地点と同種の「回」と、ややびつな「△」刻印が確認されている〔森岡・古川2002〕。

（5）その他の石材

今回の調査では、10基のトレンチを設定し、現状で巨礫の集積している部分は広範囲にわたって表土剥ぎを行った（第3図）。その中で、矢穴痕を持たないコッパを、表土内もしくは表土直下で局所的に確認し、写真記録を行った（第14図）。

加工石材では、Aタイプの矢穴痕を持つ石材（1号石材）を確認したが、矢穴痕を持つ割石は全く確認していない。一方、Cタイプの割石は露呈石材で3石確認した。これにより、表土直下で検出されたコッパは、Cタイプの採石時に生じたものと推測でき、近世中頃～後半以降の石材加工場の遺構と重複していることが窺える。これは、北接する第59地点（第11次）の結果とよく似た傾向にある〔森岡・古川2002〕。

結果、1号石材以外の遺構は検出されなかった。



- a. 矢穴口長辺
b. 矢穴口短辺
c. 矢穴口から矢穴底までの深さ
d. 矢穴の間隔
- ※矢穴の基本形態は、Aタイプをモデルにしている。
なお、a・bの矢穴底の法量は未計測である。

第8図 矢穴各部の名称と法量測定基準

（6）遺物

今回の調査では、鉄製ノミ（タガネ）1本を表探した（第22図）。長さ23.4cm、断面は円形で径2cmである。矢先は四角錐を呈する。セット（ハンマー・槌）などで錐打される頭部は強化を目的として、幅9.5mm・厚さ3mmの鉄製リングを1重巡らせる。近代の所産であろう。

4. 小 結

今回の調査は、本地点が、八十塚古墳群と近世探石場の遺跡が重複分布する場所にあり、これらの遺跡が、開発工事によって損壊を受けるか否かを確認することを目的とした。

結果、古墳および該期の集落などの遺構所見は得られなかった。一方、近世探石場にともなう矢穴痕を持つ刻印石を1石確認した。既知の刻印石ではあったが、石材実測を含めた調査は今回が初めてである。

1号石材の位置付けを、調査所見と推測も踏まえて列挙することでまとめにかきたい。当石材は、丁場境に推定されている尾根筋に立地し、原位置を保ったまま遺存していた。石材は花崗岩自然石で、上面中央に14個の矢穴からなる1列の矢穴列が穿たれる。当初、用材としての価値を認めて割り取りを試みたが、不測の欠損が生じたため、立地の好条件も手伝い傍示の機能を与えた刻印石に転化していると思われる。

刻印は「回」と「△」の併刻で、京極家使用刻印に推定される「回」が含まれることは、丁場境の確定に手掛かりをもたらした。「△」は城山刻印群など、他の丁場でも確認例があり、大名を明示する刻印ではなく、手順や記号など前述とは異なる機能を持つ刻印であろう。（坂田・竹村）

第1表 1号石材矢穴法量表

（単位：cm）

矢穴番号	a (長辺)	b (短辺)	c (深さ)	d (間隔)
①	11	5	6 + a	5
②	11.5	5.5	9	5
③	10.5	4.5	9	4.5
④	11.5	5.5	9.5	5.5
⑤	10	5.5	7.5	4.5
⑥	10.5	5	9.5	7
⑦	12	5.5	10.5	7
⑧	9	4.5	7.5	3.5
⑨	9.5	4.5	7	4
⑩	10	5	8	4.5
⑪	10	5.5	10	3
⑫	9.5	5.5	8	3
⑬	9 + a	5	7.5	4.5
⑭	9	—	8	—



第9図 調査風景



第10図 1トレンチ完掘状況(北から)



第11図 2トレンチ完掘状況
(北東から)



第12図 6トレンチ完掘状況
(南西から)



第13図 9トレンチ完掘状況
(北東から)



第14図 1号石材西面
コッパ散布状況



第15図 1号石材南西面



第16図 1号石材刻印面
(南から)



第17図 1号石材北面



第18図 1号石材西上面



第19図 矢穴列接写



第20図 地山に座る1号石材



第21図 刻印接写



第22図 鉄製品(表採)

第3章 まとめ

第1節 平成20年度における国庫補助金事業を概括して

本書には、平成20年度に実施した国庫補助事業による市内遺跡発掘調査（確認調査を含む）の成果を収載した。報告したものは、5遺跡5地点である。それぞれの調査契機は、第2章各節において詳説しているものでそれに依拠し、本節では制約するが、そのすべてが専用住宅建設に伴うものであった。

第1節で報告した城山南麓遺跡（K地点）は、建築基礎による損壊部分すべてを対象として確認調査レベルの記録保存調査を実施し、布基礎工法を基準にトレンチとして壁面整形して、人力による分層発掘を行った。浅い側面では現地表下16cmで室町時代の遺物包含層が確認できた。主たる遺構面は約40㎡の平面調査で現地表下30cmの所に遺存する。本遺跡の範囲内では浅い位置に遺構の存在が掌握できており、地点ごとに地形造成に大きな違いがあることが判明している。

芦屋川扇状地の右岸面は埋蔵文化財の宝庫であり、複合度の高い遺跡が連続して濃密な分布を示す。この地区では3遺跡3地点の確認調査が実施された。

第2節で報告した芦屋廃寺遺跡（第108地点）の確認調査は、調査面積14㎡未満の駐車場建設部分に限った小規模調査となったが、古墳時代の流路、古代に属する金属器加工工房関連遺構などが検出され、特に後者は芦屋廃寺の推定伽藍域に近接するため、寺院に帰属する建物施設の一部と考えられ、掌握できて貴重な資料となった。時期については、平安時代のものであり、寺域全体の焼失年代と触れ合う公算も大きい。

第3節で報告した月若遺跡（第102地点）は、都市計画道路山手幹線街路事業に伴う隣接個人住宅の塀壁建設工事を対象として実施した。遺構の損壊が著しいとの判断で行ったトレンチ3本による記録保存調査で、弥生時代後期後半から中世に及ぶ複合遺跡の様相を確認した。流路のない溝と思われる遺構が複数の時期に跨って検出され、報告に記載されたとおり、周辺数地点との関係を再整理する必要がある成果を得た。同一時期に存在する一連の遺構が複数地点に亘って、上下関係層的に掌握されたのは初めてである。出土遺物では、古代の瓦片が顕著な上、近江産緑釉陶器・灰釉陶器など注目すべき資料が含まれていた。

第4節で報告を終えた寺田遺跡（第197地点）の確認調査では、地下1階に及ぶ建築工事であったため、深い基礎底までを対象とした記録保存調査を実施したところ、古墳時代から近世に及ぶ遺物を確認し、数条に及ぶ流路や土坑、耕作痕跡などを見出した。当地点は平成19年度に、専用住宅新築に伴い既に第2次確認

調査が実施されており、昨年度に報告書も刊行している〔森岡・竹村・守田編2009〕。今回の調査では、溝2条、土坑2基、犁耕作痕2条が検出されている。同一地点で、古代・中世・近世に跨る南北流路が通時的に確認できたことは、その位置の路網性の根幹について重要な知見を得たと言える。

第5節で報告を済ませた岩ヶ平刻印群（第169地点）は、先ず敷地全体の分布調査を行い、その後、要所に10ヶ所のトレンチを掘り入れ、部分的には表土剥ぎを随時進めて、可能な限り石切場の遺構の存否を確認した。分布調査では、既に元和・寛永期の欠穴列を持つ石材1石が確認されたが、刻印石でもあり、精査を加えた結果、刻印数が二つあって、石切丁場の境としての検討が必要な調査地点となった。鉄製丸ノミの確認は近代以降のものと考えられるが、石切場の調査で採取された稀有な石材加工道具として貴重な存在である。作業具としての資料紹介が別途必要であろう。

以下では、これらの諸成果と既往調査の要諦との擦り合わせなどに充て、現段階で整理し得たことの概説を試み、まとめの責めを塞ぎたい。（森岡）

第2節 城山南麓遺跡の持つ問題点

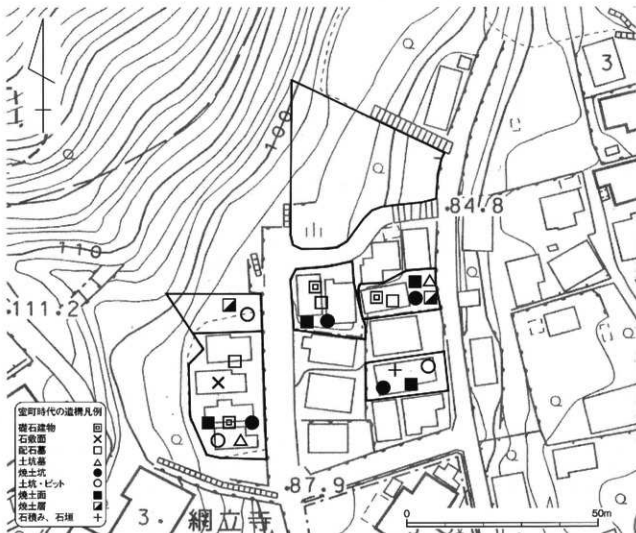
城山南麓遺跡は、遺跡の南東部が既に市街地化している関係もあって、実態が不明な複合遺跡の一つであるが、ここではK地点の調査結果を踏まえて中世後期の本遺跡についての構造上の特質に関して、現状で考えられることを要説しておきたい。そこで、再度の整理を加えると、K地点では室町時代の焼土面や3基の焼土坑などが検出された。これらの遺構の時期は、およそ16世紀前後のものと考えられ、その史的背景については、周辺の発掘情報を巡覧しつつ、芦屋地方に触れた戦国期の文献史料を踏まえ、後述する。

城山南麓遺跡は吉岡昭の発見にかかっているもので〔吉岡1944〕、通曉した遺物内容とその散布状況の検討から、遺跡の広がりや性格を広く紹介したのは1970年代中頃のことであり〔村川・森岡1976〕。中世特に室町時代の遺構の存在がクローズアップされたのは、その後数年を経てからのことであり〔森岡1982・1983・1985・1986〕。特に永正年間の築城とされる鷹尾城の攻防〔魚澄編1956、細川1963、武藤・村川・有坂1971〕との関わりが浮上するところとなった。そこで鷹尾城築城の経緯を述べる必要に迫られるが、この中世城砦に立て籠もった瓦林対馬守政頼は細川高国方の地侍であり、摂津豊島に本拠を構えた土豪である。永正4年（1507）に細川家に内紛が勃発し、細川高国は細川澄元・三好長輝と対立、前者が家督を継ぎ、永

正6年(1509)には、右京大夫を任ぜられ、2年後の永正8年(1511)には、四国に下った後者の上洛軍と交戦したものの、和泉深井の合戦で敗北に陥し、さらに澄元方の細川尚春の兵庫津上陸軍勢の深江進出と交戦、猛攻の尚春勢と京衆の援軍も交えて戦ったとされる記録が数目に値する。その折、澄元方の同族、瓦林新五郎の蘆屋城外城の記載(末吉文書・細川澄元)が注意を引くところであり、激戦の末、外城は攻め落とされたとされる。ここに登場する「外城」は、その記述から山頂部に構築された城砦とは別種の防御施設と考えられ、かねてより城山山麓部の中世後期の焼亡痕跡のみられる諸遺構との関係が問われる存在なのである。澄元方の播磨助勢、赤松義村等の大軍はその後、鷹尾城に迫り、『細川両家記』『陰徳太平記』や『瓦林政頼記』などに激戦の様子が描写される山城の攻防戦を経て(「さかしき谷、高き岸ともいわず」「息をもさせず」)、これを落城、政頼の伊丹城敗走となったので(『拾井記』『菅原為学日記』、『後法成寺尚通公記』近衛尚通日記など)、無論山城の焼失も史実であろうが、両者が一体となって蘆筋をめぐる攻防、合戦で模

能していることから、平常時には目的に沿った建物の役割や居住者の違いなどが当然あったと考えられる。

この点、山城における曲輪や堀切・堅堀などの遺構、遺物の広がり、山上推弘による縄張の想定(山上1982)や山本徹男による綿密な遺物採集記録(芦屋市教育委員会1980、森岡・藤田1980)などにより手掛かりが与えられるも、本格的な発掘データはなく、山麓部の発掘調査成果から推測される外城の様相の方がよりリアルに文献史料との関係性を探るようである。本節では具体的分析を深化させる余裕は既になく、これまで実施されてきた調査の内容を①②③の三点に特化させ、証左の得られた事項を比較できる程度の模式図を掲げることにより(第1図)、後考を期したい。それは、①外城に伴う礎石建ちの居館の存在、②これと関連する中世墳墓、③かなりの広がりを見せる焼土面と火災痕跡であり、弥生遺跡や城山古墳群とも重複して複雑ではあるものの、防御性の高い鷹尾城の全体像を想像機能を発揮するものとして捉える証左とみなされ、本地点もその外城域の想定で包括できることが明らかになった意義は大きい。(森岡)



第1図 城山山麓遺跡中世後期(15~16世紀)遺構分布概念図

第3節 芦屋廃寺関係の付属遺構をめぐって

現時点で第117次の多きに達する芦屋廃寺遺跡の調査では、草叢の環境下において常に古代寺院跡の寺域中核の正確な範囲が追いつめられてきた。堂宇が並び建つ中心伽藍が既に市街地と化した廃寺の宿命であり、手探り状態で隔靴搔痒の感を抱きつつの調査が繰り返され続けてきたのである。驚異的に変貌した街角ながら、今回事前調査の対象となった第108地点でもその観点からの調査が必要であり、結果として、金属器加工工房の一角と思しき遺構が検出されるという成果を得た。ただし、施設の時節は建立期の隆盛を経た平安時代後半段階、中心伽藍の焼亡期を上限とするものであろう。

関連する古代の遺構は、方形土坑1、土坑7、ピット12などであり、一部に一連の機能を保持したものを含んでいる。方形の土坑はほぼ平坦な床面に炭化物を大量に含む土坑（SK06・07）があって、鉄釘などの鉄製品が遺存した。被熱痕跡のみられる土製品や青銅製品が包含層やSK02～05に伴ったことを重視すれば、調査地点を含む一角に寺院直属の手工業生産の場が存在したことは疑いない。第5層の性格は、廃棄物や炭化物・灰などの包含度からみて、金属工房関連の片付けに絡んだ廃棄層や整地層と考えて大過ないだろう。当然、アトリエ自体を含む一角に火災が及んだ事態も想定されてよい。

多くの物証から招提の要をなす郡寺の性格を色濃く帯び、「兎原寺」の本称さえ予測されている仮称芦屋廃寺の場合〔森岡2008a〕、寺地をどうに定めたかが第一に問題となろう。傾斜著しく起伏に富む芦屋川扇状地に建立された芦屋廃寺のような場合は、選地の必然性や公然性が他律的なのか、あるいは自律的なのかが先ず氣に掛かるわけであり、そのことが造寺の動機や機能とも不可分な関係にあるからに他ならない。

通俗的には寺院の中核施設は金堂と塔であり、僧房の造営も伽藍の建設工事の中では率先して早い段階にスタートしていることが推測されており、仏舎の舍利を祀るという施設としての根拠に帰れば、塔と僧房とが建立の初期に不可欠な施設であることは全うな理解である〔森1998〕。ただし、仏像と經典が重視される日本古代寺院の独自性、列島の常則から察すれば、金堂建設の先行は伽藍の中心たるべきものであり、最も古い軒瓦が所用されるエリアがその候補地となる。その点、幾分の疑義を残すのが法隆寺西院伽藍様式をモデルとした軒瓦・軒平瓦の一群に明らかに先行する高句麗系軒瓦の出土地点のやや散漫な分布状態でも、現状でも敷地点に跨るだけにその性格を特定し難い状況となっている。また、著名な奈良県下の飛鳥寺や創建法隆寺（若草伽藍）、額安寺の伽藍中軸線は寺域と

思しき領域の西側に偏在する事実があり、斑田園などに描かれている倉・食堂・庫屋・馬屋などの付属施設が東半域に遺存するような変異が早くから窺える活動維持の経営形態は大いに参考とすべきであろう。しかし、そもそも平地を選んでいない芦屋廃寺の場合は、山寺風とは言えないまでも、地形に即応した寺域の階段状の造成とその後の造営工事のプランニングが変則的にならざるを得ず、現状では寺院付属施設の北側配備という処遇も捷速な推定の域内には入る。

さて、芦屋廃寺の中軸線方位が正南北を採っているらしいことは、B地点や第62地点の建物遺構の東西配置や現行土地割とは異なる創建期の占地割の存在から類推が、当地域における奈良時代と平安時代後期以降の土地割の変容についてはしばしば議論してきたところであり〔森岡2001、森岡・坂田編2004、竹村編1999〕、言うなれば、建物の本義的配置から地形重視への移行が容認され、さらに言えば、交通諸幹線がその変換の第一歩を先取りしていたものだろう。なお、今回の調査で、平安時代以降の芦屋廃寺の付属工房域が消極的なが示唆された意義は少なくない。（森岡）

第4節 芦屋川と寺田遺跡、月若遺跡

芦屋川右岸地域の主として扇状地に立地する寺田遺跡と月若遺跡は、前述したように、市内では最大面積を誇る集落遺跡であり、これまでに縄文時代から江戸時代に及ぶ各期の遺構・遺物のいずれかあるいはすべてが確認されている有力な複合遺跡である点で共通する。それまでも主として共同住宅や専用住宅に伴う事前調査でその重要性が明らかになってきたが、阪神・淡路大震災後、都市計画道路山手幹線幹線路事業に伴う発掘調査が、神戸市と芦屋市との間に事務委任するという形態を採って幹線道路の復興に絡む事前調査として長期間実施されており、平成12年度から平成21年度の約10年間に及ぶ発掘成果には目を瞠めるものがある。それらは毎年度報告書として公開されており、総集編や最終年度間際の芦屋市教育委員会による調査を含め、既に10冊に達している〔前田・平田・中居2002、前田・千種・佐伯・平田・中居2003、前田・石島・中村ほか2004、川上・阿部・中村2005、安田編2006・2007、倉本編2007・2008、安田・山本編2008、竹村・守田編2009〕。とりわけ、直近に報告された月若遺跡第96地点では、兵庫県下2例目となった珍しい小銅鐸も出土しており、各期の出土品にも恵まれた遺跡である。過去には数少ないながら、共同住宅や専用住宅に伴う調査の報告書も刊行されており〔南編1985、森岡・和田・後神編1989、森岡・和田・後神編1990、森岡・松村・後神編1991、森岡・木南1996、重藤・竹村編1999〕、落着いている資料を基に不十分ながらも描写される遺跡の全体像に接近することが可能である。

したがって、この遺跡が生活環境の選択を時代や細別された時期ごとに想像以上に鋭敏に行い、結果としてその立地的特性がある程度面的に掌握できたことは幸いであり、それらが最新の地形分類〔辻ほか2003〕とも照応する点は、無視できない成果の一つと考える。すなわち、芦屋川の右岸域では、東川以東に厚く堆積する沖積扇状地中位面構成層が認められ、弥生時代中期頃頃を下限として形成されており〔第Ⅱ様式の遺構・遺物を第55・95・127・130地点などで確認、検証〕、東川と直交する左岸側の開析小支谷はその土壌化年代から弥生時代終末期以降に堆積環境の安定化を獲得する。他方、東川の以西においては、弥生前期に既に生活に適した土地条件を満たしていたことが判明している。農耕適地として定着した人々はより良い住環境を求めて東川を超えた移動を行ったと考えられ、より高燥な扇尖を目指して芦屋川の方へと生活高度を高めた。分岐集団としての存在形態を示す中期後半、所謂凹線文土器盛行期〔寺田遺跡第55・130地点、月若遺跡第12・18地点、芦屋廃寺遺跡B地点など〕と一線を画する動態と言える。弥生時代後期から鎌倉時代にかけての居住域の複合化現象は、ひとえにこの膨らむ扇面への執着に他ならず、水田化を図る以前に広がりが必要とする居住域の選別が湿地を離れた土地に向かったことは、当然の成り行きであったと思われる。

翻って、弥生前期以前は芦屋川自体が扇状地の形成に及ぼした堆積物の供給活動が分散化し、本川としての扇縁・扇尖化の集約が停滞していたとみられ、その部位には逆に篠原式期を含む以前の安定度の高い生活が確認されている〔寺田遺跡第120・121・122地点など〕。集団間の系譜的連続性を問うことは困難であるが、少なくともより微高地を目指した居住域の中核は扇尖のより西側に収束する動態を示す。かような縄文晩期前葉の集団に対して、弥生前期後葉の初期農耕集団が芦屋川扇状地形成の不安定な自然環境を回避しつつも、東川以西の低位部での居住空間の確保に向かわざるを得なかったことは、北青木遺跡成立以降の開田化の技術態様の限界性の一端を示している〔第1・133・142・151・152・153・168地点などに通底〕。

古墳時代前期以降、中期の末にかけては、弥生時代後期後半の動向を受け継ぐ形で月若遺跡の動態と一体化した動きをみせる。耕地の近接化と共にまとまった居住域の固定化がより進んだものと推察され、集落形成から差別化された放棄地のありようが今後の課題として残されている。特筆すべきは、古墳時代後期以降、飛鳥時代にかけての動きであり、集落居住域が再び東川の流路を超えて西側の低位部での展開を著しくみせ始めることである。続く奈良時代にもその傾向は踏襲されるが、住まいの中心部は扇尖のより西側に収束する動向が窺える。これらの集落は旧郡域におい

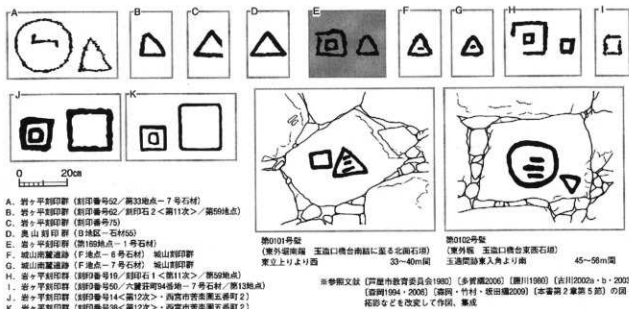
て特定の上位層が累代的に基盤を形成したところであり、特殊な渡来系群集墳である城山・三条古墳群の造営主体となった集団と見て大過ない。また、7世紀後半からはおそらく芦屋廃寺の建立と深く関与した氏族の居住と活動がみられる地域でもある。

さらに興味深い点は、鎌倉時代に入ってから動きで、再度、東川以東への偏在性が看取される〔寺田遺跡 第40・95・117・118・119・127・130・132・139・141・166・167地点、月若遺跡第70地点など〕。特にその最初期では、第117・118・119・139地点を要するより東部に開発期の建物群が比較的に密集して営まれたことが窺われており、それらは東川以西の六条遺跡の該期の建物群や園池とも併存する存在であり、その居住階層や性格といったものが注目される。これまでの調査を概括してみても、寺田遺跡からは際立った遠隔外來系の中世遺物が出土しており〔滑石製銅Ⅱ類や中国磁窯産黄釉鉄絵盤〕、遺物相から想定し得る社会階層は秀でたものであることが担保され、将来、より広域な分析や研究を必要とする。

粗雑ながらこのような分析を経て、調査を実施した第197地点の様相を改めて組上に乗せてみると、古代・中世・近世といった連綿の係わりが、環境変化を克服し固定化する土地利用の様相の一端が把握できたのではないかと考える。 (森岡)

第5節 石場の専有と境界に関する制約と許容

最後に報告している岩ヶ平刻印群〔第169地点〕は、石切場の内部構造についての手懸りの得られる採石集団の境界部分と目された地点である。主として芦の芽グループ員の分布調査の段階から、岩ヶ平刻印群は市街地にあるという特殊な残存形態が注目され、本来最も内容の把握が困難な場所に展開していることを共通認識としてきたが、山林にも及ぼ宅地開発が増加するにしたがい、徳川大坂城関連石切場の中にあつては、全国でも格段に発掘調査例を擁するものとなっており、新しい提言の数々と情報の発信はここを起点とするものが俄然多くなっている。実のところ、石切場における集団関係の基礎資料もかつて刻印群を「採石支群」と呼び換え、その下位単位として「採石小支群」と仮称したが、それは刻印種の一一定エリア集中を念頭に置いた暫定的なグループングであつた〔森岡1994〕。それは、学史的にみれば、「八十刻印群」として再認識〔藤川1976〕された「採石場としての岩ヶ平」〔藤川1979〕が奥山刻印群の分布状況の実態〔藤川1980〕に鑑み、その検出刻印数や種類の多様性に基づき、「一藩が全城を占有したとは到底考え」難いとし、「複数の小グループ〔藩〕が、領域を分け合い、または共有しつつ採石を行った」との分析された見解



第2図 大・小親子関連刻印比較一覧 1/16

〔吉川1992〕は、今にして回顧すれば、当時40個前後の刻印の分布に歴史的意義を持たせようとした重要な研究の流れと評価される。それを受けて分布状態に有意性を看取り、厳密に記号化した刻印石の分布を改めて検討した結果、限定区域ながら干渉し合わないA・B・C・D・Kの5種の刻印には、使用石材に特定遺地の領域が認められ〔森岡1994〕、領界の侵犯を互いに意識するような石場の土地割が想定できるようになったわけである。

こうした石切場における専有加工場の確保をめぐる採石集団の痕跡が発信する一定の秩序は、これまで盛んに発掘調査を行ってきた岩ヶ平刻印群の調査・研究を要として先鋭化の動きが一層強まり、確認数70を数える段階には、小浜藩京極家と鳥取藩池田家の専有採石領域の存在とその境界線の推定、これに加えて三藩(松江藩堀尾家・唐津藩寺澤家・熊本藩加藤家)のおよその石切丁場の存在が叙述されるようになった〔森岡・吉川2002〕。そして、これら一連の調査・研究の到達点が〔吉川2004〕の仕事と言え、奥山山頂主尾根から派生する南斜面中山尾根を中心に、滑動することなく単独分布をみせる奥山刻印群K地区(長州藩毛利家石切場)の悉皆調査成果〔吉川1998、森岡編1998〕は、これを先に補強するものとなった。前後して、越前福井藩松平家の戸の芽グループ分布調査データの再評価や唐津藩寺澤家の石切丁場の面的調査や分布調査成果〔吉川2003〕などの発信を受けて、〔森岡・坂田編2005〕では最新データのビジュアル化に意を注いでいる。その過程で刻印表示を目的とした当初から石場を離れることのない「勝示石」「境界石」「結界石」なる用語の定立や概念規定も同時並行してなされ〔吉川2003、竹村・白谷編2006、森岡2006・2008c・

2009a・b、森岡・坂田2008、森岡・竹村編2008b〕、所用藩不明刻印の抽出や石切場における刻印の役割、刻印を有する自然石の存在形態などの分析に及んでいる。そして、現状では、併刻刻印の意義づけに組頭や石工棟梁など階層を踏まえた下位集団の存在を示唆するなど、階層的な検討へと歩を進めている〔森岡2009a〕。

本地点の調査は、こうした課題と検証が不可欠な場所、機会であり、第2章第5節の報告部分もその目的に沿って記述されている。要となる部分は、丁場境の尾根に既知の刻印石〔吉川2002b〕が原位置状態で1石再確認でき、均等二分割技法〔森岡・坂田2005a〕による欠穴列の設営が既になされたもので、勝示のみを最後に企図したものではなかった。無論、搬出予定石材から勝示機能への役割の転換も推測できる石材であり、その内容を見定める時に刻印の併刻が一定の鍵を握っているように思える。1号石材の南側自然面には二つの刻印が確認でき、同一面ながら位置関係に上下の配置や僅かながらも大小の区別が容認される。上側の刻印が専有の主体である小浜藩京極家所用の刻印とみることには大きな問題はなく、一方下側に位置する刻印は、採石大名の特定には至っていないもので共通し〔吉川2003、森岡2006〕、家臣や組印など刻印階層としては下位になるものと考えられ、単純な符合に近いため、いま一度検討を要しよう。

そこで、既往の刻印資料による比較と類例の照合が不可欠の作業となるが(第2図)、最も関連する岩ヶ平刻印群内においては、既に吉川が悉皆調査後に作成を試みた一覧表内〔吉川2003〕に3例認められ(刻印番号52・62・75)、くっつけて数多いものではない。これを刻印A・B・Cと仮称する。また、先行して調査

結果をまとめている奥山刻印群〔藤川1980、森岡編1980〕においては、B地区の石材55のみにすぎず、いたって僅少例となる。これを仮に刻印Dと呼んでおきたい。なお、第169地点の削加工途中で残置された新出例については、煩雑さを避けるため、以後、刻印Eと呼称する。

刻印Aは、第33地点（六籠荘町40番地）にあった刻印石（7号石材）の上面に認められたもので、鳥取藩池田家所用刻印と併刻され、自然石であること、大小の格差と施刻位置に意味がありそうなこと、均等二分削技法〔森岡・坂田2005a、森岡2008c〕を採用している点が共通する。ただし、A・Bの主刻印の示す藩は上記の通り異なっている。刻印Aは、削り取ってから右宮街かどひろばに移設保存した。六籠荘町74番地に所在した刻印Bは、削石ながら自然面に遺存し、△の単独例である。大きさは一辺11cmまでのもので小さい。刻印Cは、鎌谷2番地にみられたもので、肥前唐津藩寺澤家の丁場に位置する。ユルキ谷の堰堤の南東方向に存在する工事に伴う移動石群中にあり、態様は削石となっているも、自然面に存在する。この点は先のA・Bとも共通する。大きさは一辺12cm以内に留まり、やはり小さい。一頂点を欠く刻印Dは、越前福井藩松平忠直の石切丁場に併刻なく単独で存在するようであるが、他の例と帰属関係を同等視できる状況にはない。Eは今回報告したもので、繰り返すが、大きく上位にある主刻印は、若狭小浜藩京極家の省略所用刻印と思われる。FとGは類似するが、昨年報告した城山南麓遺跡F地点で検出された刻印石（6・7号石材）に確認できたもので、共に刻印中心部の点については判読が断定できかねる資料である。僅かながら朋張り刃を有する点や大きさなどはEの資料と類似している〔森岡・竹村・坂田編2009〕。Hは岩ヶ平刻印群第59地点において調査され、報告もなされたもので、主刻印は京極家所用でEの資料とも削加工が始まっている自然石で同様な印象を持つ。回の刻印は、□の刻印と共通して西宮市苦楽園五番町一帯に限り分布することに注意が払われている〔森岡・古川2002〕。第2図に参考までに掲げたJ・Kは、それらの該当資料であり、京極家石場のエリアの東への広がりを示唆するものとして理解されている。これについては、大小主従の刻印の大きさが全く逆転しており、刻印□が単独でも京極家所用とみなせる根拠となっているやに受け取れる。

小型刻印は、かつて様々なケースを考証したことがあり〔森岡2006〕、容易に結論が導き出せない状況を吐露しているが、京極家・池田家の丁場境界示すとすれば、本例のようなケースとの併刻例からみて、下位階層同士の小型刻印の同伴には、大名層とは異なったレベルでの藩別丁場境の可能性を読み取ることは決して不可能ではないだろう。古川が示した岩ヶ平刻印

群における不明種7例の刻印は、鳥取藩池田家所用刻印と微妙に異なる○や池田家の範疇で理解されたこともある○・△の他、呪術刻印の一種とも考えられる☆なども含んでおり、若狭小浜藩京極家の所用する小型刻印と対峙した位置にある池田家小型刻印の対照関係なども考えせしめ、符丁にすぎないかもしれない○□△などの単独小型刻印の分布状態がなお一定の鍵を握ることだけは詰められたかと思う次第である。（森岡）

第6節 結びにかえて

以上、平成20年度に実施した国庫補助事業対象地の発掘調査成果などを遺跡ごとに見てきた。明治時代初期に文化財を保護するという考えが日本の社会に台頭してから100年余り、昭和25年（1950）の文化財保護法施行（法律第214号）から丸60年の歳月が経つという節目の時期を意識する昨今である。この間、文化財の保護を取り巻く環境は大きく変化し、同時に社会の価値観や国民の文化意識も随分と様変わりした。文化財の捉え方も文化遺産、文化資源としての保存や活用、さらには景観という概念をも包括した広域的で柔軟な保護活動の動きなど、埋蔵文化財の社会に占める価値や活用の将来像も変革期に入っていることを如実に実感する。専用住宅の建設事業に伴って実施されるこうした補助金適用の事業も、より後世に付加価値を引き出せるよう、運用方法や制度などを機会あるたびに見直し、果敢な決断を日夜模索しなければならない時機を迎えていると言えよう。（森岡）

引用・参考文献

- 芦屋市 1990 『芦屋のうつりかわり 市制施行50周年記念写真集』
- 芦屋市教育委員会 1980 『芦屋市埋蔵文化財遺跡分布地図及び地名表（第1分冊）』＜芦屋市文化財調査報告第12集＞
- 芦屋市教育委員会 1993 『芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図および利用の手引き』＜芦屋市文化財調査報告第24集＞
- 芦屋市教育委員会 2001 『芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図利用の手引き』＜芦屋市文化財調査報告第40集＞
- 芦屋市教育委員会 2005a 『平成8年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査－震災復興に伴う埋蔵文化財緊急確認・本発掘調査－実績報告書集』＜芦屋市文化財調査実績報告集1＞
- 芦屋市教育委員会 2005b 『平成9・10年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査－震災復興に伴う埋蔵文化財緊急確認・本発掘調査－実績報告書集』＜芦屋市文化財調査実績報告集2＞
- 芦屋市教育委員会 2006 『平成11・12年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査－震災復興に伴う埋蔵文化財緊急確認・本発掘調査－実績報告書集』＜芦屋市文化財調査実績報告集3＞
- 芦屋市教育委員会 2009a 『現地説明会資料 50年ぶりの発掘調査－会下山遺跡の国史跡指定をめざして－』
- 芦屋市教育委員会 2009b 『芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図利用の手引き』＜芦屋市文化財調査報告第80集＞
- 芦屋市立教育研究所 1978 『芦屋と古典文学』
- 芦屋市立美術館 1991 『芦屋の歴史と文化財－歴史資料展示室常設展示図録－』
- 勇 正廣・藤岡 弘 1976 『古墳時代』【新修芦屋市史】資料篇1 考古・古代・中世 芦屋市役所
- 伊野近富 1995 『土師器Ⅲ』【概説 中世の土器・陶磁器】中世土器研究会
- 今泉三郎 1977 『芦屋物語』康寿倶楽部
- 魚澄惣五郎 編 1956 『芦屋市史』本編 兵庫県芦屋市教育委員会
- 大国正美 1987 『近世初頭の『石工』と『石持ち』－役負担と身分をめぐる－』【歴史と神戸】140号 神戸史学会
- 大阪城天守閣 2002 『特別展 大坂再生－徳川幕府の大坂城再築と都市の復興－』
- 川上厚志・阿部 功・中村大介 2005 『兵庫県芦屋市 寺田遺跡発掘調査報告書 第150～153・157～160・166～168地点－都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査Ⅳ－』＜芦屋市文化財調査報告第59集＞ 芦屋市・芦屋市教育委員会
- 北垣聡一郎 2003 『石材加工技術とその用具』【古代近畿と物流の考古学】学生社
- 北垣聡一郎 2005 『城郭普請と石材の搬出入』【天下普請を支えた石材の調達－東六甲徳川大坂城石切丁場跡－】大阪歴史学会現地検討会資料
- 紅野芳雄 1940 『考古小録』西宮史談会
- 齋木 巖 編 2007 『兵庫県芦屋市 月若遺跡発掘調査報告書 第83地点－都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査Ⅵ－』＜芦屋市文化財調査報告第68集＞ 芦屋市・芦屋市教育委員会
- 齋木 巖 編 2008 『兵庫県芦屋市 月若遺跡発掘調査報告書 第89地点－都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査Ⅶ－』＜芦屋市文化財調査報告第69集＞ 芦屋市・芦屋市教育委員会
- 先山 徹 2001 『石材の代表「みかげ石」』【自然環境ウォッチング「六甲山」】兵庫県立人と自然の博物館「六甲」研究グループ編 神戸新聞総合出版センター
- 先山 徹 2005 『地質学・岩石学的にみた六甲山の御影石』【天下普請を支えた石材の調達－東六甲徳川大坂城石切丁場跡－】大阪歴史学会現地見学検討会資料
- 重藤輝行・竹村忠洋 編 1999 『寺田遺跡第95地点発掘調査概要報告書 阪神・淡路大震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査の成果』＜芦屋市文化財調査報告第32集＞ 芦屋市教育委員会
- 島 之夫 1929 『芦屋の里』宝盛館
- 高橋照彦 1995 『緑釉陶器』【概説 中世の土器・陶磁器】中世土器研究会
- 多賀左門 2006 『大坂城 石垣調査報告書（二）】築城史研究会
- 竹村忠洋 編 1999 『津知遺跡第17地点発掘調査概要報告書－芦屋西部第二地区土地区画整備事業（津知第2公園）に伴う震災復興調査－』＜芦屋市文化財調査報告第34集＞ 芦屋市教育委員会

- 竹村忠洋・辻 康男 2007 「第2章第1節 城山南麓遺跡(C・D地点)」『平成12年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書』<芦屋市文化財調査報告第65集> 芦屋市教育委員会
- 竹村忠洋・白谷朋世 編 2006 『徳川大坂城東六甲採石場Ⅴ 岩ヶ平刻印群(第85地点)発掘調査報告書-長州藩毛利家石切丁跡跡における発掘調査の成果-』<芦屋市文化財調査報告第61集> 芦屋市教育委員会
- 竹村忠洋・守田めぐみ 編 2009 『兵庫県芦屋市月若遺跡発掘調査報告書 第96地点-都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査Ⅴ-』<芦屋市文化財調査報告第76集> 芦屋市・芦屋市教育委員会
- 田辺昭三 1981 『須恵器大成』 角川書店
- 田辺眞人・森岡秀人 ほか 1979 『芦屋の生活文化史-民俗と史跡をたずねて-』 芦屋市教育委員会
- 辻 康男 2003 「Ⅱ 1 遺跡をとりまく自然環境」『津知遺跡第142地点ほか発掘調査報告書-芦屋西部第二地区震災復興地区地区画整理事業に伴う震災復興調査の成果-』<芦屋市文化財調査報告第46集> 芦屋市教育委員会
- 辻 康男 ほか 2002 「第3節 遺跡をとりまく自然環境」『六条遺跡発掘調査報告書-芦屋西部第一地区震災復興地区地区画整理事業・清水公園建設事業に伴う六条遺跡-』<芦屋市文化財調査報告第41集> 芦屋市教育委員会
- 中村博司 1986 「徳川大坂城普請参加大名の編成について」『大阪城天守閣紀要』14 大阪城天守閣
- 中村博司 2008 「天下統一の城 大坂城」新泉社
- 西谷眞治 1974 「古墳と家族」『兵庫県史』第1巻 兵庫県
- 白谷朋世 編 2006 『八十塚古墳群(第106地点)発掘調査報告書-八十塚古墳群岩ヶ平支群第10号墳と徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群の調査-』<芦屋市文化財調査報告第63集> 芦屋市教育委員会
- 畑中英二 2003 「近江における緑釉陶器生産の様相」『古代の土器研究会第7回シンポジウム 古代の土器研究 平安時代の緑釉陶器-生産地の様相を中心に-』 古代の土器研究会
- 福島正和 2006 「古代末から中世初頭の煮炊具-摂津地域における甕・羽釜・鍋-」『第25回 中世土器研究会 土製煮炊具の諸様相』 日本中世土器研究会
- 藤井重夫 1982 「大坂城垣符号について」『城と陣屋』22号 <日本城郭史研究叢書8> 名著出版
- 藤井重夫 1991 「『加藤殿後守石場』の刻印石」『葎橋』通巻63号 葎の芽グループ
- 藤川祐作 1972 「摂津大坂城(6)-芦屋山中の採石場-」『城と陣屋』65号 日本古城友の会
- 藤川祐作 1976 「八十刻印群の復元-徳川大坂城の研究三」『わだち』12号 兵庫県立芦屋高等学校史学研究会OB会
- 藤川祐作 1979 「Ⅱ 付論(2) 採石場としての岩ヶ平」『芦屋-八十塚古墳群岩ヶ平支群の調査』<芦屋市文化財調査報告第11集> 芦屋市教育委員会
- 藤川祐作 1980 「奥山刻印群」『芦屋市埋蔵文化財遺跡分布地図及び地名集(第1分冊)』<芦屋市文化財調査報告第12集> 芦屋市教育委員会
- 藤川祐作 2009 「城郭の採石場研究のあゆみと課題-東六甲採石場を中心に-」『歴史と神戸 特集 東六甲採石場と大坂城石垣の研究』48巻6号 神戸史学会
- 古川久雄 1992 「岩ヶ平刻印群における池田家筆頭家老人名刻印の発見」『葎橋』通巻65号 葎の芽グループ
- 古川久雄 1998 「奥山刻印群K地区における毛利氏所用刻印の分布と意義」『徳川大坂城東六甲採石場Ⅰ-芦屋墓園拡張工事に伴う奥山刻印群K地区内の事前発掘調査-』<芦屋市文化財調査報告第31集> 芦屋市教育委員会
- 古川久雄 2002a 「Ⅲ. 徳川大坂城東六甲採石場と岩ヶ平刻印群」『平成13年度国庫補助事業 徳川大坂城東六甲採石場Ⅱ 岩ヶ平刻印群(第11次)発掘調査報告書』<芦屋市文化財調査報告第42集> 芦屋市教育委員会
- 古川久雄 2002b 「Ⅳ. 4. 刻印石記録調査」『平成13年度国庫補助事業 徳川大坂城東六甲採石場Ⅱ 岩ヶ平刻印群(第11次)発掘調査報告書』<芦屋市文化財調査報告第42集> 芦屋市教育委員会
- 古川久雄 2003 「Ⅳ. 徳川幕府による大坂城再築と東六甲採石場」『徳川大坂城東六甲採石場Ⅲ 岩ヶ平刻印群(第12次)発掘調査報告書-芦屋市六麓荘浄水場高区配水池(水道施設)築造工事に伴う唐津藩採石場跡の発掘調査-』<芦屋市文化財調査報告第44集> 芦屋市教育委員会
- 古川久雄 2004 「徳川大坂城と東六甲採石場」『第

- 9 回中四国中世城館調査検討会～中四国の城郭にみる石垣普請～
- 細川道草 1963 『芦屋郷土誌』 芦屋史談会
- 前田保夫 1979 『六甲の断層をさぐる』<神戸の自然1> 神戸市立教育研究所
- 前田佳久・石島三和・中村大介ほか 2004 『月若遺跡発掘調査報告書 第68・69・70地点-都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査Ⅲ-』<芦屋市文化財調査報告第57集> 芦屋市・芦屋市教育委員会
- 前田佳久・千種 浩・佐伯二郎・平田朋子・中居さやか 2003 『兵庫県芦屋市 寺田遺跡発掘調査報告書 第132・133・137・139・141・142地点-都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査Ⅱ-』<芦屋市文化財調査報告第45集> 芦屋市・芦屋市教育委員会
- 前田佳久・平田朋子・中居さやか 2002 『兵庫県芦屋市 寺田遺跡発掘調査報告書 第127・130・132・133地点-都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査-』<芦屋市文化財調査報告第43集> 芦屋市・芦屋市教育委員会
- 南 博史 編 1985 『芦屋市寺田遺跡発掘調査報告書』財団法人古代学協会
- 武藤 誠・村川行弘・有坂隆道・末中哲夫 1971 『新修 芦屋市史』本篇 芦屋市
- 村川行弘 1962 『大坂城と芦屋』<芦屋市文化財調査報告第2集> 芦屋市教育委員会
- 村川行弘 1970 『大坂城の謎』学生社
- 村川行弘 1971 『第二章 考古学上からみた芦屋』『新修 芦屋市史』本篇 芦屋市
- 村川行弘 1976 『歴史時代』『新修芦屋市史』資料篇1 芦屋市役所
- 村川行弘・佐々木幸雄・藤岡 弘 1967 『I. 芦屋市埋蔵文化財包蔵地台帳』『芦屋市埋蔵文化財包蔵地台帳 八十塚E号墳発掘調査報告』<芦屋市文化財調査報告第5集> 芦屋市教育委員会
- 村川行弘・藤岡 弘 1970 『芦屋鹿所址』<芦屋市文化財調査報告第7集> 芦屋市教育委員会
- 村川行弘・森岡秀人 1976 『弥生時代』『新修芦屋市史』資料篇1 芦屋市役所
- 森 郁夫 1998 『日本古代寺院造営の研究』法政大学出版会
- 森岡秀人 1974 『芦屋市金津山古墳測量調査報告』芦屋市史編集室
- 森岡秀人 1982 『城山南麓遺跡A地点確認調査報告書-芦屋市山芦屋町・児島邸建設予定地の埋蔵文化財調査結果の概要-』 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人 1983 『城山南麓遺跡B地点緊急発掘調査の概要-城山17号墳の発掘と中世建物群の部分確認-』 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人 1985 『城山南麓遺跡A地点』『兵庫県埋蔵文化財調査年報 昭和57年度』兵庫県教育委員会
- 森岡秀人 1986a 『古墳時代の芦屋地方(下)』『兵庫県の歴史』24号 兵庫県(県史編集室)
- 森岡秀人 1986b 『城山南麓遺跡A地点』『埋蔵文化財調査メモリアル』80～85』<芦屋市文化財調査報告第14集> 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人 1987 『古墳時代の芦屋地方(上)-近年の遺跡調査をふりかえって-』『兵庫県の歴史』23 兵庫県
- 森岡秀人 1988 『古墳時代の芦屋地方(下)-近年の遺跡調査をふりかえって-』『兵庫県の歴史』24 兵庫県
- 森岡秀人 1990 『前方後円墳からみた古墳時代の阪神地方』『考古学論集』第3集 考古学を学ぶ会
- 森岡秀人 1994 『Ⅲ. 総括』『平成5年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書』<芦屋市文化財調査報告第25集> 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人 2001 『摂津国見原郡葦屋郷・賀美郷考証覚書』『考古学論集』5 考古学を学ぶ会
- 森岡秀人 2006 『刻印の検討と意味づけについて』『徳川大坂城東六甲探石場Ⅵ 岩々平刻印群発掘調査報告書 第32・33・45・67・70・79・81・91地点-平成9・11・14・15・16年度国庫補助事業-』<芦屋市文化財調査報告第64集> 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人 2008a 『第1章 考古学が語る本庄地区周辺の地域史』『本庄村史 歴史編-神戸市東灘区深江・青木・西青木のあゆみ-』本庄村史編集委員会
- 森岡秀人 2008b 『金津山古墳被葬者考』『芦屋市立美術館研究紀要』第1号 芦屋市立美術館
- 森岡秀人 2008c 『築城石・石切場と切石規格化をめぐる一試考』『権原考古学研究所論集』15 八木書店
- 森岡秀人 2009a 『芦屋市域の徳川大坂城石垣探石場』『徳川大坂城石垣シンポジウム「大坂城の謎」を解く 大坂城総合学術調査から50年』読売新聞大阪本社ほか
- 森岡秀人 2009b 『書評 築城史研究会編「大坂城石垣調査報告書(二)」-地道な刻印調査

- の成果に接して」『歴史と神戸 特集 東六甲採石場と大坂城石垣の研究』48巻6号 神戸史学会
- 森岡秀人 編 1998 『徳川大坂城東六甲採石場Ⅰ－芦屋墓園拡張工事に伴う奥山刻印群K地区内の事前発掘調査－』＜芦屋市文化財調査報告第31集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・坂田典彦 2005a 『V(1)石切技術の革新とその具体例』『徳川大坂城東六甲採石場Ⅳ 岩ヶ平石切丁場跡－宅地造成工事に伴う埋蔵文化財事前調査の記録と成果－』＜芦屋市文化財調査報告第60集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・坂田典彦 2005b 『V(3)検出刻印をめぐる二、三の問題』前掲＜芦屋市文化財調査報告第60集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・坂田典彦 編 2003 『平成12・13年度国庫補助事業 寺田遺跡(第128地点)発掘調査報告書－集落東端部の様相と知見－』＜芦屋市文化財調査報告第47集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・坂田典彦 編 2004 『津知遺跡(第181地点)発掘調査報告書－共同住宅建設事業に伴う遺跡西限の様相把握－』＜芦屋市文化財調査報告第50集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・坂田典彦 編 2005 『徳川大坂城東六甲採石場Ⅳ 岩ヶ平石切丁場跡－宅地造成工事に伴う埋蔵文化財事前調査の記録と成果－』＜芦屋市文化財調査報告第60集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・竹村忠洋 2000 『阪神・淡路大震災に伴う埋蔵文化財震災復興調査の経過と課題－芦屋市における5年間を振り返って－』『地震災害と考古学Ⅰ』日本考古学協会
- 森岡秀人・竹村忠洋 編 2006 『徳川大坂城東六甲採石場Ⅵ 岩ヶ平刻印群発掘調査報告書 第32・33・45・67・70・79・81・91地点－平成9・11・14・15・16年度国庫補助事業－』＜芦屋市文化財調査報告第64集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・竹村忠洋 編 2008a 『平成14年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書 市内遺跡及び震災復興に伴う埋蔵文化財緊急確認・本発掘調査の成果 芦屋庵寺遺跡(第74・75・77・79地点) 寺田遺跡(第143地点) 六条遺跡(第43地点) 津知遺跡(第43・69地点) 大原遺跡(第45地点) 打出岸遺跡(第35地点)』＜芦屋市文化財調査報告第72集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・竹村忠洋 編 2008b 『平成18年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書－徳川大坂城東六甲採石場Ⅵ－岩ヶ平刻印群(第122地点) 岩ヶ平刻印群(第124地点) 岩ヶ平刻印群(第126地点)』＜芦屋市文化財調査報告第73集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・竹村忠洋・坂田典彦 編 2009 『平成14年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書 震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査とその成果 城山南麓遺跡(E・F・G地点) 冠遺跡(第23地点) 芦屋庵寺遺跡(第81・88地点) 月若遺跡(第74地点) 寺田遺跡(第144地点) 津知遺跡(第123・187地点) 打出岸遺跡(第38・39地点) 久保遺跡(第47・48地点) 打出小畑遺跡(第36・37地点)』＜芦屋市文化財調査報告第78集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・竹村忠洋・古川久雄 編 1999 『芦屋庵寺遺跡(第53地点)・寺田遺跡(第104地点) 震災復興埋蔵文化財確認調査概要報告書 津知川排水区雨水管敷設工事(東川用水路推定地)に伴う確認調査』＜芦屋市文化財調査報告第35集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・竹村忠洋・守田めぐみ 編 2009 『平成19年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査報告書 寺田遺跡(第191地点) 山芦屋遺跡(S14地点)』＜芦屋市文化財調査報告第79集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・藤田和尊 1980 『遺跡地名表(～1980年3月現在時)』『芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図及び地名表(第1分冊)』＜芦屋市文化財調査報告第12集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・古川久雄 2002 『V.まとめ』『平成13年度国庫補助事業 徳川大坂城東六甲採石場Ⅱ 岩ヶ平刻印群(第11次)発掘調査報告書』＜芦屋市文化財調査報告第42集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・松村朋世・後神 泉 編 1991 『平成2年度国庫補助事業 寺田遺跡第23次地点 寺田遺跡第24次地点 寺田遺跡第25次地点 寺田遺跡第27次地点 芦屋庵寺遺跡M地点 芦屋庵寺遺跡N地点 発掘調査概要報告書』＜芦屋市文化財調査報告第21集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・村川義典 1996 『摂津国』『兵庫県史の考古学』吉川弘文館

- 森岡秀人・和田秀寿・後神 泉 編 1989 『昭和63年度国庫補助事業 芦屋廃寺遺跡K地点・寺田遺跡第16次地点発掘調査概要報告書』＜芦屋市文化財調査報告第17集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・和田秀寿・後神 泉 編 1990 『平成元年度国庫補助事業 寺田遺跡第20次地点 金津山古墳後門部範囲・構造確認調査 三条九ノ坪遺跡第4地点 発掘調査概要報告書』＜芦屋市文化財調査報告第19集＞ 芦屋市教育委員会
- 森田 稔 1995 『「中世須恵器」『概説 中世の土器・陶磁器』 中世土器研究会
- 安田 滋 編 2006 『兵庫県芦屋市 業平遺跡第61地点 月若遺跡第79・81地点 寺田遺跡第178・181地点 発掘調査報告書ー都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査Vー』＜芦屋市文化財調査報告第62集＞ 芦屋市・芦屋市教育委員会
- 安田 滋 編 2007 『兵庫県芦屋市 月若遺跡発掘調査報告書 第83地点ー都市計画道路山手幹線街路事業に伴う発掘調査VIー』＜芦屋市文化財調査報告第68集＞ 芦屋市・芦屋市教育委員会
- 安田 滋・山本雅和 編 2008 『芦屋市山手幹線街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の概要ー総集編ー』＜芦屋市文化財調査報告第74集＞ 芦屋市・芦屋市教育委員会
- 山上雅弘 1982 『鷹尾山城現状レポート』『芦の芽』35 芦の芽グループ
- 山田清朝 編 2001 『寺田遺跡（第117～124地点）発掘調査概要報告書 都市計画道路川西線建設に伴う発掘調査ー震災復興調査ー』＜芦屋市文化財調査報告第39集＞ 芦屋市教育委員会
- 山本信夫 1995 『「中世前期の貿易陶磁器」『概説 中世の土器・陶磁器』 中世土器研究会
- 吉岡 昭 1944 『摂津国芦屋郷土石器時代文化研究』（和綴墨書）、武蔵誠・上田祥子・森岡秀人採録 芦屋市 1976 『新修芦屋市史』資料篇1
- 渡辺 武 1981 『大阪市 大坂城』『日本城郭大系』第12巻 新人物往来社

報告書抄録

ふりがな	へいせい20ねんどこっこほじょじぎょう あしやしないいせきはくつちようさがいようほうこくしょ
書名	平成20年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書
副書名	城山南麓遺跡（K地点） 芦屋廃寺遺跡（第108地点） 月若遺跡（第102地点） 寺田遺跡（第197地点） 岩ヶ平刻印群（第169地点）－徳川大坂城東六甲採石場X－
巻次	
シリーズ名	芦屋市文化財調査報告
シリーズ番号	第84集
編著者名	（執筆・編集）森岡秀人・竹村忠洋・坂田典彦・白谷朋世
編集機関	芦屋市教育委員会社会教育部生涯学習課（文化財担当）
所在地	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL. 0797-38-2115
発行年月日	2010年（平成22年）3月31日

所収遺跡名		城山南麓遺跡（K地点）		発掘調査担当者		竹村忠洋・坂田典彦					
所在地		兵庫県芦屋市山芦屋町6番地6									
コード		北 緯		東 経		調査期間		調査面積		調査原因	
市町村		遺跡番号									
28306		34度74分19秒		135度29分56秒		20080624～20080703		39.12㎡		個人住宅建設	
所収遺跡名		種 別		時 代		主な遺構		主な遺物		特記事項	
城山南麓遺跡 （K地点）		集落跡		中世 （室町時代）		焼土面 焼土坑 石積遺構		土師器		文献にしばしば現れる「平城」「外城」との対応関係が今後注目される。	
要 約		城山山頂で唐馬城が機能していた室町時代と触れ合う時期の遺構を検出した。山頂に築かれた城と、山麓に営まれた集落ないしは防堀・墓地との関連を知る上で貴重な事例の一つとなった。									

所収遺跡名	芦屋廃寺遺跡 (第108地点)		発掘調査担当者	森岡秀人・白谷朋世	
所在地	兵庫県芦屋市西山町147-4				
コード	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号				
28306	34度73分59秒	135度29分68秒	20080625・20080707～20080717	13.5㎡	個人住宅建設
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
芦屋廃寺遺跡 (第108地点)	集落跡 寺院跡	古墳時代・古代 (飛鳥時代～平安時代) ・中世	方形遺構 土坑 ピット	弥生土器・土師器・須恵器・黒色土器・灰釉陶器・瓦器・陶器・磁器・瓦・土製品・鉄製品 (鉄釘)・青銅製品・スラグ	古墳時代後期の包含層。律令期と平安時代後期を中心とする土師器・須恵器・灰釉陶器・瓦片等を含む複合層。炭化物の含有の多い塩土を有する金属加工に伴う工屑跡を検出。
要 約	律令期の土師器・須恵器・瓦や平安時代後期の土師器・須恵器・灰釉陶器・瓦器・瓦等を含む腐層層を検出。炭化物が多く、芦屋廃寺関連遺物の火災後の片付けによる廃棄層と考えられる。また、金属加工工場の存在が想定され、東川が下刻した谷に接する位置に寺院に伴う工房跡が展開し、西側の東川に向かって恒常的な廃棄を行っていたことが想定される。さらに、下位に古墳時代後期の包含層を確認した。				

所収遺跡名		月若遺跡 (第102地点)		発掘調査担当者		竹村忠洋					
所在地		兵庫県芦屋市月若町68-2									
コード		北緯		東経		調査期間		調査面積		調査原因	
市町村		遺跡番号									
28306		34度73分41秒		135度29分97秒		20081126～20081204		27.0㎡		個人住宅建設	
所収遺跡名		種別		時代		主な遺構		主な遺物		特記事項	
月若遺跡 (第102地点)		集落跡 官衙跡 生産遺跡		弥生時代～近世		道路・溝・地蔵坑 溝 (砂坑)		弥生土器・土師器・須恵器・黒色土器・灰釉陶器・緑釉陶器・瓦器・陶器・磁器・古代瓦・土製品 (土師・イダコ型)・鉄製品		古代瓦片が多数出土。緑釉陶器が出土。中世以降の地表面積を検出した。	
要約		弥生時代後期後半から終末期の道路もしくは溝1条 (SD02)、古代の溝1条 (SD01)、中世以降の地表面積 (砂坑) 1条が検出された。SD02は第81地点SD203および第100地点SD02と連続しており、さらに寺田遺跡第128地点SD04とつながる可能性がある。SD01は、7世紀後半に開削された溝で、北北西から南南東に少なくとも110mの距離を直線的にのびていることが確認されており、周辺では飛鳥時代～奈良時代の官衙要素の強い遺物の出土が数多く確認されていることから、当地域に古代の官衙や寺院に関連する施設があったと推定される。									

所収遺跡名		寺田遺跡 (第197地点)		発掘調査担当者		竹村忠洋							
所在地		兵庫県芦屋市月若町74-2											
コード		北緯		東経		調査期間		調査面積		調査原因			
市町村		遺跡番号		34度73分30秒		135度31分63秒		20081009～20091106		29.93㎡		個人住宅建設	
28306													
所収遺跡名		種別		時代		主な遺構		主な遺物		特記事項			
寺田遺跡 (第197地点)		集落跡 官衙跡		古墳時代～近世		道路もしくは溝・ 溝		土師器・須恵器・黒色土器・瓦器・ 陶器・白磁・灰付磁器・瓦・土製品 (土 師)・サメカイト剥片・磁器片・瓦片・ 鉄製品		7世紀に開削された直線的にのびる 大溝の一部を検出した。当溝の埋 土からは古代の瓦片が多数出土し た。			
要約		今回の調査は、寺田遺跡第191地点と同じ敷地で実施された。古代～近世の道路もしくは溝が5条検出された (SR01～05)。SR05は、月若遺跡第81・100・102地点で検出されたものとほぼ同じで、7世紀後半頃に開削され、幅約550cm、深さ約80cmの規模をもって、北北西から南南東に少なくとも110mの距離を直線的にのびているものと推定される。当溝とその周辺からは飛鳥時代から白鳳文化期の瓦片が複数出土しており、さらに、鉄器生産に伴うと考えられる灰渣や多数の製鐵土器片が出土するなど、官衙要素の強い遺物が数多く認められる。これらのことから、当地域において、古代の官衙もしくは寺院に関連する施設があったと考えられる。											

所収遺跡名 とりおさるゐせき		いわがひらくわんしん 岩ヶ平刻印群 (第169地点)		発掘調査担当者		竹村忠洋・坂田典彦							
所在地 とりおさるゐし		ひょうごけんあしひらしくろくさうちやう ばんち 兵庫県芦屋市六麓荘町74番地2、3											
コード		北 緯		東 経		調査期間		調査面積		調査原因			
市 町 村		34度75分40秒		135度30分82秒		20080917～20081023		124.23㎡		個人住宅建設			
遺跡番号													
28206													
所収遺跡名		種 別		時 代		主な遺構		主な遺物				特 記 事 項	
岩ヶ平刻印群 (第169地点)		生産遺跡		近世		矢穴石 (刻印石)		鉄製ノミ (タガネ)				「回」と「△」が併刻された矢穴石1石を確認した。	
要 約		石材中央に1列の矢穴列を穿つ刻印石を確認した。不測の割れが生じたため、石垣用材から傍示刻印石に機能変換が成されていると考えられる。2種類の刻印が併刻されており、京極家に推定される丁場である。											

芦屋市文化財調査報告 第84集

平成20年度国庫補助事業
芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書

平成22年(2010)3月31日 印刷発行

発行者 芦屋市教育委員会

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL. 0797-38-2115

編集者 芦屋市教育委員会社会教育部生涯学習課(文化財担当)

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL. 0797-38-2115

印刷所 有限会社 岸本出版印刷

〒652-0806 兵庫県神戸市兵庫区西柳原町3番地29

TEL. 078-681-2456 ㊞

Ashiya Archaeological Record 84

2010.3

Ashiya City Board of Education, Japan